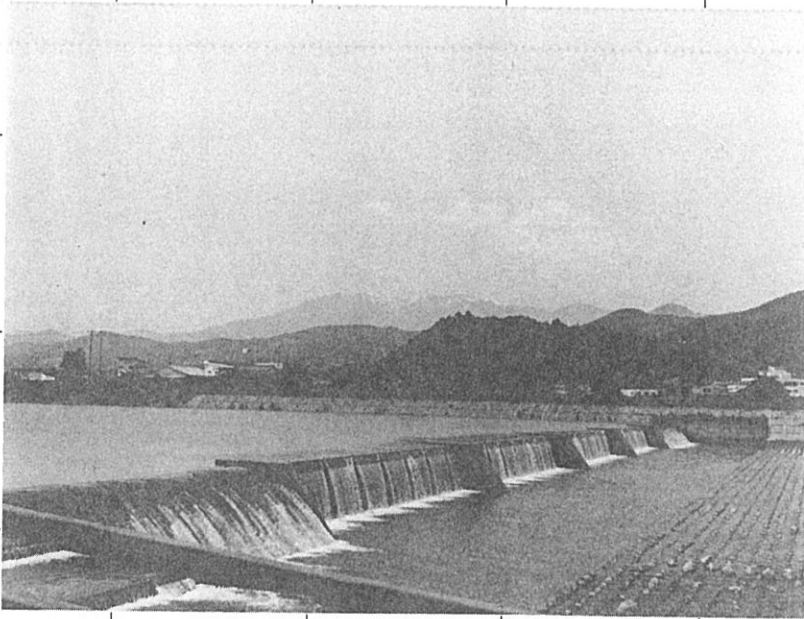


ISSN 0914-8671

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.35
第17卷
1号
1988.7



農 村 計 画 第 35 号

目 次

はじめに	
1. 農村景観について	江崎陽一郎… 2
2. 総合保養地域整備法の制定と農山村地域の開発	川嶋 久義… 7
3. 水のある農村景観	佐藤 俊郎…19
4. 緑の景観の創造と保全	勝野 武彦…25
5. 田尻町の町づくり	峯浦 耘蔵…37
6. 国営藤沢開拓事業とまちづくりについて	竹原 昭雄 宮本 英昭…45
7. 新しい時代のふるさと農業へ	佐藤 光雄…54
事務局通信	…64
編集後記	…66

表紙写真：内親頭首工（宮城県白石市）

蔵王連峰で生まれる水は潤沢で今日も耕地を潤している。圃場へ向かう農民もこの様子を見て一日の活力としている。

第10回農村計画研究部会現地研修集会

主 催 農業土木学会
農村計画研究部会

協 賛 農村計画学会

1. テー マ 「ゆとりとやすらぎのある農村計画を
求めて—農村景観の整備と創出—」
2. 日 時 昭和63年7月20日(水) 研修集会
21日(木) 現地見学
3. 場 所 仙台市 電力ホール
仙台市一番町三丁目7-1 電力ホール7F
TEL (022) 225-2251 (代)
3. プログラム
- (1) 研修集会 7月20日(水) 9:30~17:30
- 9:00~9:30 受付
- 9:30~10:00 挨拶
- 午前の部
- 10:00~10:40 「農村景観について」
宮城教育大学教育学部
教授 江崎陽一郎
- 10:40~11:40 「総合保養地域整備法の制定と
農山村地域の開発」
農林水産省構造改善局
水利課長補佐 川嶋 久義
- 11:40~12:20 「水のある農村風景」
東京農業大学農学部
教授 佐藤 俊郎
- 12:20~13:20 昼 食
映画「味と湯の旅」
- 午後の部
- 13:20~14:00 「みどりの景観の創造と保全
—西ドイツの農村における
事例を中心にして—」
日本大学農獣医学部
助教授 勝野 武彦
- 14:00~14:40 「田尻町のまちづくり」
宮城県遠田郡田尻町
町長 峯浦 耘蔵
- 14:40~15:00 休 憩
- 15:00~15:40 「国営藤沢開拓事業と
まちづくりについて」
東北農政局藤沢開拓建設事業所
工事課長 竹原 昭雄
開発計画課長 宮本 英昭(発表者)
- 15:40~16:40 「新しい時代のふるさと農業へ
—宮城の土地改良—」
宮城県農政部農地計画課
課長 佐藤 光雄
- 16:40~17:00 質疑応答
- 17:00~17:05 現地見学の概要説明
- 17:05~17:10 閉会の辞
- (2) 懇 親 会 7月20日(水) 18:00~20:00
場 所 江陽グランドホテル 5F「鳳凰の間」
仙台市本町2丁目3-1 (広瀬通)
TEL (022) 267-5111(代)
- (3) 現地見学会 7月21日(木)
- Aコース(仙南)
県庁前—青葉城址—広域農道(隈西地区) 経
由—モデル事業農村環境改善センター—阿武
隈川舟くんだり—国営かん排(角田)—竹駒神
社—仙台空港—仙台駅
- B1, B2コース(仙北)
県庁前—高度利用は場整備(南八丁)—海岸
環境整備(手樽)—松島海岸~松島遊覧~塩釜
—仙台空港—仙台駅 B1コース
—塩釜神社—仙台駅 B2コース
5. 参加費用
- (1) 研修受講費 8,000円
- (3) 懇親会費 5,000円
- (3) 現地見学費 Aコース 5,000円
Bコース 6,000円

はじめに

農村計画研究部会研修集会担当幹事

藤 沢 和*

本刊は「第10回農村計画研究部会現地研修集会」報告の特集号である。

第10回の記念すべき研修集会のテーマは、“ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて——農村景観の整備と創出——”である。この課題のもとに、宮城県において7月20日と21日の両日開催されるに至った。

都の都仙台に相応しい本テーマは、最近全国的な盛り上りを見せているがその中で特に宮城県において、その気運高まり、時を得て今ここに展開することになった。

本題の農村景観(Rural Landscape)については、今日突然言い出されたものではなく、以前からいろいろの形で農村景観は語られ論ぜられていたものと思われる。例えば京都の名庭修学院離宮も水田が景観の中に組込まれており、奈良の慈光院も借景として田園風景を巧みに取り込んでいる。また農業土木の中にも防風林とか、はげ並木とか、鎮守の森等いろいろな形で生活空間の中に溶け込んでおりそれが風土として生きてきたのであろう。また農業土木人の中にも研究者が居られたであろうがしかし、声を大にして言うまでには至らなかった、生産第一でなかなか言い出せなかったのであろうか。だが今は違う、皆んなで考え、語り合い考究しあって実施して行くことはむしろ必至である。今や農村空間というものは、そこに住む農村人一人のものではなく、国民全体のものとして位置づけ、守り、育てていかねばならぬ貴重な財産と思われる。

ところで本題の“景観”とはいったい何か、広辞苑によると「自然と人間界の事が入りまじっている現実のさま」とある。人類は大自然の中で生れ育って来たが、時としてその母体を忘れかねない今日の開発ラッシュである。自然は特に景勝の地でなくとも人類にとって貴重な空間であると同時にやすらぎの空間でもあるのである。

さて、講師の先生方の紹介だが、各人各様の半生をかけた景観論、農村再開発論等で、明日へ向っての貴重な

提言であるので軽々に論ずるべきでないが、しかし一言づつあえて注釈させていただくと、江崎陽一郎講師は豊富な教育経験を礎に自然と人間、環境と教育とのかかわり合いに関し独自の論旨を展開し、川嶋久義講師は、今日の農林水産省の果すべき役割とはいったい何かを主眼として農山村の開発、自立し得る農業、リゾート構想等行政面から厳しく追及せられている。また、佐藤俊郎講師は、水との豊富なふれあいの中で、風土と水と農業とのかかわり合いで景観を論じられ、勝野武彦講師は、若さと行動力で西独の農村景観ときめこまかく取り組み日本と対比して貴重な提言をしている。峯浦耘蔵講師は追いつめられた田尻町を我が生命として再生に向け、実績を上げ、今なお明日に向って立っている姿がみられ、竹原昭雄・宮本英昭両講師は、地域自ら独創性をもたせ、創意工夫して、また、科学技術の英知を結集して農業の確立と高生産性を打ち出し、農業と共に生き抜く強い姿勢がうかがわれ、最後の佐藤光雄講師は、農業の前途は厳しいが、これに対し柔考挑題な姿勢で対処し新しい21世紀を切り開こうとしている。

以上であるが、多忙な折にもかかわらず、講演を快諾下された講師の方々に厚く御礼申し上げる。

また当集会の開催にあたっては、宮城県農政部農地計画課を中心として、農林水産省構造改善局建設部総合整備事業推進室松浦良和課長補佐はじめ多くの方々に支援と助言を得た。また岩手大学農学部岡本雅美教授には適切なアドバイスをいただき、農林水産省農業土木試験場今井敏行室長には陰からおしめない支援を賜り、その他にも数多くの方々の協力を得たので本誌上をかりて厚く御礼申し上げる次第である。

最後に本研修集会を機に農村景観や農村空間に対する意識が一層高まり、日本農村の新しい一歩とならんことを全国から御参集された方々と共に祈りたい。

* 明治大学農学部助教授(ふじさわ かず)

農村景観について

江崎陽一郎*

1 はじめに

まず、景観をどのように認識しているか簡単に触れることにしたい。

景観とは、人々の目に映ずる空間の有様であり、換言すれば、農村景観とは、その地域の自然と農業（技術を含む）と農民や農村に居住するものの生活（道具・装置、施設を含む）とそのかかわりの総体、即ち好むと好まざるとにかかわらないこれらの関係の総体として、表現として認識されなければならない。

澄んだ空気や山々の景色を、静かな街並みや村のたたずまいを等々、ある地域の一つの表現の側面として使われることは、その地域の生活主体を抜きにした植民地的景観（適切でないが、都市空間が失ったものを求めたり補うための、地域住民の生活の安定と向上とは別の経済効率や競争の原理、外来者や旅人の感傷、勝手気ままな要求にもとづく地域開発の結果生ずるの意）を意味することになり、強いては、景観と深くかかわる地域計画（手法・技術を含めて）を進める上でも好ましくない。

景観をこのように認識する故に以下、特に関係の深い地域計画についても若干触れておく。

地域計画とは、或る土地（地域）に住み生活（人間が人間として生命を維持するためにかかわる、生産や消費の過程＝営み）している主体としての人々がその暮らし（生き方を含めて）を通してかかわる環境を、その人々にとってより好ましい方向に整えること、その結果が現状より更に好ましい人間存在として展開される条件を、その方法と具体物を含めて創造していくことである。

ここでいう主体とは、当然一人一人の個人である。そ

れも、そこに住み生活している個人である。このように主体を個人としてとらえた時にはじめて人間と人間との関係すなわち社会関係（例えば加害者と被害者の関係）が明確になってくる。

また、地域は、更に大きな広い地域とのかかわりの中で好ましさを可能にし、主体としての個人、個人にも豊かさを招来することは明らかである。その意味において国土（広域）を地域（そこに住み生活する人々を含めて）の計画整備（住みよさ）とどうかかわらせて認識するかが地域の在り方を具体的に拘束する。ある意図をもった国土計画のために地域が奉仕させられたり、即ちある地域の開発、整備をそこに住む人間とその生活をも含めて、手段とする立場の誤りを指摘したい。

要言すれば、農村の人々の生きる条件、即ち生命と生活の連なりを、生産・労働・消費・休養の社会でのしきみを明らかにするなかで、農村の生活空間を、人間と自然と社会との合法的な関係で正しく認識していくという立場を明確にしておきたい。

上述のように景観を生活主体の生きる条件として地域に表現される総体として広義に理解することから、以下地域の問題として若干の視点をあげて述べていくことにしたい。

2 地域の認識

毎日の生活は、その人々が居住する地域、即ち、その地域空間及び社会的諸関係の総体の影響のもとで営まれる。

換言すれば、地域とは人間が具体的に生きる条件に他ならない。

* 宮城教育大学教育学部教授（えさき よういちろう）

この地域という環境は、生活主体としての地域住民一人一人に対して、人間社会（人間が作りだした道具や施設、装置、機関そして組織なども含めた諸々の関係）と自然（動植物や大気、水など無機的なもの）として意識される。

ここで改めて確認しなければならないことは、人間が人間らしく生命を維持してゆく営み（生活）にとって、地域（環境）の主体は人間であるということ、即ちその地域に住み生きている住民一人一人であるということである。

地域（環境）が、ことさら意識されるのは、この主体としての人々の生き方、暮し方に地域（環境）が大きくかかわっているからである。

地域と教育のかかわりが、例えば「地域に根ざす教育」「地域に開かれた教育」「地域生涯教育」といった形で、重要課題となっていることの意味もまたここにあるといえる。

高度経済成長期における、産業化、都市化は地域社会を大きく変貌せしめた。

その歪みは、農山漁村においては、地場産業を破壊させ、兼業、出稼ぎ問題を一般化させ、過疎化や人口の高齢化を急速に進行させた。その結果、村落共同体は崩壊し、住民の生産・生活共同によって支えられてきた地域生活環境は劣悪なものとなった。

また、工業の誘置による地域開発を進めたところでは、一部自然破壊、公害の発生といった新しい問題と新旧住民の対立問題を作り出したことを想起されたい。

このような状況の中で、かつて日本人が、その長い歴史の中で積み重ねて作りあげた地域景観やそこにちりばめられている固有の文化は急速に破壊し去られようとしている。

一方、人口、産業の集中地域である大都市やその周辺では、過密化、公害が更に深刻な問題となり、歴史的景観を荒々しく破壊し、蓄積された文化を窒息させるような開発が進められたことも事実である。

伝統的地域社会の崩壊は、地域社会がもっていた教育的機能を失わせ、学校教育も、地域や子どもや親達の生活から遊離し、地域教育力は極度に減退させられた。

地域の荒廃、環境破壊の深化は、その歪みとして教育

にも重大な影響をもたらした。

特に、1970年後半から、地域の問題が顕在化してきたことに注意すべきである。

ここで、環境としての自然についても明確にしておくなければならない。

例えば、私達が毎日口にする食物は、生物である。しかしごく一部を除けば、飼育され栽培された動植物に他ならず、人間が作り出し、人間社会のしくみの中で手を加えられたものとして二次的な環境としての「自然」なのである。

日本の自然もまた、そのほとんどすべてがそこに住む人々を中心として民族の営々とした長い間の努力によって作り出されてきたものであり、文化財なのである。

注意しておきたいことは、それが農村であれ都市であれ、私達が現在住み生きている地域の自然や生産、生活、そして暮らしや行動といったものを含めて、生活様式それ自体が大切な文化財であることを認識すべきだということである。

私達人間は、自然をつくり変え、自然に働きかけて社会をつくってきた。逆説的に言えば、人間社会のあり方、つくり方が自然としての環境を大きく左右しているのである。

私達は、人間社会の中で生活している。人と自然とのかかわりも必ず人間社会のしくみを通して行われている。それ故に自然を媒介として起こってくる自然破壊、環境破壊、地域破壊等、諸々の問題の加害者は誰れで被害者は誰れかもまた自ずと明らかになってくる。

自然に対するこのような理解を明確にしておかなければ、社会現象としての地域・環境問題の重大さを見失い、すぐれた地域・環境をつくり出すための方向も手法も間違ってしまうことになる。

それぞれの地域は、独自の文化を持った一つの社会である。具体的な地域は、それぞれ自然や社会関係の中で存在し、その中で人々の生活は営まれる。それ故に、その地域はその土地ならではの文化を生み、社会を成立させているのである。

すばらしい地域は、そこに住みたいとか住み続けたいとかいう魅力を内面に育み、そのための努力に人々を駆り立てる。そのことがすばらしい生活主体者を生きさ

せ、更にすばらしい生活主体者を再生産する。

地域への働きかけをも含めて、地域のあり方如何が、人間の生きる条件として不可欠なものとなってくるからである。

よりよい地域とか、好ましい環境といった場合の“よりよさ”“好ましさ”は、そこに住み生きて具体的に生活を営んでいる地域住民の生活との関係で決まり、同時にそれは、それらの人々の主体的条件（生活の状況・条件）をもとにつくられる生活要求に関係してくるのである。

よりよい、好ましい地域・環境・地域生活がどのよなものかについて、語り、その内容を理解し、必要なかわりを具体的に示し得る力をもつもの、更にいえば、具体的な地域環境への働きかけの内容と方法を最終的に決定し得る力をもつものは、その地域に住み、生きようとする地域住民をおいてほかにない。

地域・環境づくりは、飽くまで地域に住む住民の生活の安定と向上のもとになされなくてはならない。

経済効率や競争の原理で社会を動かそうとしたり、単なる外来者や旅人の感傷、勝手気ままな要求に基づく地域開発、環境保全であってはならない。

外側からの開発をチェックし、地域に固有の自然や歴史的、文化的な遺産（文化財）を正しく評価し保存するための開発は、広い意味での地場産業を基礎にした生活の上に立って、地域住民の福祉と生活向上に結びつけて具体的に計画することが重要である。

地域住民の民主的、主体的、自主的な要求に協力する専門家、研究者などの役割もまたここにあるといわなければならない。

それぞれの地域が、特色ある地域文化を育ててゆく中にこそ、本当の生活の豊かさを創り出していく基盤があり、その基盤の上に築かれる生活は、そこに住み生きるものにとっても、またその土地を訪れるものにとっても味わいあるものになってくるのである。

3 地域がもつ力の意味

高度経済成長の中で進められた、都市化、工業化は、過密都市の地域環境を非人間的な空間に作り変えた。都

市に生活する人々はその影響のもとで毎日をよぎなくさせられ、少しでも人間的なものを回復したいという欲求のもとに、特別な観光地でもないが、しかし自然の息吹が感じられる緑の野山を求めて、休養やリクリエーションを行うようになってきた。都市空間の現状からすれば、至極当然なことといわなければならない。

このような現状の中で、過疎を強いられた農村漁村でその空部屋を利用したり、住宅も改良したりして民宿を営み、都市を逃れてきた人々とその地域の人々との間にお互いの生活を交換するといった評価すべき新しい結びつきが生まれてきた。

周辺の景観を無視した外からの観光資本による別荘地や観光開発よりはるかに好ましいものといえなくもない。

日常の生活圏を離れて訪れる別の地域が、そこを訪れる人々にもつ意味は、本来都市に当然求めなければならない（保障されなければならない）くつろげる住宅や遊び場、広場、運動場そして静かな公園などの施設や環境の喪失ないし悪化を埋め合わせるための受け皿（逃げ場）としてあるのではない。

地域は、その土地ならではの個性豊かな自然や環境（そこで息づく人々の生産・消費の生活を通して）の特異性に直接どっぷりとひたることで、私達の生活をより豊かに発展させることとなり、休養と学習の場として優れた価値をもつものである。

しかも、訪れる場所が近いとか、遠いとかに関係なく、私達が、じかに触れるその土地の自然や文化は、今住んでいる地域を改めて理解させ、新しい目を開かせる。

また、地域の現状が今住んでいる地域がこういう姿で現に存在していることの必然性や法則性を理解するといった地域認識の深さが、他の地域から学びとることの質にも影響を与えるものである。

地域住民の生活基盤の確立の上につくりあげられる歴史や伝統と結び付いた自然や文化こそが、そこを訪れたものに積極的なかわり（慰め、喜び、生きる豊かさなど）をもってせまってくる。それが地域のもつ偉大な教育力ともなってくるのである。

改めて、そこに住み生きる人々の生活（生産を含めて）の“苦しみや喜び”を、その蓄積としてある自然や文化を直接その場で体験すること、追体験することを通

して理解する（学ぶ）こと、そのことが重要なのである。

また、このような地域理解（地域学習）が、今現にすんでいるそれぞれの場において、日常的になされていることこそが最も重要なのである。その結果、自ずと特色ある地域文化を育て生活の真の豊かさを創造していく、地域づくりの基盤が醸成されるのである。

4 教育の中で地域認識のもつ意味

地域を人間の生きる条件ととらえるなら、人間の生命、生活、健康を守り続けるために、人間と自然の関連を歴史的、科学的に理解していなければならない。

それは、例えば、正しい自然観、社会観、科学観をもつことにほかならない。

学校教育のすべての教科の中で直接・間接に地域を認識させられることは言うまでもないが、全生活を通してもっと意識的にすべきであると考ええる。

ここでは、生活そのものを対象とし、生活を科学的に認識する能力の向上とかかわる教科“家庭科”を特に意識して述べることにしたい。

戦後の教育は、日本国憲法の理念を受けて成立した教育基本法のもとに位置づけられている。日本国憲法は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、その理想の実現を教育の力にまつべきものとした。教育基本法は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期し普遍的にして個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならないとした。

家庭科教育も当然、教育基本法の基本理念に則り設置された新しい教科である。

家庭科は、私達が現在何故このような生活（技術を含む）をしているのかを、具体的な事実関係の中で認識すること、それを通して、現在の生活に対する正しい適応と私達にとって好ましい生活を創造（変革）していくことのできる能力（力量）を育てることにその目的がある。

それは、畢竟、人間が生活していることを毎日の具体的な暮らしを通して正しく把握することに他ならない。

そのためには、子供達が、

① 現在、自分達がどんな生活をしているか、その事実

を具体的に理解すること、

② 何故、そのような生活をしているかを生活を科学的、構造的に理解することによって、生活の本質が有する必然的・法則的關係を理解すること、

③ 自分達（人間）にとってどのような生活がより好ましいか具体的に正しく理解すること、

④ どのようにしたら、自分達にとって好ましい生活が得られるか、そのための処理、変革、向上及び個人的解決と社会的解決を正しく理解すること、

を基本とする。

特に、①、②の正しい理解は、自分達の生きていることの足もとを考える上で非常に重要であり、③、④は、①、②の正しい理解がなければ、具体的、現実的なものにならないことは明らかであり、それはまた、①、②の正しい認識のためにも必要である。

現行では、③、④を中心に、しかも、事実そうある姿（ありし姿）に目を塞ぎ、また、そうあらせた事柄を正しく理解させないままの、好ましさを処理方法の学習（おしつけ）になっている。

家庭科は子供一人一人を大切にするとか、子供達の身のまわりの具体的な事象から学び、子供達が自分の生活を正しく見、考え、更に生活を自分達にとってよい（好ましい）ものに創造していける本当の力をつけるためのものになっていない。

人間が人間として生命を維持するための営みを、人間が、日本人が具体的にどんな、食べ方、着方、住み方、言い換えれば暮し方（生活のし方）をしてきたか、しているかを通して学ぶことは、まさに人間と自然と社会の関係を具体的に地域として認識させていくものだということになる。

家庭科が、好むと好まざるとにかかわらず、具体的な生活とかかわって存在している教科である以上、生活の重要な側面としての生産をのぞいた消費生活のみに、また社会問題をのぞいた家庭生活のみに限定して学習していくことは、現実からみても不可能である。

それは、自然や農業、漁業と食生活をみても、自然と生業と衣・住生活をみても、また労働や教育と保育をみても理解できよう。

今あるそれは、現状の枠の中での適応と処理のための

技能に自らを封じこめ、その結果、人間の長い歴史の中で育んできた重要な内容をもつ技能の正しい理解や伝承といったことは、子供達にはうけとめられないでいる。

とはいえ、絶えず潜在的にある家庭科否定の言動は、家庭科に積極的に取り組む教師の努力（生活の正しいとらえ方に基づく自主編成）を越えるものではなく、目的に沿った内容と方法の研究こそが最も重要なのである。

自然の、社会の認識とかかわる理科、社会科など生活空間としての地域を認識する上で不可欠な基礎的教科ともかかわって、地域を具体的に意識した教科として、家庭科のもつ意義は非常に大きい。

すべてに共通するが、今あるものの徹底のための多角的検討は、内から行う改変へ方向と内容の発現も含めて、非常に意義があり、有効なものになる。表層の諸現象に対する一面的で単純な対応処理のための方法の適応は利用するものへの格好の道具とされた、今までの地域開発と地域、環境破壊の現状をみれば明らかなように、結果として、更に深刻で複雑な問題を惹起させるか、不幸の招来につながりかねない。

そのためにも、人間にとって重要な所為である教育であれば、なおさら慎重であらねばならない。

現象をもたらした原因に対する執拗なチェックと解決がない限り、場所を変え、表情を変えた矛盾を再生するだけである。

家庭科が、適応処理を中心とした自己防衛的、個人的解決方法の習熟の教科に埋もれることなく、基本的人権とかかわる生きた条件としての地域の意味やそれが個人

の努力でなく、社会的に全体として、地域の根本的問題とかかわって考えられる必要を、子供達に具体的な事実の中で正しく把握させることが必要である。

子供達にかかわる地域生活の現状を正しくみつめ、その発現の原因の正しい理解をもとに、好ましい地域への変革、向上のための方法の理解を含めた学習の中で、地域主体として、創造的、積極的に地域とかかわる人間を育てる教科となることが、先ず必要となり、そのための教育上の保障が急がれよう。

5 おわりに

“農村景観について”を“地域”と“地域のもつ力”及び“地域の教育”の視点から述べたのは、景観が、“地域がそこに住み生きている人々にとってどうあるべきか”を、その地域の持つ問題の掘下げや住む人々の悩みや喜びに根ざした長い間の解決への努力とその成果の上に立って明確にすることなしの“表層的景観”として理解されたり、地域づくりにあたってそこに住む地域住民の積極的で主体的なかかわりが得られないままでの“移入的景観”としてとり入れられることは、結果として“めずらしい”“古い”“変わったもの”などといった衝動的興味の対象としての農村景観、即ち“植民地的景観”としての存在（それをもたぬもののため）となり、地域のもつすばらしい価値の総てを喪失させてしまうことになることへの危ぐからである。

総合保養地域整備法の制定と農山村地域の開発

川 嶋 久 義*

1 はじめに

近年の国民の余暇時間の増大・生活様式の変化などに伴い、余暇活動の活発化、多様化が進行しており、既に民間事業者等を中心として、各地で従来の観光地とは異なるタイプのリゾート施設の整備が進められている。

このような中で、第108国会において昭和62年5月22日、国民の多様な余暇活動に応えるとともに、第三次産業の振興を梃子とした地域の活性化をめざすための総合的な政策的措置を講ずる「総合保養地域整備法」が成立した。

同法は、昨年5月から11月にかけて、農林水産省をはじめ、国土庁、通商産業省、運輸省、建設省、自治省がそれぞれ独自に発表していたリゾート整備に関する構想を1本にとりまとめた6省庁共済の法律である。

この中で、農林水産省の果たすべき役割は大きく、農山村等の発展にも大きく貢献する制度として、従来の農林水産行政を一步進めた独自の位置付けを持つものである。

現在、農業は、政策的保護のあり方、農産物の価格・流通のあり方、内外価格差と輸入規制のあり方等について、国内外からの厳しい批判を受けており、いかに農業の構造を改善し、「産業として自立し得る農業」の確立を図ることができるかが大きな課題になっている。

また、一般経済情勢が厳しい中であって、首都圏への経済活動集中傾向が強まっており、農山村等における地方経済がとり残される状況が生まれてきている。

このような状況の中で、従来の工業導入型とは異なる、地域の自然、産業、文化等を生かした形でのリゾー

ト地域の整備は、農山村地域における新たな就業の場の確保、農林産物等の消費の拡大、都市と農山村の情報の交換等を通じた人材の育成等、地方の活性化の一手段として大いに期待されているところである。

2 総合保養地域整備法の概要

(1) 背景

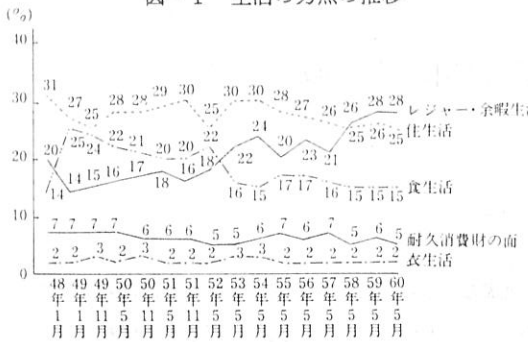
総合保養地域整備法の成立の背景は、次の3点に要約される。

その第一は、国民の余暇活動をめぐる動向で、その需要は、所得水準の向上、自由時間の増大、「生活の質」に対する国民意識の高まり等を背景に年々増加しており、消費支出に占めるレジャー、余暇活動に力点を置くとするものが多く、その割合は、住生活や食生活を抜き第一位を占めるに至っている。また余暇の過ごし方は、従来の単なる行楽、休養といったものだけでなく、個性や創造力を発揮できるもの、知識や教養を高めるもの、健康や体力を増進させるものなど、よりクリエイティブなものへと変化してきており、これらの活動のための自由時間は、労働時間の短縮・休暇の長期化の進展等により、200年には現在の1.25倍に達すると見込まれている。こうした状況に対応して、国民のゆとりある生活の実現を図るための新たな政策的措置が必要となってきたことである。

第二には、一般経済情勢が厳しい中であって、サービス産業の堅調な発展が見られ、経済のソフト化・サービス化が進行していることである。特に、円高、中進国における工業技術の進展などにより、従来の加工型産業の低迷が大きく、今後ともこの傾向が続くであろうと考え

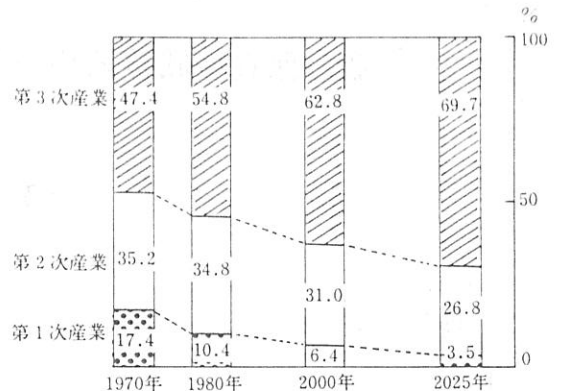
* 構造改善局建設部設計課（かわしま ひさよし）

図-1 生活の力点の推移



(注) 内閣総理大臣官房広報室「国民生活に関する世論調査」(昭和60年5月)による。

図-2 第三次産業就業者比率の推移



(注) 国土庁「四全総長期展望作業中間とりまとめ」(昭和61年1月)による。

表-1 将来希望する余暇の過ごし方のタイプ

(複数解答)

タイプ	割合 (%)
①健康や体力の向上を目指すもの	49.2
②人との交流を図れるようなもの	36.1
③知識や教養を高めるもの	32.9
④自然にふれることができるもの	30.9
⑤仕事、勉強、家事等の疲れを癒すもの	21.6
⑥個性や創造力を発揮できるもの	16.6
⑦社会や人のために役立つもの	16.4
⑧仕事に役立つもの	12.4

(注) 余暇開発センター「余暇需要に対する調査研究」(昭和61年3月)による。

表-2 国民総生活時間

生活行動	1985年(a)	2000年(b)	(b)/(a)
必需的時間	483	525	1.09
拘束的時間	348	339	0.97
自由時間	230	287	1.25

注) 1. NHK「国民生活時間調査」等をもとにした国土庁の試算による。
 2. 「必需的時間」とは、睡眠、食事及び身の回りの用等の合計時間。
 「拘束的時間」とは、労働、家事、通勤・通学及び授業等の合計時間。
 「自由時間」とは、生活時間の全体から必需的時間と拘束的時間を引いた残余の時間。

られ、産業構造の変化に対応して、企業城下町や農山村地域の新たな産業の進行を通じた地域の活性化が求められ、これに応えるための地域振興策を展開していく必要

があることがあげられる。

第三には、対外貿易の大幅な黒字を背景とした我が国経済の国際協調型構造への転換の要請に応えることである。我が国の大幅な経済収支不均衡の継続は、我が国の経済運営にも、世界経済の調和ある発展という観点からも、看過できない状況にあるとの判断より、昭和61年5月経済審議会から政府に対し、構造調整を促進するよう早急に対策を講ずるよう要請された(新前川レポート)。この中で、国民が豊かさを実感できる国民生活の質の向上を図ることを中心とした内需主導型の経済構造への変革が必要とされ、さらに、自由時間の増加などを通じて、よりゆとりのあるライフスタイルへの移行を促進することが重要とされており、民間活力などにより内需の拡大を図り、緊急の政策課題にこたえていく必要があることが上げられている。

(2) 経緯

総合保養地域整備法の制定に対する具体的動きは、昭和61年5月から11月にかけて、国土庁、農水省、通産省、建設省、自治省がそれぞれ独自に発表したリゾート整備構想に始まる。

農水省を初めとする6省庁は、それぞれ各省庁の権限に基づき、施策の展開の分野は異なるが、いずれも近年の我が国の社会的経済的な環境の変化、すなわち、国民の多様な余暇活動に対するニーズに応える必要があること、経済のサービス化の進展等産業構造の変化に対応し

て地域資源を活かした新たな地域振興方策を展開していくことが重要であること、民間活力を活用し内需の拡大を図り国際協調型経済構造への転換を図ることが緊急の政策課題になっていること等に対応して新たな施策の展開を考えていたのである。

6省庁が発表した内容は、地域の振興型を採った省庁、

施設の整備を主体とした省と相異はあったが、いずれも民間活力を活用し、余暇需要に応える施設の整備を行い、税制を中心とする支援措置を講ずることにおいては共通していたことから、昭和62年度税制改正大綱を決定するにあたって、6省庁は合同で法律案の作成にあたり、共同でその運用にあたることを申し合せ、「総合保護地域

図-3 リゾート地域のイメージ



整備法」として1本にまとめることとなったのである。

2つの目的を掲げている。

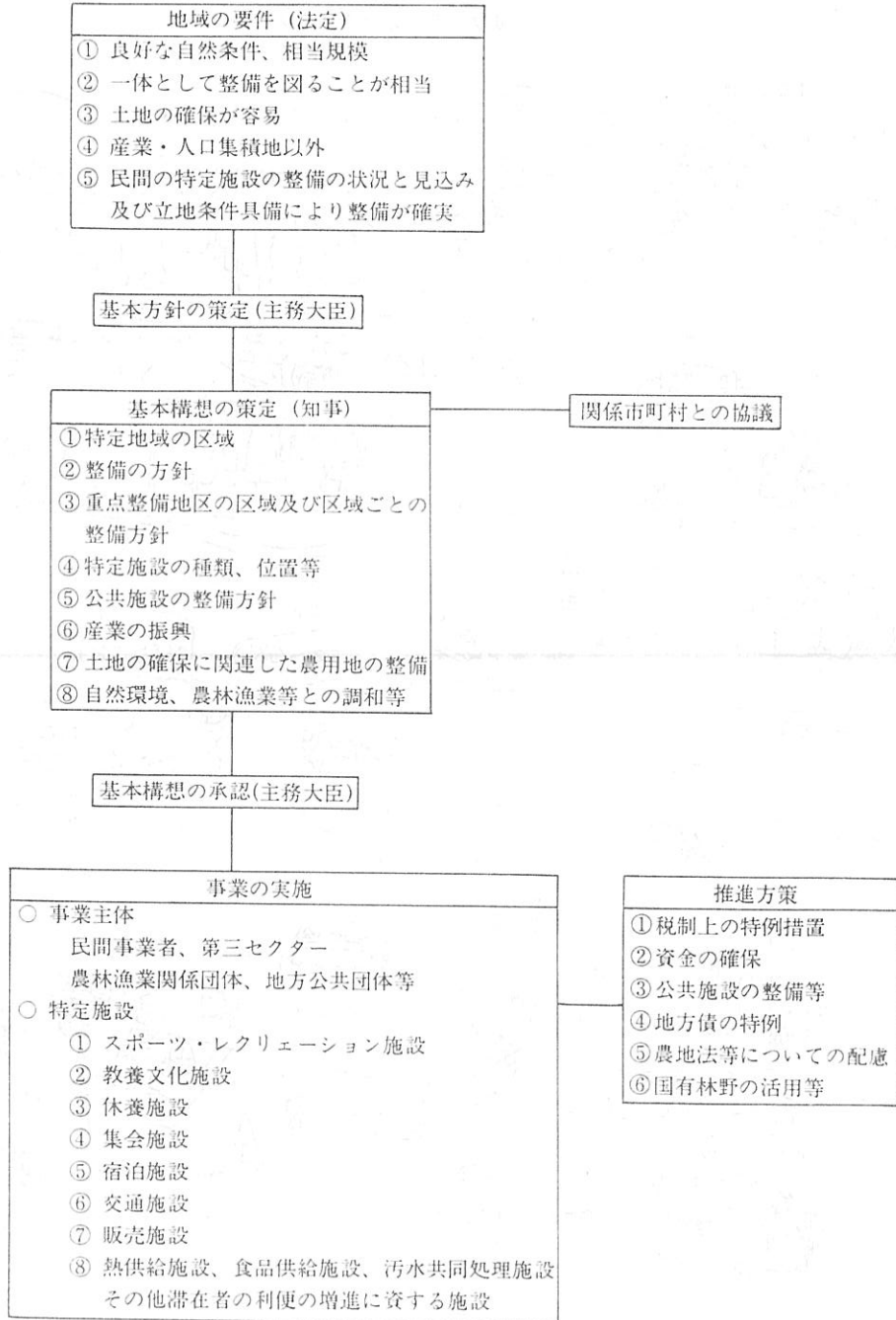
(3) 仕組み

第1の目的は、国民の多様な余暇活動に応えうる場として、地域の特性、民間事業者の能力を活かしつつ各種の施設を総合的・一体的に整備するとともに、当該施設の適正な運営等を通じて、ゆとりある国民生活の実現に

①立法趣旨

本法は、先に述べた背景を踏まえこれに対処するため

図-4 総合保養地域整備のフレーム



寄与することにある。

さらに第2の目的としては、リゾート関連施設の設置、運営等に必要な従業員の地域住民からの採用、食料品を中心とした地場産品の供給、リゾート関連施設と一体的に行われる公共施設の整備、農業を中心とする関連産業の振興等を通じて、リゾート地域並びにその周辺に適切な経済的効果をもたらすことにある。

本法では、この2つの目的を同時に果たすことが必要であるとしており、いやしくも当該地域が土地と自然のみを提供するものであってはならないものである。このためには、農林業を中心とする地域の産業、土地利用、住民の意向等と十分調和のとれた形でリゾート地域は整備されるべきものであり、また、両者が相乗効果で共に発展することが必要である。

②対象地域

本法により整備の対象となる地域（特定地域）は、

⑦良好な自然条件等を備えた相当規模の地域（概ね15万ha程度以下を想定）であること。

⑧スポーツ、教養文化活動等の多様な活動が行うことができる地区（重点整備地区、概ね3000ha程度以下）が複数存在し、それが有機的に連携される一体的な地域であること。

⑨重点整備地区内の用地の確保が容易であること

⑩産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域でないこと。

⑪民間事業者によりスポーツまたはレクリエーション施設、交通施設、販売施設等（特定施設）の施設が相当程度整備されることが確実と見込まれる地域であること。

としている。

③整備の進め方

⑫主務大臣（国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣）は、整備に関する基本的な事項、対象地域の設定などについて、都道府県知事の作成する基本構想のための指針となる基本方針を定める。

⑬都道府県知事は、主務大臣の定めた基本方針に基づき、特定地域についてその区域整備の方針、重点整備地区の区域及び区域ごとの整備の方針、特定施設

の種類及び位置等公共施設の整備の方針、産業の振興・土地の確保に関連した農用地の整備、自然環境及び農林業等との調和等について基本構想を定め、主務大臣の承認を申請する。

⑭主務大臣は、都道府県知事が定めた基本構想が地域要件に適合するものであること、基本方針に適合するものであること、総合保養地域の整備が当該地域及び周辺地域に対し適切な経済的効果を及ぼすものであること等の要件に該当するときはこれを承認する。

⑮都道府県知事は、基本構想に基づいて特定地域の計画的な整備が図られるよう努める。

⑯民間事業者は、基本構想に基づいて事業を実施する。

④支援措置

基本構想に基づいて実施される地域の整備は、民間事業者の能力の活用に重点を置いて行うこととしており、このための支援措置として⑰課税の特例、⑱資金の確保、⑲公共施設の整備、⑳地方債の特例、㉑各種規制法による処分についての配慮等について定めている。

⑰課税の特例措置

課税の特例措置としては、承認基本構想に基づいて重点整備地区内に設置される特定施設のうち、総合保養地域において特に重要な構成要素となる施設で、国民が多様な活動を行うために必要不可欠な施設であるスポーツ、レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設であって民間事業者が設置するものうち一定の規模以上等のものについて、法人税の課税において特別償却を認め、資金の回収の加速化を図ることにより施設の整備を促進することとしている。

また、同施設を対象に、地方税として不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を、さらに特別土地保有税及び事業所税の非課税又軽減措置を講ずることにより、特定民間施設の整備の負担を軽減することとしている。

⑱資金の確保

資金の確保の措置としては、承認基本構想に基づいて重点整備地区内で設置されるスポーツ、レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施

設、宿泊施設、交通施設、販売施設、熱供給施設、食品供給施設、汚水共同処理施設その他滞在者の利便の増進に資する施設であって、民間事業者が新築又は増改築を行う施設を対象に、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫による融資が制度化されている。

- ・日本開発銀行
 - 地方開発枠 1,100億円の内数
 - その他枠 260 "
 - 金利 特利(4) 4.7%
- ・北海道東北開発公庫
 - 特利枠 1,350億円の内数
 - 金利 特利(4) 4.7%

なお、税制特例措置及び資金確保のいずれにおいても、会員制であるもの等の非公開型の施設並びに

風俗営業等の娯楽色の強い施設については、その対象から除外することとしている。

②公共施設の整備

総合保養施設地域の整備は、基本的には民間事業者が中心になって行うべきものであるが、民間部門では整備が難しい公共性の高い施設については、公共部門が主体的に整備することが求められる。

特に、総合保養施設は、自然環境には恵まれていたものの公共施設の整備の立ち遅れた地方において行われることが多いと想定され、公共施設の整備が重要な役割を担うと考えられる。

このため、道路、公園、緑地、広場、下水道、飛行場その他必要な公共施設について、国及び地方公共団体は、その整備の促進に努めることとしてお

表-3 特例措置の概要

	特例措置	措置内容	対象資産等	減免が行われる時期
国 税	特別償却	初年度 13%	建物及びその附属設備並びに構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和64年3月31日までに承認された基本構想に基づくものであること ・承認以降5ヶ年以内に事業の用に供したものであること ・初年度以降
地 方 税	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 ・固定資産税 	不均一課税	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋若しくはその敷地である土地 ・家屋若しくは構築物若しくはその敷地である土地 ・家屋又は構築物の敷地である土地 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得時点 ・取得後3ヶ年間
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税 			非課税
	<ul style="list-style-type: none"> ・新增設に係る事業所税 ・事業に係る事業所税 	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税 (事業所床面積) ・1/2 軽減 (事業所床面積) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定民間施設に係る事業を行う者が建築主であるもの ・特定民間施設に係る事業者が行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和64年3月31日までに承認された基本構想に係るものであること ・承認以降5ヶ年以内に事業を行ったものであること ・新增設時点 ・昭和64年3月31日までに承認された基本構想に基づくものであること ・承認以降5ヶ年以内に事業を行ったものであること ・新設後5ヶ年

り、農林水産省関連では農道、集落道、農村公園、農村広場等も必要な限りにおいてその整備を位置付けていく必要があると考える。

④地方債の特例措置

総合保養施設の整備にあたっては、地域の自然的・社会的・経済的条件を活かし、地域性豊かな個性あふれる地域づくりを進めていくことが重要である。このため、地方公共団体は、基本構想に基づいて民間事業者が整備する特定施設について、必要と認めるものに対し出資、補助などの助成ができることとされ、その助成経費について地方債で賄うことができる新たな制度が設けられている。

さらに、上記のうち中核的施設及び地方公共団体が行う基本構想を達成するために行う施設の整備に要する経費について、過疎債、辺地債、総合整備債の許可にあたっては、特別の配慮をすることとしている。

⑤各種規制法による処分についての配慮等

総合保養地域の整備に際して関係する主な規制措置は、農地法に基づく農地転用許可、農振法や都市計画法等に基づく用途規制、森林法に基づく保安林の解除、森地開発許可、さらには自然公園法に基づく施設の承認、届出等がある。

これらの法律は、それぞれの目的をもって適切に運用されているものであるが、基本構想に基づく特定民間施設の整備の促進を図るため、農地法や農振法については、テクノポリス法及び農村工業導入促進法における手続きを準用して行うことを検討している。

また、基本構想に基づいて事前に特定施設の位置、規模等については、農業上の土地利用との調整を行ったものについては、一定の簡便な取扱いをすることを考えている。

また、森林法に基づく保安林の指定、解除、自然公園法に基づく措置については、従来のルールに従って、それぞれの処分が行われることになる。

なお、国有林野の貸付や使用許可については、森林空間総合利用整備事業の中で従来の考えを一步進めて、民間事業者の活用にも積極的に対応する方式を打ち出しており、この枠組みの中で推進することとしている。

また、漁港については従来、地方公共団体、漁協等に限られていた水域、土地の利用について、漁協を含めた第3セクターの実施する遊漁船の係留施設、マリンセンター等の設置に新たな道を開いている。

3 農林水産省の取組み

①農政における位置付け

農林水産省は、本法の立案段階より積極的に参画してきたが、これは、従来から都市と農山村の交流に関する各種の事業を実施してきた実績の他、近年の農業をとりまく厳しい内外の諸情勢に対応するためには、都市住民等の希求に応えつつ、農産物の消費の拡大を通じた農業の振興、1.5次産業の振興、農山村における新たな就業機械の確保等を通じて、農業構造の改善を一層進めるとともに、農業・農山村とのふれあい等を通じてその役割について広く国民の理解を深めていくことが増々重要と

表-4

		全体面積 (ha)	植栽面積 (ha)	植栽年次	植栽本数 (本)
梨 団地	梨	40.2	26.0	S51年～53年	9,470
	ぶどう(試験栽培)		1.5	S54年	910
ぶどう団地		120.6	56.0	S55年～58年	36,600
農業公園		31.0	4.4	S58年	2,900
計		191.8	梨 26.0 ぶどう 61.9		梨 9,470 ぶどう 40,410

なっており、これに応える手段として本法への積極的な係わりが必要と判断したためである。

従って、本法の運用にあたっては、単なるリゾート関連施設への農地などの提供、土地利用の調整のみに終わるものであってはならない。農業部門が基本構想作りに積極的に参加し、農業を活用したリゾート施設の整備、農産物等の販路の拡大、新たな農産加工物の開発、リゾート施設への農家の就業等、農業、農家、農山村に対する経済効果が確実に得られるよう構想に玉込めを行うとともに、これを支援する農業基盤整備事業を総合保養地域の整備に際して積極的に位置付けていくことが重要である。

図-5 農業公園の配置

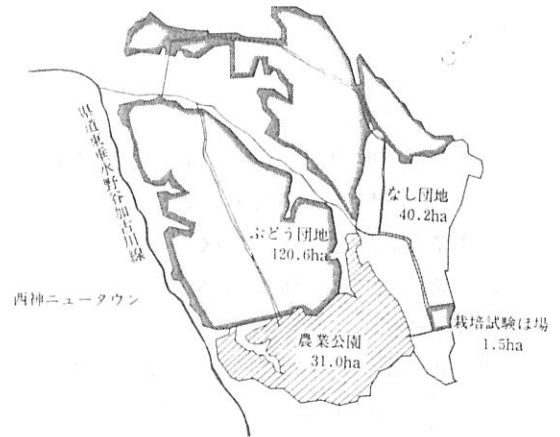


表-5 農業公園の配置

施設整備内容	ゾーン設定
神戸ワイン生産機能 ・ワイン醸造施設 (1)工場館(1,172㎡) (2)熟成館(1,367㎡) (3)製品館(1,152㎡) (4)屋外作業場(5,000㎡) (5)高級ワインブドウ畑(44,000㎡)	センターゾーン 2.5ha 果樹ゾーン 4.4ha
農業者研修・農業体験機能 (6)本館・研修館(1,325㎡) ・農業体験農場 (7)管理棟(3棟 891㎡) (8)温室(4棟 500㎡) (9)農園(13,000㎡) (10)炭焼場(1,200㎡) (11)農業体験実習館(1,547㎡) (12)民具農具展示館(2棟 161㎡) (13)しいたけ館(1棟 375㎡)	農園ゾーン 2.1ha
一般市民レクリエーション機能 (14)レストラン・ホテル館(1,617㎡) (15)回廊、中央広場(3,086㎡) (16)エントランス広場(3,000㎡) (17)野外バーベキュー広場(4,600㎡) (18)多目的広場(11,000㎡) (19)芝生広場(16,500㎡) ・散策路、花木、果樹等 (20)陶芸館・ノボリガマ(404㎡) (21)展望台(362.5㎡) (22)野外ステージ(245㎡) (23)ミニ牧場(400㎡) (24)サボテン温室(1棟 113㎡) (25)ちびっ子広場(460㎡) (26)プール(1,200㎡) (27)バードゲージ(600㎡)	緑地ゾーン 19.6ha 周辺緑地 13.2ha 広場 5.3ha 樹林 1.1ha
その他 (28)駐車場(17,000㎡) (29)料金ゲート(進入道路中央付近) ・調整地	駐車場 1.7ha 調整地 0.7ha

・ワイン醸造施設、本館・研修館、農業体験実習館、レストラン・ホテル館等の施設をまとめて、ロの字型に配置した農業公園のシンボルとなるゾーン
 ・カベルネソービニオン、リースリング、シャルドネ、セミヨン等の高級ワインブドウ試験栽培果樹園
 ・学童及び都市住民の体験農場及び花木、果実の栽培試験場
 ・散策路を巡る自然緑地、運動広場、芝生広場、将来施設のための保留地、各種花木、果樹の栽培地

②先進地の事例

現在まで各地で農林水産業と観光を結びつけ成果を上げている例がいくつか見られ、総合保養地域へのヒントとなるものと考えられるのでその内容を紹介する。

【⑦神戸ワイン・農業公園】

i 概要

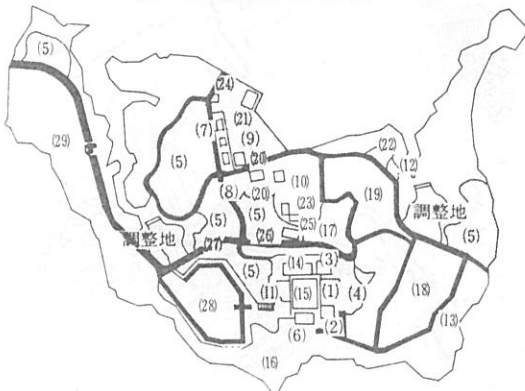
農業公園の計画は、国営東播用水事業の関連事業として国営農用地開発事業が計画されたのを契機として計画されたもので、大規模果樹団地にワイン専用ブドウ及びなしを省力的に栽培し、隣接地に造成した農業公園内にワイン工場を設置して、高品質な神戸ワインを醸造することを第一義的な目的とし、これに観光的要素を組み入れ調和させることによって、総合的に地域経済効果を高めているものである。

農業公園内には、神戸ワインの生産機能に加え、農業者の研修、学童の野外教育及び都市住民が農業体験を実践することができる施設並びに市民が憩い安らぐ場としての施設の整備が行われている。

ii 目的

- ・東播用水関連農用地開発事業の推進
- ・都市近郊農業の新展開（都市近郊農業の拠点づくりと農工複合経営の導入による付加価値及び就業機会の増大）
- ・学童及び都市住民の農業体験と憩いと安らぎの場の提供
- ・神戸ビーフと神戸ワインの組合せによる地場産業の

図-6 施設配置図



育成

- ・新しい観光資源の開発（ぶどう畑とワイン城）

iii 位置

神戸市西区押部谷町高知

iv 全体計画

表-4, 図-5を参照。

v 事業主体

- ・農用地開発事業 東播用水農業水利事業所
- ・果樹団地経営 5法人 39戸
- ・農業公園 神戸市
- ・ワイン製造 (財)神戸市園芸振興基金協会

vi 入園料等

- ・大人400円, 小人200円バーベキューセット
1500円~2500円
- ・昭和59年10月開園から昭和61年までの入園者
100万人

【⑧神戸市須磨海づり公園】

i 概要

近年の釣り人口の急速な増加に対処し、漁業者と遊漁者との調和と、漁業と遊漁の健全な発展を図るため、海を守り、水産資源の培養を行いつつ、自然条件の恵まれた中で、秩序正しく、安全で快適な釣りができるよう、釣り愛好者とその家族のために、海洋レクリレーション施設の一環として設置したものである。

ii 目的

- ・水産資源の培養を図る。
- ・市民に安全で快適な釣り場と海上での憩いの場を提供する。
- ・釣り愛好家と漁業者のトラブルの解消を図る。

iii 位置

神戸市須磨公園沖

iv 全体計画

図-7を参照。

v 事業主体等

- ・事業主体 神戸市
- ・管理 (財)神戸市海浜管理協会

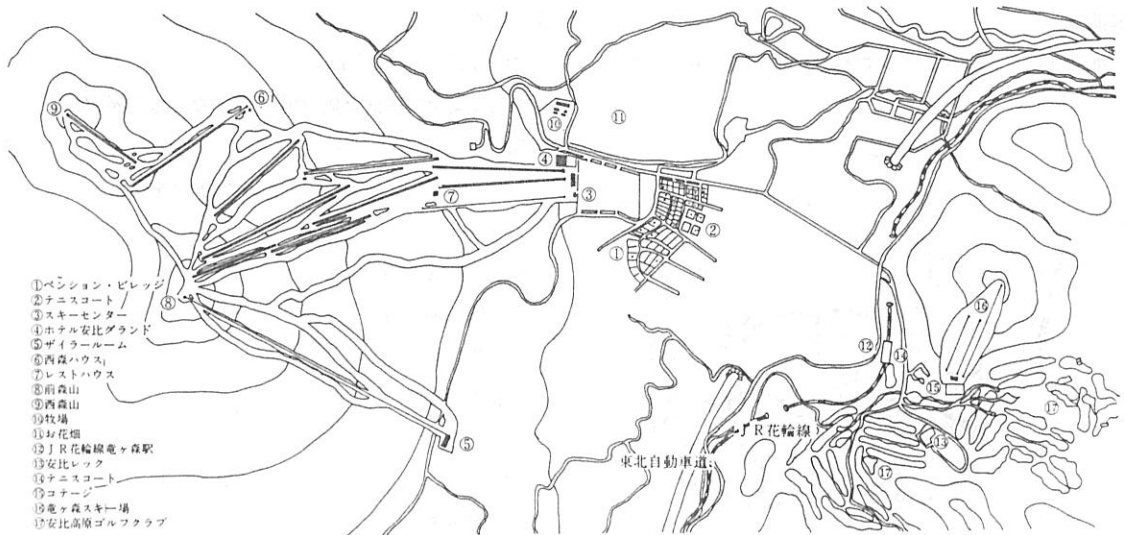
vi 入園料等

- ・基本釣料 大人1,200円, 小人700円
- ・昭和61年度入園者 16万人

図-7 須磨海づり公園開発図



図-8 安比高原開発構想図



【◎安比総合開発】

i 概要

安比総合開発は、雄大な自然環境を生かし、大規模なレクリエーション基地を整備しようとする林野庁の「総合森林レクリエーションエリア整備事業」の一環として事業計画が策定されたもので、峠リクルート、北海道東北開発公庫、安代町、松尾村等官民17団体よりなる第3セクターでスキー場を中心とした整備が行われている。

ii 位置

・岩手県二戸郡安代町及び松尾村

iii 全体計画

国有林2,000ha、民有林500haの中でスキー場を中心としたレクリエーション施設の整備を行っており、ゲレンデ150ha、リフト18基、ホテル240室、ペンション11等が設置され、さらに、周辺の自然景観を利用した観光牧場、お花畑、自然観察林、キャンプ場等の夏場の利用のための施設の整備も進んでいる。

表-6 地元雇用状況

年 度	安 代 町	松 尾 村	合 計
56	45人	20人	65人
57	50	25	75
58	93	26	119
59	106	44	150
60	107	53	160
61	130	70	200

表-7 安代町出稼者推移

度 年	男	女	計	指 数 45年度=100
45	657	49	706	100
50	639	64	703	100
55	501	47	548	78
60	402	38	440	62

表-8 安比高原スキー場の経済波及効果（資産）

単位：百万円

年 度	ス キ ー 場 開 設 に 伴 う 地 元 取 入						
	55	56	57	58	59	60	合 計
町 村 税 (当社→町村)	—	12	21	25	30	36	124
従業員給与 (当社→地元)	—	22	40	60	80	110	312
宿 泊 代 (スキー客→民宿・ペンション)	—	5	39	150	250	352	796
飲 食 代 (スキー客→地元テナント・食堂売上)	—	—	12	50	80	150	292
原材料商品仕入代金 (当社→地元)	—	—	3	5	7	10	25
設備投資代金 (当社→地元・下請)	—	174	135	160	160	160	789
用 地 代 (当社→地元・地主)	460	—	21	103	28	23	635
合 計	460	213	271	553	635	841	2,973

安代町・松尾村分

表-9 安比総合開発計画推進にともなう波及効果の具体的事例

	事業主体	開始	事業内容
安代漆器センター発足	安代町	58年4月設立	安比塗の商品開発
喫茶店、レストラン経営	Uターンの女性 他	58年開業	
④ 安比設立	地元青年	58年設立	土産品開発
ラベンター商品化	星沢地区の主婦	59年商品化	土産品開発
⑤ あしろ工房設立	民間個人	59年12月設立	手づくり家具、製造販売
温泉開発	安代町・当社	60年試掘開始	温泉の多目的利用
七時兩山麓観光開発計画	安代町・民間未定	61年計画立案	スキー場観光牧場

iv 事業主体

官民17団体からなる第3セクター

v 地域に与える経済的効果

安比高原スキー場の入込者数は61年度67万人となっており、これの総売上高は18億6千万円に達しており、その地域開発効果をみると、スキー場建設投資、スキー場雇用による賃金、スキー客の宿泊、飲食収入などによる1次収入の増加がみられる。

また、地域社会あるいは住民生活との関連でみると、地域産業おこし、商店街振興、過疎化の歯止め、レクリエーション施設の充実、町財政の改善に寄与する一方、住民の所得の増大、郷土意識の変革、出稼減少等がみられ、スキー場の発展とともにこれらの効果も広がっている。

4 おわりに

総合保養地域法の成立以来、リゾート地域開発ブームに一層の拍車がかかっており、現在東京都を除く46道府県より70を超える地域より整備の要望がでてきている。

一般経済情勢が厳しく工業開発による地方の活性化が困難な状況にある中において、地方整備の目玉として本法への期待の大きさは理解できるものであるが、リゾート整備を通じた地域の発展は、需要を引き付ける魅力をいかに設定するか、農林業を始めとする地場産業の振興にいかに関わりつづけるか、地域住民等の参加がいかに得られるか、多額な初期投資にいかにして耐えるか等種々な課題をかかえている。従って、相当綿密な調査に基づいた計画の策定が求められ、農山村地域の整備を担当してきた農業土木技者等の経験を十分生かし、計画への積極的な参加が求められるものである。

参考文献

- 「神戸ワイン・農業公園」神戸市農政局編
- 「神戸市立海づり公園」神戸市農政局編
- 「スキー場開発と地域開発効果」太田吉昭。季報『はくとう』Vol. 4。1987春季号 北海道東北開発公庫
- 「安比総合開発株式会社概要」
- 「総合保養地域整備法の制定と農山村地域の開発」川崎久義『水と土』第70号（1987）

水のある農村景観

佐藤 俊 郎*

1 農村景観と自然

都市にあこがれをもって集まり、都市を過密にし、拡大した人達によって、ある時間において農村がみなおされるようになる。都市に生活する多くの人達は、都市は生活には便利であるが、自然がないという。人間の生活には、利便さだけでなく、自然へのあこがれがあり、生活の中に自然が必要なのであろう。

日本には数少ないが、欧米には田園都市が多く存在する。そして、そこにはむしろ農村よりも生活にとっては豊かな自然がある場合も多い。わが国でも、かつては「水の都」「森の都」と称される地方都市があったし、大都市の下町にも自然の条件を備えた情緒、風情があった。都市には、どうも2つの形があるようである。

都市生活にあきたらず、農村をみている人達の多くは、農村は自然であり、自然の中に農村があり、農村の中には自然があると考えているようである。

しかし、「自然」をどうとらえるかにもよるが、山奥に散在する山村は別として、集落をなし或いは扇状地に散在する点状村落の地域でも、本源的な意味においての自然は存在しないのである。人間は、純粋な自然の中での生活はできないのであって、それぞれの自然立地の中にあって、独特の風土をつくり、地域に合った文化を形づくり発展させるのである。とくに、わが国のように水田を中心とした農耕社会、農耕文化を基礎として発展してきた場合には、農地・農村の形成過程からも、河川という河川には例外なく人手が加えられているし、農地も水田と畑地とを問わず、ことごとく人工的につくりあげてきたものである。そして、その集積されたものが、現在

の農村景観をなしているのである。

ただ、都市と農村とでは、自然立地との対応の仕方に相異がある。それは、農地と居住性との相異であり、農地では土地そのものが直接的に生産に結び付いているのに対し、居住性の場合には生活の条件の場となるに過ぎないことである。従って、農村の「水」は生産のための水であり、農村景観としての水も、単なる行楽や観光上の水ではないのである。農村の景観に、「水」のもつ諸態が深いかわりをもっているとするれば、それがたとえ河川であろうと、クリークであろうと、湧水であろうと、或いは湖沼や溜池であろうと、それは農業用水としての機能を中心において、長い歴史をとおして形づくられたものであり、これが地域の自然と和して風土化されて農村に定着したものである。都市の景観にも、「水」は或る意味では農村以上に深い関係をもっている場合がある。しかし、都市の場合には生産とのかかわりよりも、生活とのかかわりによるものが多い。もっとも、農村が基盤となって都市に進展した場合や、都市が周辺農村に拡大された場合には、都市化以前は農村であったから、都市景観の中に農業用水的性格の「水」の諸態が、しばらくの間は同居することになるが、とくに最近の都市化の過程においては、農業用水的性格からの脱却は早い。むしろ昭和初期に都市化された農村地帯に、風土として一見農業用水的性格をもつ景観が残存していることがある。

何れにしても、「水」を中心としてみても、「耕地」を中心としてみても、農村景観を自然の景観としてみることは問題がある。それが故に「景観」についての、われわれの所作が重要な意味をもつことになるのであり、そこに責務もあり、地域農村に対するわれわれ個々の自然観や人工的施設形態とその機能についての見識が問わ

* 東京農業大学農学部（さとう としお）

れることになるのである。

重ねて述べるが、農村の景観は自然の諸条件を基調とはしているが、その自然の諸条件をどのように利用し、どのように捨象するかをも含めて、すべては人間の才覚によって形づくられてきたものであり、今後も形づくっていくものなのである。

2 水と農村景観

水のある農村景観をみる前に、どうしてもそれとは対称的な場にある、水のないとわれわれには考えられる農村景観についてふれておく必要がある。もっとも、農村の景観の中に「水がある」とか「水がない」とかいうことは、農村の中に存在する水の相をどのようにとらえるかということによって、異なってくる問題である。農業は生物を育成する産業であり、生物には絶対条件として「水」が不可欠であることから、農業を行う農村である



黄河上流蘭州・景泰間にみられる瓜畑



蘭州郊外の農村景観

限り、そこに水が存在しないことはないのである。たとえば、それが砂漠や土漠の地帯であってもである。そして、それは農村の景観を構成するのである。一昨年の夏、中国水利学会の招待をうけて、10名の団員と共に、黄河流域のオルドスの高原と、黄土地帯の農業と、砂漠地帯における生活と水について見聞を得るために旅行したことがある。旅行は、その後、南支の湖南省にもおよび12,000kmの大行程となったが、黄河流域においては、銀川—蘭州—嘉峪関—敦煌と黄土地帯及び砂漠地帯の利水について、更に蘭州—宝鶏—西安の水土保持と、おそらく世界史上でも最も古い時代の開発に属すると思われる大用水路である。関中平原を潤す泾惠渠を水源にまでさかのぼって見学することができた。

この見聞旅行の折、汽車と車とで、景泰→蘭州、蘭州→景泰→蘭州という旅程で、直接黄河に水源を求め、ポンプアップして揚水している黄土地帯の農業と農村の景観を、まのあたり見る事ができた。蘭州北方の阜蘭を中心とする地域は、年間にそれも3月から10月にかけて150~180mmの降雨をみるのみの寡雨地帯であり、寡雨なるが故にこの地帯では最も貧しい地区であるという話であった。この地域で瓜、西瓜等を作付けている畑には、一面に拳大程の石が並べられていた。耕地としても、農村の景観としても、われわれにとっては誠に異様な感じにうけとめられたが、実は、これはこの地域の農民によって、古くから行われている瓜畑についての灌漑の方法であり、しかも、この地域の瓜は、中国では名品として品質、量ともに重要視されているのである。また、蘭州以西の寡雨地域では、山並のつづくかなりの傾斜のある、表層土の薄い、ほとんど樹木のみられない山地に、わずかに生える雑草を求めて、数十、数百の羊の群がみられる。群羊は、傾斜地にきざまれて高く山頂に達する斜の幾筋もの小径に沿って、草を喰み登っていく。この小径は、幾星霜にもわたって、群羊が草を求め登り下りすることによって、自然につくられたものである。このような地域に、十数世紀にもわたって生活している農民にとっては、瓜畑に敷きつめられた石も、傾斜地にわずかに生えている雑草群——羊の群も、水のありかとして、水の流れとして、更には地域の水としてとらえられているのである。

河川には常に水が流れ、水田には水が湛えられている情景の中で生活してきたわれわれの目には見えない「水」が、それは「水」として、流れとして存在しているのである。

そして、われわれの目には、水がないとしか写らないこれらの農村も、特徴ある農村の景観を形づくっており、はじめの頃は異様に感じていた風物も、やがて同化され、異様さは感じられなくなる。水があっても、水がなくとも、農業と農村のもつ立地がそうさせるかもしれない。不思議なことである。

3 わが国の農村景観と風土

ここでは、前節でみたような気候も、地質や地形の条件も、常日頃われわれが接しているものと大差のある地域について述べようとするものではない。地域的な差はあっても、小川には水が流れ、用水路や排水路があり、水田には稲が植えられ、畑があり、畦畔や道のふちには草が生え茂り、稲作の期間には水田に水が張られているというような、わが国の一般的な農村について、「水」とのかかわりをとおして、その景観をみてゆくことにする。

農村の景観は、風土そのものであった。そして、風土は、一朝にして形づくられるようなものではなかった。風土は、歴史的過程をとおしてはじめて形成されるものであり、また発展するものでもあった。そこでは、自然の諸条件が常に基調をなしており、自然の諸条件から遊離しての風土は、容易につくりだせるものではなかった。農村の景観は、このような過程を経て形づくられた風土と一体化して、地域的な特徴をもって形を整えてきたものであった。従って、それぞれの地域には、それぞれ異なった自然の立地があるところから、大宗においてはそれ程大きな相異はないにしても、地域的な農村の風土は、そこに住する村人達の生活をとおしてつくられるものであったから、農村の景観にも村ごとにそれぞれ特徴ある形態をとって一般化されることになる。

景観は、都市景観によらず、農村の景観によらず、表面的な情景として目に写るのであるが、内容は複雑である。全くの自然がつくり出した諸相を景観として観賞する場合はともかくとして、風土を内に秘めて形成した景

観となると、その内容は多元多次にわたる。前にも述べたように、自然的諸条件が風土の基調をなすものの、そこには様々な手法があるばかりでなく、地域的な、歴史的な過程があり、展開するからである。

(1) 水と農村景観

水のある農村景観といっても、農村景観に作用する「水」には色々な相がある。一般に、水は流れとなって農村の景観に風情を添えるものであるが、溜池地帯では必ずしも流れとしてばかりではなく、貯留される水としても農村景観に位置づけられる。讃岐平野の琴平山や、兵庫県加古台地の雌岡山等に登っての景観は、眼下に広がる大地の中に、白く光る大小の溜池が数多くみられる。そこでは農地と溜池と集落が一体をなしている。溜池地帯独特の情景が、水田や畑の緑と和し、集落の黒い瓦屋根、白壁と合して、豊かな農村の風情としてわれわれの目に写る。

関東平野や新潟平野をはじめとして、わが国で平野と名のつく地域は、ほとんどが河川に水源をもち、蜿々と延びる水路によって或は地域を流れる小川によって灌漑される。「春四澤満水」という名句が示すように、寒中流水のなかった、或は流れの少なかった用水路、小川には、春になると豊かな水が音をたてて流れるようになる。「さらさら流れる春の小川」も「メダカの群れなす小川」も農業のための水源であり、用水路である。流れをもつ農村には、潤があった。ゆっくり流れる水、卵のカラや葉のきれはしを浮べ流す水。川辺にはすみれが咲き、菜の花やれんげも、そこ、ここの田に美しい。農村のいい風情である。

古くは淀川の下流域にも見られ、現在では利根川の下流に若干、築後川下流域には今でもかなり存在するクリークも、大河川下流域の優れた農業用水であった。河川に水源をもつ地域に比べると、更に勾配は緩く、一面は水田のみ。道路をもたないクリーク地帯は、曲がりくねったクリークが交通路をも兼ね、生活にも農作業にもすべて舟を利用した。低平に続く田面は、クリークの水位とほとんど差がなく、クリークは常に満水して緩流するはずなのであるが、河川の最下流域に位置するため、水量に乏しく、クリークの水位が極度に低下することが

ある。十分に水量があると思われる河川の最下流域で、きびしい水利慣行が行われている。これらの地域では景観としての「水」は、とくに目をひく。水が、生活の中にとけ込んでいるためであろう。

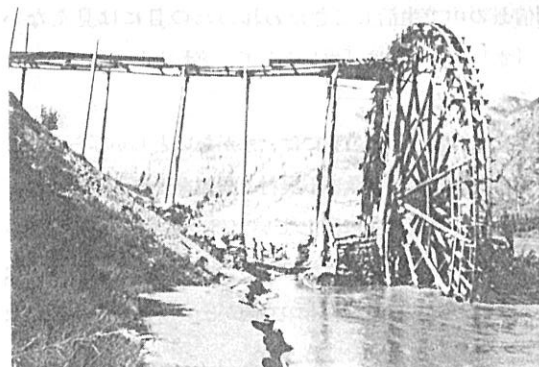
溜池地帯においても、河川に水源をもつ地帯においても、またクリーク地帯においても、これらの村々の中にもみられる「水」は、湛水農法を中心として、或は自然発生的に、或は組織的につくりあげられてきたものであり、農民のなりわいを通して発展してきたものであるから、水と農民—農村とは分離して存在し得るものではなかった。

わが国の農村には、「水」を介しての潤いとやすらぎがあると同時に、「水」を守るためのきびしさも強く感じられるのである。

(2) 水利施設と農村景観

野辺を流れる小川そのものには、水利施設という感じを受けない。しかし、小川の、そこ、ここに設けられている草堰や杭堰、更には角落堰や運天堰となると誰の目にも明らかに水利施設としてとらえられる。また、小川は水利施設として目に写らなくとも、両面がコンクリートでつくられた水路となると施設の匂いがする。溜池でも同様である。自然に近い形で水が滞留している池沼には、施設という感じは薄い。堤防がコンクリートで張られたり、取水塔があったり、余水吐が設置されているような場合には、やはり用水施設という感じを強くうける。しかし、機能上からみると、小川も、自然の状態に近い形の池や沼も農業用水として、また上水たまには工業用水として利用されている。とくに農業用水としては、すべての小川で利用されているのである。

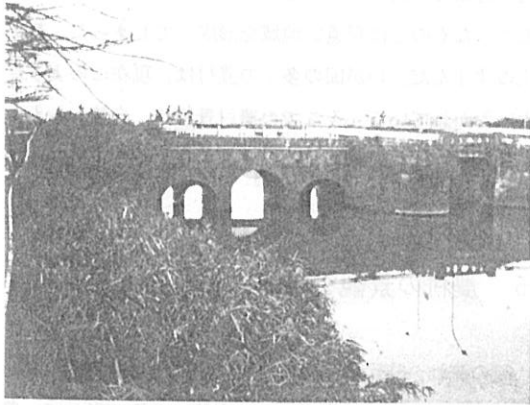
わが国は、気象の条件、地質や地形の立地から、流域界が明確であり、沖縄の珊瑚礁地域を除くと、地形的に流域内には必ず小川が存在する。小川はやがて他流域を合せ、河川となって海に入るが、農村景観のポイントは、地形なりにつくられた小川の線形にある。大河川に建造された水利施設、例えば、利根大堰や犬山の合口堰も河川景観としてはある位置を占めるが、農村景観上からは枠外の存在である。しかし、大河川に建造された施設でも、地域の農民達が自からの手でつくりあげた施設



黄河上流蘭州郊外の揚水車（左公車）

には、農村景観の相が感じられるから不思議である。写真は、わが国のものではないが、黄河上流の蘭州郊外に設置されている農業用の揚水車である。水車の直径は21.0m、毎秒の揚水量は0.2%にもおよび、60haの農地の灌漑に用いられているものである。技術的には左公車の伝統をうけついでいるものであるが、これ程の大揚水車でも、河川景観というよりは、農村景観としての感を強くうける。しかも、それが大黄河の本流に設置されていてでもである。また、これとは逆に、農村の中であっても、農村景観としては、異和を感じるものも多い。古い時代に開削された大用水路でも、地域の立地に結びついて、機能的にも施設の的にも自然物化しているものをみかけるが、そのような水路の一部に、木に竹を接いだような近代的施設が介在していることがよくある。施設は、その機能に直接に結びつき、その時代時代の技術的階程によって作られるものであるから、農業用水にかかわる施設のように、長い年月を経て、発展してきたものでは、このようなことは当然なのかもしれないが、農業用水のもつ機能をより広く、深く考えた場合、問題はなお残される。農業は地域の自然から脱して生産を行うことは出来ないし、農業水利の用水形態は、機能上からみても、建造後長年月にわたる維持管理が最も重要な位置を占めるからである。その意味で、わが国の水利施設は、歴史的に地方色豊かな勝れたものが多く存在した。利根川や木曾川筋にみられた夙や杖、溜井、養老川の板ばめ堰、築後川筋の堰や水路、越後平野の暗開、溜池と疏水の連繫等諸施設には枚挙に遑がない。

次に示す写真は、農業用の水利施設ではないが、埼玉



江戸川右岸大場川最下流の埼玉東京境

と東京の県境にある大場川に架けられている橋である。殆ど周辺が都市化している中にある河川にも、こんな美しい自然に和した情景が保たれているのである。

前にもふれたように、地域における水と景観との関係は、一般的には、治水及び利水のための施設と、水を保ち流す機構があって評価の対象となるのであるから、これらのもつ意味は大きい。従って、地域の景観を構成するこれらの対象物を、如何に地域の自然立地に結びつけ、個性ある地域の景観を豊かにするかは、単一化、画一化の方向をとっている現在社会においては、とくに重要な課題である。

(3) 水利組織・制度と農村景観

一般的には、農業水利において水利組織というと、利水運用上の組織をさすことが多いのであるが、それとは別に、水利の実形態上の組織も考えに入れておかねばならない。前節に述べた水利施設に近いものではあるが、個々の水利施設ではなく、一利水地域内における、または関連する利水の地域間における水利技術、水利施設の体形的な組織についてである。

利根川流域の中、一般には中川流域といわれている地域は、葛西用水路と見沼用水路によって、農業用水の供給をうける地域（上流部に羽生領用水路もあるが）である。この両用水路の用水形態は、両用水路の開削に74年の差はみられるものの、ここでいう利水運用上の有機的連繫は、水路網の組織、施設形態をとおして、とくに巧みに組み合わせられて発展してきた。しかも、互いに相隣接する地域にありながら、見沼代用水路の用水形態は、



埼玉県 鴻巣市宮地堰掛の春の井浚

利根川を水源とし、一部の例外を除いては、地域内の「水」は用水には組み入れずに地域の排水として処理しているのに対し、葛西用水路では、見沼代用水路配水域の灌漑水の余・排水をも還元利用水（加用水）として利用しているのである。つまり、他用水域の余・排水を1つの用水源として、地域的に用水体形を改良・完成せしめてきたのである。従って、隣接する用水施設ではあったが、見沼代用水路域と葛西用水路域では、農村の景観を異にしていたし、このことは、両地域の自然立地にも適合していた。水利制度上からは、葛西用水路では番水による間断灌漑が行なわれ、見沼代用水路では水量制限の配水方式が何れも中・下流域で採択され、このことは、耕地形態にもあらわれ、両地域の景観の相を表徴していた。

水利組織をとおしての制度の中に、水利施設の維持管理がある。水田を中心とする農村地帯には、「春にさきがけて井をさらい、秋には作馬道をつくろう」という言葉があった。そして、これは各村々の共同作業であり、賦役によって行われることが一般的な習わしとなっている。井は井筋のことであり、用水路であり排水路を兼ねるものもある。苗代に種を播き、水を張り、水路に沿う土手にはつくしやふきのとうの出る頃、村人達は総出

て、代かきにはじまる用水を通水するため、冬の間手入の行われていなかった用・排水路を補修し、前年にたまった土砂を浚い、配水の準備をするのである。写真は埼玉県鴻巣附近の用水路を歩いていた時、目に入った一景である。施設や水とは異なって、稲作始業の農村の風景として、農民のつくりだした農村景観として残したいものである。この光景からは、農村の共同体的生活の一環を連想することができる。

4 風土から離れた農村景観

農村の景観は、景観として人工的に造形されたものではなかった。水田にしろ、畑地にしろ、また水路や道路にしろ、人工的な所産ではあるが、それは農業を営む農村の機能として形成されたものであった。従って、それらは、農業生産と農業を営む農民とその集団である村々の生活のために形づくられたものである。農業の様式や土地及び水利用をはじめ、農民の生活に至るまで、地域の歴史的風土によってつくりあげられてきたものであったから、農村の景観は風土を離れて存在するものではなかった。これには、地域の自然立地が大きなかかわりをもっていた。ことの良し悪しは別として、「自然改造」ということが言われるようになって以来、わが国の社会は方向を変えて進展した。そこには我田引水的な自己中心に徹した経済最優先の思想があった。歴史的過程を経て発展してきた風土的思考はうとんぜられ、農村の景観にも変調をみるようになった。農村に侵入した都市化は、農地をスプロール化し、用・排水路を分断し、水質を汚

染・汚濁し、過密な雑居地をつくり、田園都市といわれるようなものとは程遠い地域を形成してしまった。都市化のすすんだ、わが国の多くの農村は、現在このような中におかれている。そこで農村景観は、自然からも風土からも遊離した存在となり、歴史をもたない景観を呈している。

5 農村の景観を如何に発展させるか

時の流れ、時代の変遷にともなって、社会の諸相も、われわれの生活も変化するのは当然である。従って、農村の景観にも変化が生ずる。問題は変化の内容である。蛸が自らの足を食うような変化であってはならない。経済優先の指向も結構であるが、ともどもに発展しなければならぬ。他を犠牲にし、他の犠牲の上に立脚した発展であってはならない。すべてはわれわれの、生活がその中心でなければならないからである。

前にもふれたように、わが国との対比では、水のないといったほうがよい農村も世界には多く存在する。しかし、わが国は自然立地に恵まれ、農村と水とは、きりはなしては考えられない関係にある。水あるが故に、農村の景観を疎外するようなことがあってはならない。景観は、われわれの生活を潤すものであるから、水も、水にかかわる施設も、組織や制度を通してのその維持・管理も、地域の自然・風土にふさわしい特徴あるものとして、或は保持し、或は発展せしむることが、われわれに課せられた今日的な責務である。

緑の景観の創造と保全

—— 西ドイツの農村における事例を中心にして ——

勝野 武彦*

はじめに

西ドイツの景観 (Landschaft) と農村について述べる時、苦難の末制定に至った連邦自然保護法 (Bundesnaturschutzgesetz) (1976) を思い浮かべる。1960～1975年は高度経済成長が始まり、進んでいった時代であり、それに伴って環境破壊、自然破壊が世界的に顕在化しはじめた頃である。この間の最後、1973-4年は石油危機が起り、経済的にも大きく揺れ動いた時でもあった。我々の生活環境が悪化し、単純化、画一化、貧化が進行する中で西ドイツは、一早く、全国土レベルで統一ある、自然保護と景観の保全に関する法律を産み出した¹⁾。この法律と同時に西ドイツの連邦土地改良法 (Bundesflurbereinigungsgesetz) も改正されており、その中には農村の景観や自然の保護、保全に関するものが多い。

わが国では「景観」の用語は広く使われているものの一般的にこの用語は、単なる目に映る「眺め」、「事物の視覚的な形態」と捉えられることが多い。しかし、本来的には事物を包む総体としての空間 (地域的概念) として理解すべきである。ここでは、その点を明確にした上で、「景観」という用語を使うこととする。

また、創造・再生 (Neubau, Rekultivierung) と保全・保護 (Pflege, Schutz) は対立する用語でもあるが、今日の農村の諸政策を見ると、それは大きな、長い時系列でみると同じ基盤に立っていることがわかる。創造、再生は、全く新しい自然を持ち込むことでなく、保全し保護している資源と同じ内容、システムを再び呼びもどす、ということと理解される。

本稿に述べる農村の中での各種の事例は、決して特殊

な奇をてらったものではない。都市の生活環境が悪化する中で、西ドイツでは週末レクリエーションや長期休暇を農村で過ごす人達が最近増加しているし、農村側も“わが村は美しく”といったコンクールを通じて農村整備、集落整備をより分かり易く、理解を得ながら進めている。伝統的な集落形態から屋根や壁に至るまで検討し、また貧化する自然資源の回復を積極的に計ったり、緑豊かな落付いた、潤いのあるトータルで安定した農村にしようと努めている。

西ドイツは日本と異なり、比較的緩傾斜や平坦部も多く、国土全体の中で農地の占める比率もわが国のそれより大きい。それだけ人為的影響も永く、大きく受けてきており、自然の質も低下したとされている。

ここでは、西ドイツの農村における緑の創造と保全の具体的処置を見ながら、その本質を捉えてみることにする。

1 西ドイツの農村の概要²⁾

(1) 自治体規模

西ドイツの自治体 (市町村) は表からも明らかな通り比較的小規模といえる。住民規模から見た市町村の数では2,000人以下の町村が全体の54.9%と半数を占めており、1,000人以下の町村で見ると全体の36.3%である。逆に50万人以上の市は国内に12市あり、ほぼ州首都がそれに該当する。連邦全土で8,505市町村あるが、これはわが国の倍近い。全人口の割合からみると5,000～50,000人の市町村が43%を占めており、これら居住者数の市町村が全体の中心と考えても良い。大都市が各州に分散しており、かつ住民規模から5,000～50,000人と

* 日本大学農獣医学部助教授 (かつの たけひこ)

表-1 西ドイツの市町村数および市町村規模別人口
(単位：千人)

居住人口規模	連 邦			
	市町村数	%	人 口	%
100	206	2.4	13.6	0.0
100-200	403	4.7	62.0	0.1
200-500	1,104	13.0	378.1	0.6
500-1,000	1,379	16.2	1,021.7	1.7
1,000-2,000	1,584	18.6	2,267.7	3.7
2,000-3,000	830	9.8	2,022.4	3.3
3,000-5,000	890	10.5	3,450.9	5.7
5,000-10,000	969	11.4	6,847.4	11.2
10,000-20,000	647	7.6	8,940.1	14.7
20,000-50,000	346	4.1	10,440.3	17.1
50,000-100,000	83	1.0	5,682.9	9.3
100,000-200,000	33	0.4	4,481.8	7.4
200,000-500,000	19	0.2	5,303.1	8.7
500,000 以上	12	0.1	10,103.4	16.6
総 数	8,505	100	61,015.3	100

いった級の町村が主体を成している点から見ても、西ドイツの農村の特徴が読みとれる。(表-1)

(2) 土地利用別面積

大都市が各州に分散し、かつ中小規模の町村がその中心を形造る中で、土地利用の状況は全国土の55%を農業用地が占めている。また現在、被害が問題になっている森林は30%余を占めている。州別に農業用地を見ると、北ドイツ低湿地で畑、牧野の多いシュレヴィヒ・ホルスタイン州やニーダーザクセン州(写真-1)、西ドイツの丘陵地帯から西ドイツのアルプスにまでわたるバイエルン州が高い比率を示している。

表-2 1985年次の土地利用別面積(単位1,000ha)

州	総面積	住居等建築用地 (まわりのオープンスペースも含む)				商業用地		レクリエーション 用 地	
		総面積	うち		総面積	うち 建 物 地	総面積	うち 緑 地	
			住居	工 場 工業地					
1 シュレスヴィヒ・ホルスタイン	1,572.7	81.0			8.5	4.8	10.0		
2 ハンブルグ	75.5	25.5	14.2	3.0	0.8	0.1	5.9	5.1	
3 ニーダーザクセン	4,743.8	269.9	146.2	47.6	28.7	25.3	24.2	14.0	
4 プレーメン	40.4	12.2	6.8	1.9	0.2	0.0	2.9	2.4	
5 ノルトライン・ウエストファーレン	3,406.7	350.1			36.6		30.2		
6 ヘッセン	2,111.4	126.8			7.0	4.2	10.6	5.3	
7 ラインラント・プファルツ	1,984.7	105.4			8.9	4.7	10.8		
8 バーデン・ヴュルテンベルグ	3,574.1	209.0	138.2	29.7	10.6	5.5	16.2	6.6	
9 バイエルン	7,055.3	261.3			23.2	14.0	28.9	13.2	
10 ザールランド	256.8	27.2	16.5	3.1	2.5	0.6	1.6	0.6	
11 ベルリン(西)	48.0	20.1	11.3	2.0	0.5	0.1	4.7	4.1	
連 邦 全 土	24,869.4	1,488.5			127.4		146.1		

州	交通用地		農 業 用 地			森 林	水面	その他の用地	
	総面積	うち 道 路 街 場	総面積	うち				総 面積	うち 荒地
				湿原	ヒース				
1 シュレスヴィヒ・ホルスタイン	61.7	56.3	1,175.6	10.0	5.5	140.2	72.5	23.2	11.3
2 ハンブルグ	8.5	6.8	23.2	0.1	0.8	3.2	6.0	2.5	1.3
3 ニーダーザクセン	219.9	202.5	3,044.3	77.3	51.0	984.0	102.1	70.5	18.4
4 プレーメン	4.9	3.5	13.8	0.0	0.2	0.7	4.6	1.0	0.4
5 ノルトライン・ウエストファーレン	207.6	179.4	1,857.4	1.2	4.4	838.1	52.1	34.7	7.7
6 ヘッセン	134.1	124.4	956.1	0.0	0.1	835.8	25.4	15.7	8.1
7 ラインラント・プファルツ	107.6	100.9	915.1	0.2	0.2	781.5	25.1	30.4	6.0
8 バーデン・ヴュルテンベルグ	175.8	160.2	1,789.9	2.9	0.4	1,305.5	31.0	36.1	20.2
9 バイエルン	267.5	242.7	3,820.7	15.5	1.1	2,378.2	120.2	155.4	80.4
10 ザールランド	14.9	12.9	120.2	0.0	0.2	85.1	2.0	3.4	2.0
11 ベルリン(西)	8.2	6.0	2.4	0.0	0.0	7.7	3.2	1.1	0.0
連 邦 全 土	1,210.5	1,095.4	13,718.6	107.2	63.8	7,360.0	444.3	374.0	155.9



写真：1 北ドイツ，低地牧草地の景観（ミュンスター北郊）。伝統的な生垣，並木は保全され，さらに新たに水路沿いに植栽された。

ハンブルク，ブレーメンの都市州と西ベルリンを除いた他の諸州も前の3州程では無いものの，農業用地比率は高い。（表-2）

(3) 土地利用別農地面積

1983年から1985年にかけて西ドイツも農地面積が6万ha程減少している。しかしながら農地の利用形態から見ると牧野が6万ha程減少したのに対し，畑地は多少増加している。都市内や都市の外縁部で重要な緑地でもある市民農園は3,000ha程減少しているが，他の利用形態では余り大きな変化は見られない。1985年の資料から，州毎の農地の利用形態の特徴を見てみよう。畑地の占める比



写真：2 中部ドイツ丘陵地帯の農地景観（ヘッセン州）。斜面の生垣，低木は保全された。

率が高いのは前述の3州以外，ルール工業地帯を持つノルトライン・ヴェストファーレン州で67%余りを占めており，特徴的である。またヘッセン州も66%と高い。

それぞれ土地利用別で特徴があるのは，ブドウ畑であろう。1985年現で100万haあるうち，ラインラント・プファルツ州およびバーデンヴェルテンベルク州で92,500haを占めている。ブドウ畑景観を有する代表は，この2州が大きいと言える。（表-3）

(4) 農耕地面積の規模と作目状況

国土の半分以上を占める農業用地の1,200万haほどの様な細かな土地利用状況になっているのか見てみることにする。すでに特徴的なブドウ畑の景観については触れたが，畑の中の様子はどうかであろうか。畑景観はその60%

表-3 土地利用別農業用地面積

単位：1,000ha

年 州	総面積	畑地	家庭 用自 家菜 園	果樹	苗圃	牧					ブド ウ畑	ヤナ ギ・ ポプ ラ林
						総面積	放牧 牧野	刈取 牧野	放牧場 高地牧野	敷薬用 牧野		
1979/84D	12,169.8	7,253.6	46.2	52.6	19.0	4,696.2	2,459.0	996.2	1,122.7	118.2	98.3	3.8
1983	12,079.0	7,232.6	41.3	50.7	19.5	4,630.2	2,435.6	982.6	1,095.5	116.4	100.7	4.1
1984	12,044.4	7,222.5	40.4	49.6	19.3	4,606.9	2,413.2	990.9	1,090.6	112.2	101.4	4.3
1985	12,019.1	7,240.3	38.4	49.5	19.1	4,566.3	2,389.0	998.2	1,067.8	111.3	101.2	4.2
davon (1985)												
1 シュレスヴィヒ・ホルスタイン	1,089.8	599.6	3.7	1.1	4.4	480.7	121.1	82.2	267.4	10.0	—	0.4
2 ハンブルグ	15.5	8.1	0.0	1.5	0.3	5.5	1.4	1.7	2.3	0.2	—	0.1
3 ニーダーザクセン	2,736.0	1,630.2	8.4	11.6	3.8	1,080.8	278.3	385.6	403.9	13.1	—	1.1
4 ブレーメン	10.5	2.1	0.0	—	0.0	8.3	1.9	3.2	3.2	0.0	—	0.0
5 ノルトライン・ヴェストファーレン	1,619.3	1,094.4	5.3	4.1	3.8	510.3	147.0	187.4	164.5	11.4	0.0	1.4
6 ヘッセン	778.6	512.8	1.0	1.5	0.9	258.8	122.3	93.7	34.4	8.4	3.3	0.3
7 ラインラント・プファルツ	729.4	428.8	1.3	6.2	1.1	224.0	99.1	78.6	39.7	6.7	67.6	0.3
8 バーデン・ヴェルテンベルグ	1,515.3	839.7	4.7	17.2	2.2	626.3	502.8	52.4	56.6	14.5	24.9	0.3
9 バイエルン	3,455.7	2,085.0	13.7	6.0	2.3	1,343.3	1,099.7	105.8	91.4	46.4	5.2	0.4
10 ザールランド	67.6	38.7	0.2	0.3	0.1	28.0	15.3	7.7	4.4	0.6	0.1	0.0
11 ベルリン (西)	1.4	1.0	0.0	—	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1	0.0	—	0.0

表-4 農耕地面積規模別作物状況

作目分類	農 耕 地 面 積 (ha)							総 計	うち 1ha以上
	2以下	2-5	5-10	10-20	20-30	30-50	50以上		
経営規模	1,000 ha								
経 営 耕 地 面 積	211.9	569.7	1,143.7	2,737.9	2,669.1	3,298.0	3,425.0	14,055.2	14,019.2
森 林 地 面 積	41.5	79.4	160.5	358.1	291.7	283.2	385.1	1,599.4	1,593.1
うち	136.3	425.9	932.3	2,291.6	2,298.3	2,892.3	2,907.4	11,884.1	11,865.3
牧 草 地	58.1	211.7	503.3	1,277.0	1,335.9	1,755.6	2,072.7	7,214.2	7,208.4
ブドウ畑	16.6	19.9	21.5	19.5	9.7	6.5	3.3	4,471.8	4,470.1
果樹	5.6	5.9	9.0	13.6	6.8	3.5	2.5	97.0	89.5
畑地面積うち	1.3	2.6	3.5	4.0	2.1	2.3	3.9	46.9	44.3
穀 物	38.5	161.9	378.6	879.4	876.0	1,154.0	1,381.0	19.6	19.2
うち								4,869.4	4,868.2
小麦	12.2	45.1	108.8	265.9	277.9	377.1	531.4	7,214.2	7,208.4
大麦	3.9	15.6	31.5	68.1	67.3	100.1	137.9	4,471.8	4,470.1
夏・大	8.4	35.2	78.0	160.0	138.4	166.6	170.0	97.0	89.5
冬カ	5.9	28.6	72.9	196.7	217.1	298.6	367.2	46.9	44.3
トウモロコシ	5.8	26.8	63.0	134.0	117.7	132.2	102.3	19.6	19.2
ジャガイモ	0.7	3.9	10.2	22.2	29.2	54.0	60.7	4,869.4	4,868.2
ササ	5.7	14.0	21.1	39.3	32.6	42.3	62.4	1,618.4	1,618.1
その他飼料用根菜	0.2	0.9	5.4	40.6	64.0	101.7	190.0	424.4	424.3
	1.5	6.3	15.7	31.2	23.1	19.9	9.0	756.5	756.4
野 菜 類	8.1	7.2	6.1	7.6	5.6	9.0	16.3	1,187.2	1,187.0
	0.4	3.5	11.9	30.5	29.7	55.4	165.9	581.8	581.6
工 芸 野 菜	0.2	2.6	8.7	21.6	23.4	50.0	158.9	180.9	180.9
飼 料 用 牧 草	2.9	15.8	62.1	243.7	300.7	365.4	228.4	217.5	217.2
うち春刈トウモロコシ	1.0	8.5	39.9	174.0	227.9	291.3	186.9	402.8	402.8
								106.7	106.6

余を穀物が占めている。そのうち半分以上は小麦と冬大麦である。また小麦と肩を並べる程に飼料用牧草が多く中でも青刈トウモロコシは特異的で、これは又、農耕地の中でも問題になっている部分でもある。小麦も、飼料用牧草も20ha以上の耕地が多く、それだけ大規模化しており、景観的にも画一的、単調さが生まれ易くなっている。地域の特徴を示しているブドウ畑は20ha以下のものが多いが、特に景観上のみならず、土壌保全やブドウの味にも規模拡大が影響するとされ、これまでも指摘されてきている。また青刈トウモロコシも幼苗期の土壌侵食や土壌食化などの点でも農地区画の拡大が問題視されてきている。(表-4)

(5) 農耕地面積の規模と飼育家畜状況

表-3に、主として牛を中心とした牧野の総面積と州別の状況、また牧野の種類別面積も示されている。これによれば、放牧を主体とする牧野と刈取りを主体とする牧野がほぼ $\frac{1}{4}$ を占めている。基本的には刈取、乾燥管理用の大型機械が入り難い土地では放牧牧野になることが多く、傾斜の急な地区や低湿地がそれに当たると考えてよい。それ以外の土地では機械化された刈取牧野として利



写真：3 南ドイツ、バイエルン州山間地帯の農地景観。斜面地の 生垣、樹林は保全された。

用される(写真-3)。その牧野を利用する家畜は主として牛であるが、家畜の種類と農耕地面積規模は表-5の通りである。農村の景観に關係する第一の家畜は牛で、牧野、青刈トウモロコシが重要であり、また畜舎などでは豚、鶏である。牛は肉牛が極めて多く(1.56億頭)、乳牛の3倍を示しており、規模別では30ha以上のものが半分近い。乳牛では80%余が10頭以上の飼育頭数で、うち平均的には20~40頭である。20~40頭飼育している農家の農耕地は10ha以上、特に20~50ha規模の農家が多い。(表-5)

表-5 農耕地面積の規模と飼育家畜状況

	農 耕 地 面 積 (ha)							総 計	うち 1ha以上
	2以下	2-5	5-10	10-20	20-30	30-50	50以上		
	家畜頭数 1,000								
馬	20.2	35.7	34.0	45.6	33.2	40.6	42.8	252.0	249.3
肉 牛	131.6	306.9	1,003.7	3,326.2	3,704.0	4,411.8	2,708.6	15,592.9	15,515.5
1~2年の若牛									
雄	10.4	21.6	71.2	259.8	306.3	403.3	318.3	1,391.0	1,384.7
雌	16.2	46.5	132.2	417.3	477.2	572.8	340.8	2,003.0	1,996.0
乳 牛									
(頭数別)	22.9	119.0	411.7	1,319.2	1,376.6	1,502.7	807.5	5,559.7	5,550.7
1-4	13.0	70.5	66.5	25.0	4.9	2.3	0.8	182.9	181.1
5-10	4.7	45.6	260.9	342.0	68.7	17.4	2.8	742.1	739.6
11-19	1.9	2.2	78.5	586.4	420.8	184.7	26.9	1,301.3	1,299.8
20-39	2.2	0.7	5.3	352.7	762.2	791.2	213.0	2,127.4	2,125.4
40以上	1.1	0.1	0.6	13.2	120.0	507.0	563.9	1,205.8	1,204.8
羊	143.2	128.0	132.3	174.8	99.3	145.2	297.5	1,120.4	1,039.6
豚	817.5	709.5	1,543.9	4,274.9	4,976.2	6,396.2	4,683.0	23,401.2	22,793.2
(頭数別)	87.6	103.4	241.7	677.0	699.9	646.0	286.8	2,742.3	2,683.4
1-2	4.8	7.4	12.6	18.5	8.1	3.4	0.7	55.5	53.4
3-5	11.9	13.9	20.7	33.8	18.6	10.4	2.2	111.5	105.3
6-9	14.5	19.1	26.9	42.3	28.3	18.5	4.5	154.1	145.9
10以上	56.4	63.0	181.5	582.4	644.8	613.7	279.4	2,421.3	2,378.7
子 豚	216.1	242.2	566.1	1,556.6	1,632.1	1,548.0	742.0	6,503.1	6,355.0
採卵用鶏(羽数割)	18,534.0	2,218.4	3,084.3	4,385.3	3,617.9	4,553.5	5,216.6	41,609.9	24,167.3
99まで	370.5	632.3	864.6	1,237.1	711.9	479.3	175.4	4,471.0	4,399.8
100-249	57.2	33.3	44.9	115.4	97.2	97.0	52.4	497.4	463.2
250-499	83.7	44.4	55.8	120.2	99.9	102.3	61.2	567.4	506.5
500以上	18,022.6	1,508.5	2,119.0	2,912.6	2,708.9	3,874.9	4,927.6	36,074.1	18,797.8
ブロイラー鶏	13,589.6	467.1	460.1	902.4	1,305.7	1,990.3	2,548.3	21,263.4	8,140.6
その他の家禽類	606.1	200.1	255.0	457.8	480.7	787.3	584.9	3,371.8	2,840.3

表-6 土地所有・経営規模別森林面積

森林面積 (ha)	総 数		内					
	1984	1985	国 有 林 1)		公 有 林 2)		私 有 林 3)	
			1984	1985	1984	1985	1984	1985
	〈林業経営戸数〉							
1-50	95,102	95,636	104	99	6,925	6,883	88,073	88,654
50-200	4,352	4,359	31	31	2,102	2,107	2,219	2,221
200-500	1,794	1,801	56	56	1,132	1,130	606	615
500-1,000	792	800	99	103	523	524	170	173
1,000以上	1,091	1,091	587	587	356	358	148	146
合 計	103,131	103,687	877	876	11,038	11,002	91,216	91,809
	〈森林面積〉 単位 1,000 ha							
1-50	460.7	463.0	1.1	1.1	81.0	80.6	378.6	381.4
50-200	451.1	450.4	3.7	3.7	229.8	230.1	217.7	216.7
200-500	565.6	569.3	20.1	20.1	360.9	361.0	184.7	188.3
500-1,000	563.9	570.5	73.8	77.1	373.2	373.9	116.8	119.6
1,000以上	3,221.6	3,230.5	2,109.2	2,114.4	702.4	709.6	410.1	406.5
合 計	5,263.0	5,283.8	2,207.8	2,216.3	1,747.3	1,755.1	1,308.0	1,312.4

1) 連邦, 州 2) 市町村 3) 民間, 組合

(6) 森林面積

国土の30%程度を占める森林は、 $\frac{2}{3}$ が国有林、 $\frac{1}{3}$ は市町村および私有林である。公私有の別では70%余を公有林で占めており、国有林では95%以上が1,000ha以上の面積であるが、逆に私有林では1,000ha以上と50ha

以下、その中間にほぼ均分されている。しかし、経営戸数の点から見ると私有林の90%以上が50ha以下の零細な規模であるのに対し国有林では1,000ha以上である。つまり大きくまとまって国が持ち、比較的規模がバラついて1,000ha以上は146戸40.6万ha、50ha以下が8.86万戸で38万ha程度である。(表-6)

表一七 化学肥料の施用状況

経 営 年 州	総 施 用 量				農 耕 地 ha 当 施 用 量			
	窒 素 (N)	磷 酸 (P ₂ O ₅)	カ リ (K ₂ O)	カルシウム (CaO)	窒 素 (N)	磷 酸 (P ₂ O ₅)	カ リ (K ₂ O)	カルシウム (CaO)
	1,000 t				kg			
1981/82	1,323	753	1,055	1,243	108.5	61.7	86.5	101.9
1982/83	1,465	740	1,042	1,333	120.7	61.0	85.8	109.9
1983/84	1,378	745	1,014	1,506	114.1	61.7	83.9	124.7
1984/85	1,452	732	988	1,287	120.5	60.8	82.0	100.2
davon (1984/85)								
1 シュレスヴィヒ・ホルスタイン	180	71	89	80	165.3	65.4	81.1	70.3
2 ハンブルグ	9	2	2	3				
3 ニーダーザクセン	355	147	226	448	129.5	53.6	82.5	151.9
4 ブレーメン	7	2	1	2				
5 ノルトライン・ウエストファーレン	255	107	158	286	156.7	65.7	96.9	163.9
6 ヘッセン	74	43	54	69	95.2	56.2	69.6	78.3
7 ラインラント・プファルツ	67	43	64	39	92.2	59.0	86.9	51.8
8 バーデン・ヴュルテンベルグ	129	91	117	78	84.6	59.8	77.1	45.3
9 バイエルン	371	224	275	273	107.1	64.7	79.2	77.3
10 ザールランド	4	2	3	8	54.4	32.2	41.2	102.5
11 ベルリン (西)	0	0	0	0	62.2	24.7	58.7	

表一八 ゴミ処理の状況

年 施設の種類の	箇 所 数	全 ゴ ミ 処 理 総 量					
		総 量	公 共 に よ っ て 取 扱 わ れ る も の		他 の 公 共 的 施 設 に よ る も の	そ の 他 の 施 設 に よ る も の	
			総 量	うち 公共施設 民間委託 ・下請			
1,000 t							
1977	2,865	64,306	28,627	15,510	13,117	2,812	32,866
1980	3,033	82,682	25,958	12,571	13,388	6,077	50,646
1982	3,176	80,134	23,633	11,313	12,321	6,125	50,376
davon (1982)							
ゴミの山(埋設)	3,060	70,140	17,182	6,801	10,381	5,137	47,820
焼 却	44	6,784	5,389	3,927	1,462	253	1,142
肥料化施設	15	539	439	198	242	72	28
その他の施設	57	2,671	622	386	236	662	1,386
その他							
再生処理地	118	3,386	2,392	1,192	1,200	203	791
産業廃棄物集積	4	1	—	—	—	1	1

表一九 休暇、週末におけるレクリエーション、余暇の過ごし方と投資額

年	総 額 DM	内 訳										
		長 期 休 暇	余暇、レクリエーション形態(長期休暇は省く)								写 真 映 画	そ の 他 の 余 暇 活 動
			総 額	読 書	テレビ ラ ジ オ	ド ラ イ ブ	ス ポ ー ツ カ ン プ	庭 仕 事 家 畜 の 世 話	遊 戯 遊 び	社 交 (訪 問・ 慰 安)		
家計タイプ1												
1982	122.53	35.39	87.14	23.43	25.02	10.82	1.94	15.15	1.25	1.30	0.85	7.38
1983	141.29	46.56	94.73	25.82	20.10	12.80	2.85	19.88	1.35	1.83	0.84	9.26
1984	140.13	45.93	94.20	26.35	19.09	13.45	2.32	18.52	1.81	1.98	1.07	9.61
1985	153.58	51.32	102.26	27.50	21.49	16.13	2.79	19.28	2.15	2.17	1.03	9.72
家計タイプ2												
1982	428.48	123.28	305.20	43.90	53.22	63.11	28.28	31.07	19.62	11.04	9.20	45.76
1983	438.27	115.22	323.05	43.71	53.24	68.52	38.93	34.85	19.80	11.77	7.61	44.62
1984	453.88	134.29	319.59	43.27	51.52	69.08	33.67	35.71	20.84	12.32	6.33	46.85
1985	464.52	130.40	334.12	44.43	57.82	75.25	31.58	35.04	21.85	10.96	7.87	49.32
家計タイプ3												
1982	765.20	270.77	494.43	73.04	66.98	100.34	54.45	53.35	23.28	21.80	15.88	85.31
1983	807.32	280.83	526.49	77.16	75.81	102.49	66.39	57.58	22.42	22.08	14.13	88.43
1984	805.75	284.23	521.52	77.20	67.24	101.97	57.05	61.50	20.61	22.62	12.08	101.25
1985	817.43	281.89	535.54	79.40	70.61	103.49	67.00	55.11	24.30	23.51	14.61	97.51

(7) その他の農村の景観に関するもの

西ドイツの農林業すなわち農村の景観に係わる土地利用に状況について、1985年を主とした統計資料から概観した。しかし、これら以外にも、農村の景観及び、本稿で話題にする自然の保全と創造には、幾つかの関連事項がある。それを2～3挙げ、事例の解説の補助としたい。

a) 化学肥料の施用状況

西ドイツでは国土全体の中で農林業用地（水面も含め）の占める割合が高く、中でも農地、水面で60%に達する。したがって、農地における種々の行為が景観に大きく作用する。その1つに化学物質の投入が挙げられる。化学肥料や農薬、除草剤、矮化剤等は田畑、果樹園、牧草地を通して、水面にも及ぶ。これらの使用は肥料では窒素を除いて減少傾向にあり、1985年以降更に大きくなってきている（表-7）。これは後述する粗放化農業プログラムにも大きく関係してきていることをここで特に示しておきたい。

b) ゴミ処理（表-8）

西ドイツのゴミ処理の方法としてゴミの山（Deponie：埋立）が挙げられる。全国に3,176ヶ所、うち埋立が3,060ヶ所で焼却は僅か44ヶ所である。これらは各市町村や郡・地域レベルで設置されるが、景観的にも環境的・生態的にも対応に苦心してきている。地下浸透水、噴出ガスなど、とりわけ農村や都市近郊では、直接農地などが候補地となり、その影響が隣接地域にも及んでいくこととなるため重視されている。

c) 農村でのレクリエーション・余暇（表-9）

自然の中でレクリエーション、余暇時間を過ごすことを好む西ドイツでは、長期休暇以外に週末など利用して郊外にドライブしたり、農村に週末住宅を持ったり借りたりする。表-9のドライブ、キャンプ、庭仕事、遊びの多くは、自然の中や農村地帯で行われることが多い。所得によって多少差はあるものの、40%～50%（長期休暇以外の投資額の）を占めていることは、それだけ農村の景観の取り扱いに十分な配慮を必要とすることとなる。単に居住者の勝手な判断でなく、農村を利用する側の立場又は、全国の中での自らの地域の独自性（例えば「わが村は美しく」などのコントロール）をも考慮に入れた対策が取られてきている。

2 景観保全の背景

西ドイツ農村の景観保全について語る時、これまでの西ドイツ国内の環境・自然に対する大きな流れ・背景を考えてみる必要がある。連邦自然保護法は1976年制定されたが、それ以前に、この連邦法制定に大きな影響を及ぼしたものに「マイナウ緑の憲章」がある。1961年4月20日採択され、次の年1962年7月5日に国土保全協議会（Deutscher Rat für Landespflege）が発足し、自然保護から景観保全、緑地計画までを国土保全の中で捉え、産業近代化、環境破壊が進む中で人間の生活と自然が調和していかなければならないことを明言した。この中で農村については秩序ある土地利用を計画的に推し進めることと、農村での景観保全の重要性、都市と対応したレクリエーション活動の対応について問題にしている。農耕地の秩序だった利用、農耕地を含めたトータルな農村（非建築空間・オープンスペース）の景観保全、集落内の街並み、建築物、緑地などの計画的整備の基本的な方向は、その殆んどが、この憲章と連邦および州の自然保護法に根ざしている。

緑の保全や幅広い環境保全を推し進める上で、1973年以降2度にわたる石油危機は、西ドイツ国民に大きな衝撃を与えたと言える。直接的なエネルギー節約もさることながら、省資源の名の下での各種のキャンペーンは大きな盛り上がりを見せ、遂には緑の保全・整備が環境保全・省資源と密接である、と言われるまでになった。自動車の速度、使用頻度、電気等エネルギー節約と発電量、労働時間の減少と戸外余暇時間の増大、それら全てが大気、水資源、緑地に関連し、自然資源としての緑の空間の重要性、動植物の重要性となり、都市も含め国土の大部分を占める農林業地域での自然的・文化的景観の見直しへと展開してきた²⁾。

欧州は日本に比べて緯度も高く、永い歴史的な変化により自然の動植物の種は少ない。自然を構成する重要な動物・植物の「種」レベルの永い研究が現在の自然保護や景観保全を支えているといってもよい。種レベルの自然誌的研究が地味ながら長い間行われてきたことにより、現在の環境保全が盛上がっている。近代の例をみても、例えば1950年代の冬播小麦畑での昆虫相の種と個体

数の調査結果が、1980年のそれと比較され、種数・個体数の激減を示し、これが農村での近代化によるものと指摘する例などがある。

1970年頃から現実に農村において、種々の環境問題が顕在化し、土壌侵食、浸水、種の減少など常に問題になってきた。また、一方で農業生産は一国のみの問題でなく、陸続きの欧州では、生産物の流通がその国の農業生産の構造を大きく左右することも稀ではなくなってきた。農村では生産のみに傾注し、環境・景観を看過することは最早できなくなりむつかしくなったと言っただろう。一国だけの事情でなく多国間の農業の中で考えなければならなくなった。1987年、西ドイツでECの農村を中心としたキャンペーンが始まったのもその点にあり、もう一度農村を総合的に見直そうとする運動が始まった。

3 景観の創造

西ドイツの中北部、ルール地方は、西ドイツ第一の工業地域である。ライン川沿の都市デュイスブルクから東へドルトムントまで広がる工業地帯は近代工業の発展とともに歩んできている。この工業地帯内や周辺には、褐炭の埋蔵量も多く、比較的平坦か緩やかな丘陵地帯下に在るため、古くから露天掘りが行われている。

西ドイツの景観保全(Landschaftspflege)の最も秀れた例が、この褐炭採掘地の跡地利用にあるとも言われて

いる。既存の土地利用が牧草地や畑、集落など多様である中、採掘地域を決め、集落は暫時、移住(Aussiedrung)、農地も表土をのけながら、地下にある褐炭を採取し、採取後は、再び地盤を元にもどし、表土をもどし(Rekultivierung)、農地を再生、集落も同じ場所に新たに建てる、といった大規模な農村移転・改造、自然の再生・創造を行ってきている。この中で新たに生まれた斜面は、既存の樹種(その立地に合った郷土種)により緑化が計られ樹林が作られるし、大規模な採掘後の凹地は湖沼として、用水確保、レクリエーション利用型水面として整備が計られている。この大規模な景観保全の事例は、西ドイツ国内の各種の景観保全に大きな影響を及ぼし、今日なお、新たな緑地(樹林、湖沼、農地など)を創造しながら発展している。

景観の創造の点から、第2の事例は砂利採掘跡地が挙げられる。褐炭採掘ほど大規模でないが建設資材としての砂利等の利用のため、既存の農地を買収し、農地下の砂利を採取し、その跡地をレクリエーション用水面としたり、自然保護地を創り出したりしている(図-1)。砂利採掘跡地が新たな景観の創造として重要な位置を占めている例は、南ドイツ、バイエルン州首都ミュンヘン郊外に多い。ここでは農地(イザール川等河川沖積低地が多く牧草地が多い)が砂利採取後、掘取沼となり、レクリエーション協会が用地を買収し整備して町村の住民の利用に共されている。水辺の構造、植栽、関連施設、管理組織などが適切に整備されるが、その個々の技術的

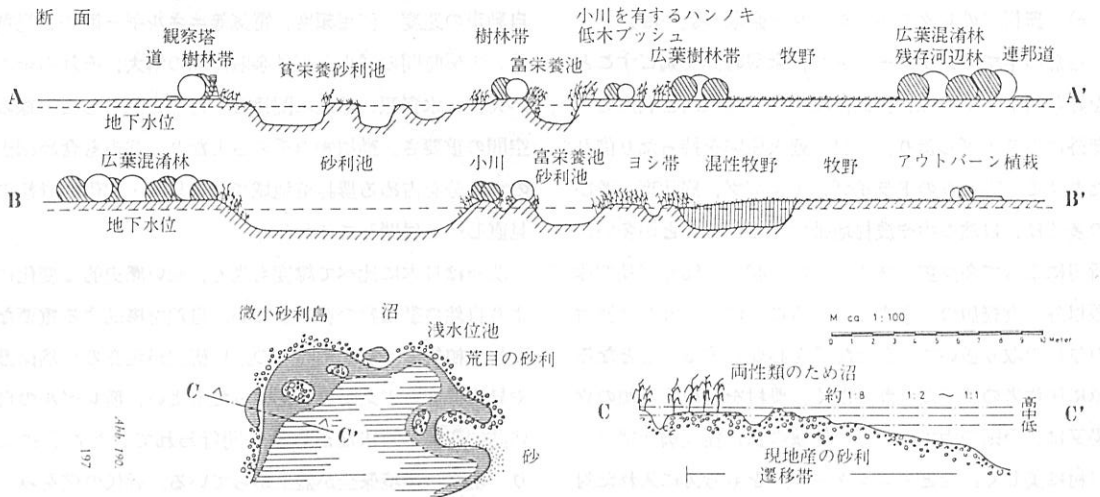


図-1: 砂利採掘跡地での自然の再生・創造事例(広い農地を含んだ断面:上 水辺の詳細な断面:下)

裏付けも利用的側面だけでなく景観保全、自然保護の側面からも行われている。湖沼の片側を動的レクリエーションに利用しながら、もう一方を静的レクリエーションか自然保護のために利用するなどである。この背景には、既述の通り、農村での農地規模拡大、大型機械化による圃場景観の単調さがある。生産空間での農地の占める割合の高い西ドイツでは、この農地内での緑の確保、自然の再生・創造が重要な位置を占めている。この水面、水辺湿地帯は、地域全体の緑のネットワークの中で重要な面的位置を占めている。

第3の事例はゴミの山 (Deponie) であろう。1-(7)で示した通り、西ドイツの農村では景観の創造・修景の空間としてゴミ捨場の跡地も重要である。ゴミの焼却率は埋立に比べて低く、その多くは適切な環境保護対策（地下水汚染や排出ガスなど）の上で最終的に緑化、修復されている。前述の砂利採取跡地と類似して、新たに丘や小山が形成され、そこがレクリエーション的利用のために緑化されている。平坦であったり凹地地形だった所に、丘が造成され、展望地点と同時に周辺からの景観としてランドマークとなる場合も少なくない。

以上のように、新たな景観の造成という点では、歴史的に永く、空間的にも各種のレベルで具体的にその技術を積み重ねてきている。とりわけ、都市近郊や農村における景観の再生・創造では、考え方の上でも技術の点でも進んでいる。

4 圃場整備における景観の保全と創造

(1) 村落美化

村落美化の歴史は古く、18世紀まで逆のぼる。特に南ドイツ、バイエルン地方は西ドイツの美化運動発祥の地でもあり、以前から地域、地区（町村や集落）の独自性、独立性を示すものとして位置づいている。現在では、「わが村は美しく」という国レベルの村落美化コンクールがあり、農家集落内や地域内農地も含め村落全体の美しさを競っている。伝統的な民家形態、集落形態や地区センターのファサード、歴史的建物、事物、圃場での文化的景観（農業生産の中で培われ、維持されてきたもの）構成要素など積極的に保全修復している。集落内

整備では広場、集落内道路、水路など生産・生活の近代化による改善と同時に古くからの伝統的構造・素材・デザイン、そのトータルなものとしての景観の保全の調和を計っている。

(2) 小生態系保護

西ドイツの農村では伝統的・代表的農村景観を構成する事物を保全する動きが根強い。国土の大部分が、かつて一度は人間の手で改変され、その後を生れ育てられ残されてきた為でもある。北部低地ドイツ、中部丘陵、低山帯ドイツ、南部山間地ドイツといったそれぞれの地方で、現在、農地を中心に小生態系 (Kleinstruktur, Smallstructure) の保護が重視されている。伝統的な境界林、並木、老木、生垣や叢林、低木林、土手、畦、斜面、水辺、沼など、農地内に点在するこれら小さな自然の構造とその立地そのものを守っている。圃場整備事業の中でも事前にこれら小生態系を図化し、新たな部分に移設利用したり、その場所で保全したり、また全く新たに設けたりしている。これら小生態系空間の果たす役割は、我々の身の周りから消滅しかかっている動植物の棲息空間を確保するためであり、かつ、豊かな農村景観を維持確保するためである⁵⁾。

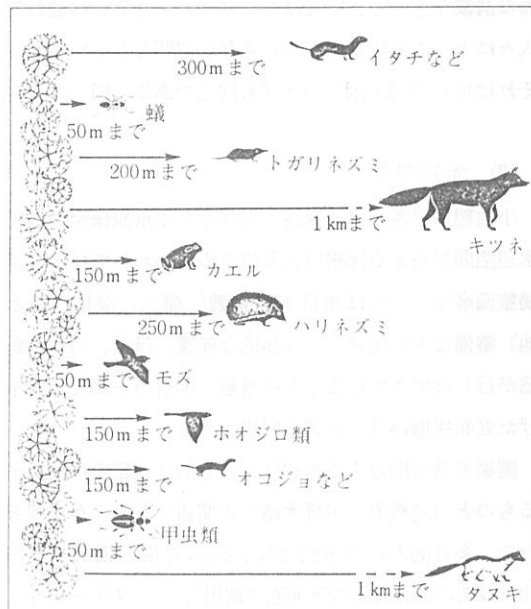


図-2： 農地などの生垣、ブッシュからの生活圏（隠れ家からの行動圏）

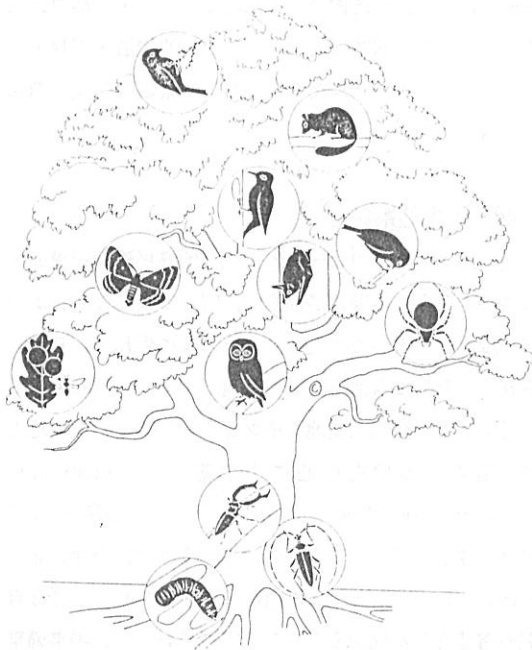


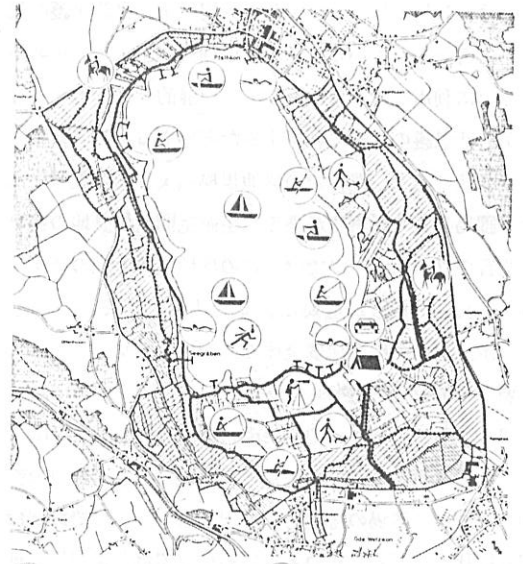
図-3： 農村に古くからある老木はランドマーク、記念物であるとともに自然の動物たちのそれぞれの棲み家

例えば図-2の様に小さな生垣は各種の中小動物の隠れ家であり、特定植物の生育場所である。これらの小さな空間が無くなることは、そこを拠り所としている動植物の消滅を意味し、果てはそこに住む、あるいは訪れる人々にとって無味乾燥な潤いのない空間となってしまう。それは単独の老木木といえども同じである(図-3)。

(3) 水辺保全

小生態系保護(自然保護=種保存)や景観保全の点で水辺空間が占める比率は30%位あるといわれている。圃場整備事業の中では用排水路整備、溜池、湿地(遊水池)整備などに関連して具体的な保護、保全、再生・創造が行われてきている。先に景観の創造の一例として挙げた鉱物採取跡地の水辺も同様である。

圃場整備で関連する水辺は、多目的ダム建設に関連するものと河道整備(用排水路)に関連するものがあげられる。多目的ダムの事例では、洪水対策、圃場の乾田化、湿地の復元(自然保護地の創出)、レクリエーション水面の創出などが目的として挙げられる。一方、河道整備も、単調な直線水路の見直しにより、景観的、自然保



- | | |
|--------|---------|
| ▲ ヨット | 自然観察 |
| ☎ ボート | 乗馬 |
| 📷 カメラ | 乗馬コース |
| 🎣 釣 | 散策、散歩 |
| 🛀 水浴 | 散歩、遊歩道 |
| 🛼 スケート | 駐車場 |
| ⌛ 釣棧橋 | キャンプ野営場 |

図-4： 農村にある池沼は多面的に機能する。

護的環境浄化的、レクリエーションの側面等から積極的に曲線水路(自然流路)化が計られるようになってきている。

これまで農村にあった文化的な景観およびその構成要素は近代化の中で多く失ってきたことは事実である。その一部を取りもどすため、積極的に植栽したり、既存樹林、並木、低木群を保全したりしている。水辺の形態を自然に近づけるため、地盤の造成から緑化導入種の選定まで幾多の実施事例を通して成果を積み上げてきている。農村における重要な景観要素である水辺は、単に生産、防災機能を果たすだけに止まらず、自然保護やレクリエーション的機能をも果たす空間として位置づけられている(図-4)。

(4) 農道整備

大型機械化が進む西ドイツ農村でも農道のもつ景観的、自然資源の意味は大きい。とりわけ人工的施設の少

ない農地内ではコンクリート化や直線化が進んだ地域では景観的にも違和感が大きい。バイエルン州では先に挙げた小生態系の空間として農道と農道端の畦や土手を重視し、その小空間が特異な立地である場合や、大型機械の未利用部として野生草の積極的保留地であることを提言している。それは農村景観の上でも豊かにできる部分であり、同時に防風垣、防風林、生垣、また用排水路との並設による、より豊かな緑の空間創造の場所となっている。圃場整備により一律に全面舗装することなく、部分的舗装（輪立ち部分のみ舗装）や砂利道の部分も設けるようになってきている。これらは全て、景観的、自然的に豊かさを産み出そうとするためにあり、つきつめれば省エネ、省資源に帰する。

(5) 粗放化農業の推進

これまで進められてきた諸施策が生産拡大に重点が置かれ、大規模、機械化、化学化が進み、農村景観の単純・画一化が広がった。この過程で失った資源も多く、今日ようやくそれを取りもどそうとする各種施策の動きがみられる。そのうち重点項目として粗放化農業（Extensivierung）がある。景観保全、自然保護を中心に多様なゆとりと潤いのある農村を作り出すため、その目的遂行上、生産側に余儀なくされる負担に対し、国、州等公共側で補助しようとする動きである（表-10⁹⁾。

表-10 西ドイツの粗放化農業プログラムの対象と内容の一例
（シュレスヴィヒ・ホルスタイン州の例1986. 12）

粗放農業 促進規定	対象地域：4,500 ha 現状土地利用：牧野 土地利用規制制限 ① 現在の水位を低下させない 現存の用排水路は手をつけず開水路とする 新規用排水路は不許可 ② 牧野変更の禁止、6月20日以降の修復は可 ③ 化学物質（薬剤・肥料）の禁止 ④ 4/1～6/20までの有機肥料 使用禁止 4/20～6/20までの化学肥料 ⑤ 4/20～6/20まで耕起・刈取禁止 ⑥ 6/20までは3頭/ha/牛の放牧密度とする 補助金/ha 350DM（約28,000円）
--------------	--

*参加は自由であったが第一期に1,000ha中達まれ、うち800haは州政府が使用。
本規定実現のため 1986年 350万DM
1987年 650万DM
約3.5～6.5億円貯えられた。

自然保護地や景観保全地域に隣接する農耕地の生産活動が自然保護等と対立する場合、生産側に利用規制が課せられる。その代償として一定の補助をしようとするものであり、1985年にすでに西ドイツ全州で具体化されつつある。州によりそのための基金の充実度は異なるが、景観、自然資源に対し農業生産が深く関わっている西ドイツでは最早避けられぬ問題であり、生産者側だけでなく一般住民（都市側住民）の意識もその点まで高まってきたと言える。西ドイツ国民の多くが農村での生活時間を比較的持っていると同時に身近にしていると言える。

まとめにかえて

以上、西ドイツの農村における緑を中心とした景観の保全と創造に関する考え方、事例について概要を明らかにした。最も重要な点は、①農地の占める比率が極めて高いこと、②単に農業生産だけで農村また景観が語れないこと、③農地内に多くの貴重な自然資源、文化的資源が多いこと。④保全保護だけでも十分でなく、新たに利用規制や用地確保により質の高い本来の自然を創造して、量的質的に豊かにしようとしていること、⑤生産者側のみでなく国民的視野で農村、農地を捉えていること、などが挙げられる。

農業の近代化、圃場整備の進展、農業生産と流通その国際化、機械化・化学化の進展、それぞれの側面から見ればわが国も類似している。しかし基幹作目の違いや農地比率の違い、人口定住様態の違いなど異なる部分もまた極めて多い。

しかし、生活、生産空間としての農村でのより豊かな自然は、科学的視点は言うに及ばず、住民の快適住空間の視点からも、これまでに失った緑の自然的・文化的景観要素の復元・創造・保全は重要である。農業はあくまでも国の食糧確保の使命を持つと同時に、これまで永々として続けられてきた農業生産と自然の調和ある進展を具現化してきている。これまで進められてきた圃場整備の内容を豊かにし、農業施設

の個々のデザインの幅を広げたり、質的に豊かなものを再生・創造（復元）して行くことは、それ程困難なことでは無い。ファームポンドや用排水路、農道、その他の農村の各種施設、いずれの場合もそのことが言えよう。農村の整然とした落付いた、潤いのある住空間、生産空間は多かれ少なかれ土地利用規制を伴う。新たに作られた集落整備法や関連法令等により、既存集落とその周辺が秩序だって整備され、農用地内と美しいコントラストを作る一方で農用地も落付いた、伝統的景観を宿しながら個々の地域の独自性、特徴を表現している、そういった農村が生まれてくることを長い目で期待したいし、作り出して行かねばならないだろう。

参考文献

- 1) 勝野武彦：西ドイツの自然保護・景域保全法につ

- いて、応用植物社会学研究 6, 43-53 1977
- 2) 西ドイツ統計局：連邦統計書 60, 138, 141, 142, 148, 157, 456, 565, 1986
- 3) 根本泰人：マイナウ緑の憲章から20年、応用植物社会学研究 11, 47-56, 1982,
- 4) 勝野武彦：西ドイツの自然保護、応用植物社会学研究 4, 55-63, 1975,
- 5) ——：西ドイツ・バイエルン州のピオトーブ調査について、応用植物社会学研究, 13, 41-48, 1984,
- 6) B,M,L, : Förder-Programme der Länder, Extensivierung der Landwirtschaft, 1-13, 10, 1986,

田尻町の町づくり

峯浦 耘 蔵*

1 はじめに

私たちが暮らす田尻町は、先人の計り知れない努力により、水害常襲地というハンディを乗り越え、天災・人災を防ぎながら何千年の間、人々が定住し続けた理想郷“ロマンの里”です。そこには、家族がしっかりとした生活の絆を持ち、それぞれに夢と希望と生きがいを抱きながら、自然信仰に励まされ、たくましく、あたたかく、誇りに満ちあふれた暮らしを営んでいます。

水との戦いは、農村の宿命かもしれません。長い歴史の中で影響を受けた環境の変化は、農民の苦悩であり、また干拓との戦いでもありました。それすなわち、米づくりに賭けた農民の生きざまであるといっても過言ではありません。この利水と治水のあゆみは、今日に至っても継続されています。

利水と治水を土木学的に、また文化的に見ることが大切です。一つの沼を干拓し、次の沼の用水となり、そして二つめの沼を干拓した排水は、三度用水に利用して河に流れていきます。その河は淡水魚の宝庫であり、人々は漁獲を楽しんできたのです。定住への限らない努力が地域開発の根源であり、そのエネルギーが農村の歴史を築いてきたのではないのでしょうか。

農業を取り巻く環境には、大変厳しいものがあります。農産物の自由化、減反や転作対策、後継者不足、コスト低減など、いずれも地域の発展を阻害する深刻な問題です。このような時代にこそ、誤りのない目で、農村が選択すべき道を見つめていかなければならないのではないのでしょうか。

2 田尻町の概要

田尻町は北上川水系の江合川流域に広がり、栗駒山・船形山など奥羽山脈の広大なブナ林（1.5万ヘクタール）から流れ出る豊富な水に恵まれています。町の中央には、JR東北本線が走り、明治41年12月には田尻駅が開業され、来年には政令指定都市としてスタートする人口88万人の仙台市までわずか50分の通勤、通学圏内です。

東北新幹線古川駅から東に15km、東北縦貫自動車道古川インターチェンジから車で20分という位置にあり、田舎町と思っていましたが、都市経済圏との積極的な交流が求められる時代がやって来ています。

また町には、恵まれた自然がそっくり残っています。町の東端には、東北の比叡山と慕われる美しい姿の“加護坊山”があり、山頂には360度のパノラマ展望が絶景の自然展望台です。宮城県第一号に自然環境保全地域の指定を受けたこの山は、太平洋から蔵王、船形、栗駒の連山がはっきりと見渡せます。

自然の宝庫と言ってもよいほど、動植物の種類も多く、宮城自然百選にも選ばれました。また6年前には、山頂付近に千本の桜を植栽し、日本一の桜の名所にする計画を進めているところです。

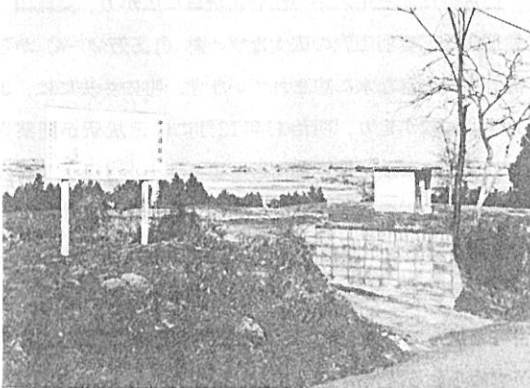
考古学的に話題となっている日本最古の古川市馬場壇遺跡からもわずか東に15kmで、町内には縄文時代の遺跡が40ヶ所、史跡を含めると120ヶ所の埋蔵文化財があります。特に、恵比須田遺跡から出土した「遮光器土偶」は、縄文時代の歴史的考証品として有名であります。この遺跡に中沢目貝塚があり、昭和63年3月日本に数少ない縄文晩期の淡水産性貝塚として、国の指定遺跡の内示を受け、史跡公園としての整備を予定しています。

* 宮城県田尻町長（みねうら うんぞう）

加護坊山

標高224mの町のシンボル。頂上からは、360度の一大パノラマが望める。千本桜、四季折々の色彩、夜景など。動植物の宝庫でもあり、自然に親しむ人たちが多く訪れている。

—宮城県田尻町—



3 農民の暮らしの背景

戦後の食糧難のとき、町の丘陵地帯の採草原野に開拓事業が起り、大坊浦地区130ha、大貫地区112ha、そして加護坊山地区の43.4haが、新たな希望の地として開拓されました。結局、畑では食えないという理由から、やせ土地に水を加えただけの水田となり、米づくりに生活基盤を求めた戦後開発史の一面です。

農業を営む農民の暮らしを成立過程から展望するとき、縄文時代数千年は、支配のない、支配を必要としない、自然の中での豊かな暮らしがありました。自然と人間の調和共存があったことが、今にしのばれています。

藩制から開放された農民は、資本主義社会発展の中で、地主・小作人と階層化され、与えられた環境で生きることでした。この関係は、敗戦まで続いた農村の構図であり、同時に農家負債は敗戦まで増え続けたのです。

農民の暮らしを最も短縮したものが、戦後の開拓史に見ることができます。敗戦によって引き揚げた人々が、土地を耕しさえすれば生きられるという古来からの農民

像となって、野に山に縁一丁の農業を始め、国の援助もあったし、緊急開拓という国策でもあったので、多くの人々が積極的に取り組みました。65%の国民が農民であった事実は、わずか40年前の歴史なのです。さらに戦争中は、食糧がなければ戦わずして餓死することを農民みずからも体験し、都市の人々も同じ様に体験しました。再びこのような時代を繰り返してはならないと誰もが思っている戦後なのです。

田尻の農民も、この多くの暮らしを通して今日に至っていますが、米だけで良いから腹いっぱい食べたいと念じた暮らしが、昭和30年まで続いたことを忘れてはなりません。それは何を食べても食べ物がうまいという楽しい食文化でした。わずか33年前のことと、今日のことを比較するとき、その変化の大きいことと、その変化のために何が起こったのかは、計り知れないほど幅広い分野に影響を及ぼし、そして深いかかわりが起きていることに気が付きました。

農村を取り巻く環境の変化が、農業経営を大きく変え、国民の胃袋も、食べ物に対する嗜好も、これほど変わってしまうとは誰が予想したでしょうか。胃も腸も心臓も肝臓も、きっと農民がこもごも言うように、不安を語り続けていると思うのです。そしてそれを総合して方向を判断する頭脳が、どの方向に進んだら良いのか分からなくなるほど、多くの情報に悩まされているとすれば、国民の健康管理のように、農業問題が選択の過ちを犯さないように正しい判断をしなければなりません。

4 農村社会をおびやかすもの

農業は生産活動にふさわしい条件のもと営まれて発展してきました。自然があるから生きているんだという原型は、今も変わっていません。きれいな水、きれいな空気、きれいな食べ物があるから、新しい生命が誕生します。その生命を守るために哺乳動物の最も知恵のある生き方をしているのです。

その知恵が、生命を破壊する方向に向っているとすれば、どんな努力をしても空気・水・食べ物を、正しい姿に改めなければなりません。

農村がその社会機能を持っていることを見極めるべきです。国民の健康のために、どれだけ農村が必要なのか、どのような形で環境を整備し、どのように機能を高めて国づくりを進めるのか、大切な基盤づくりは今からです。

経済の活性化は、誰でも望むことです。その恩恵で生活水準が向上し、人々に幸福がもたらされると信じています。経済とは『経世済民』であると、多くの農民は今も思っています。

しかし現在、地価高騰現象に見られるように、土地を投資の対象として考えており、生産活動の資産として土地があるから、人々は生きて行けるということは、神話のようになってきました。したがって土地の流動化といっても、農民の生産基盤を固める方向ではなく、経済資産として時には異常に高く、時にはきわめて安く評価されています。

また、農民の不安を救う方法として、保険制度があるという考えから、収入に見合わない掛金が引き金となって、負債農家に転落したり、親子つきあいにはびびが入ったり、農業本来の姿が失われて、いっそう早い速度で兼業化へと進んでいます。

町づくりは、この歴史的流れがその土地々々によってデリケートなくらい違いがあり、その地で暮らし続け、耐え続け、夢を追い続けてきたことを柱として築いてゆかなければならないことを忘れてはなりません。

5 農村社会の町づくり

《農村社会の持つ人づくり機能》

近年、学校教育ばかりでなく、社会教育・家庭教育を通じた生涯教育の各部門において、地域社会の果たす教育的役割に対する期待が高まってきており、農業を活用した学習機能が、農村の持つ重要な役割の一つとして評価されています。

結論的に言えば、新しい家庭の構築をするための町づくりが、政策として選択されるべきです。子供たちが健全に育成される場、大人たちが英気を養う場として「家庭は人類が創造した最良の産物である」と言われています。家庭とは親子の絆を強くして、夫婦愛、兄弟愛、老人等弱者をいたわる心の養成にもなります。

最も大切なのは、子供が育つことであり、年寄りが生涯を終えるところでもあります。教育権は親にあるわけですので、この親たちに力を貸す学習活動が社会参加のスタートなのです。

《親子のきづな 母乳保育》

私が町長に就任して、まず母乳保育の奨励をしました。この14年間、赤ちゃんは母乳で育てなさいと言っています。当時どれだけの親が母乳で育てているかを調査をさせたところ、この頃はもうすでに半分を割って、4割をも間もなく切ろうという結果報告を受けました。大変なショックと子供たちの将来への不安でいっぱいでした。

それは就任前、大規模な養豚事業をやっていたので、何百という豚の分娩に立ち会い、お産の介護を経験しました。零下何度という寒い夜もありますので、いろいろな事故が発生します。事故の中でも時に悲しいのは、一滴もお乳を飲ませないで、突然親豚が死んでしまうことです。元気である子豚だけは何とか助けたいと思ひまして、様々な手をつくしましたが親豚のお乳を一滴も飲ませない子豚は元気で生まれても、ほとんど死んでしまいます。しかし、一晚飲ませるか、一日飲ませてしまいますと、万一親豚が死んだとしてもだいたい7～8割くらいは育てることができました。

私はこのような体験を通して、生命を守る母乳の神秘性を発見し、母乳は決しておろそかにしてはいけないと

いう信念をもって、どんなことをしても母乳の奨励をと、保健行政のトップにすえました。現在調査を進めてみますと、やはり母乳を飲んだ子供たちは、だんだん元気が出てきたようですし、医療費などの面にも影響が出ているようです。何よりも効果があったことは、健康面もさることながら、親子のふれあいから母子相互作用（母親の感情や態度が子供に影響すると同時に、子供の感情や行動が母親に影響する循環作用）が高まってくることです。子供が親を見つめ、親が子を見つめながら、肌のぬくもりを感じて育てて行く。母乳が親と子のきずなを深くする始まりであり、親と子の強い信頼関係が母乳を通じて生まれます。信頼関係は一生にわたる財産ですから、この一番大事な時期にきちんと育てなければなりませんし、後からという訳にも行かないでしょう。

『三つ子の魂 百まで』とされています。まず、1ヵ月でも2ヵ月でも、母乳で育てる親とし最も大事な義務を子供にきちんと果たしてあげるといことを社会のみみんなで考えるべきだと思っております。“親子教室”を開いて0才、1才、2才、3才、4才という大事な成長期にしつけの学習を強化する機構も充実させ、母乳の奨励とともに生涯学習の柱としています。

《青少年のための教育環境の整備》

青少年の健全な育成を図るという課題に取り組みました。これは何故かという、恥ずかしい話ですが昭和50年に町長になったとき、3つの中学校が統合しました。それぞれに特性のある学校がいっしょになった訳ですから、先生も、生徒も混乱しました。このような混乱は、どこにでもあることであり、この町でも例外ではありません。しかし、町民の目にはものすごく痛々しいものに映ったのでしょう。何のために統合したのだろうかなどという批判の声すら出ましたが、統合前の3つの学校にもどる訳にもいきません。どんなことをしてもみんなで乗り越えようということで、宮城県下で一番早かったと思いますが「青少年のための町民会議」をつくりました。もちろんこれは教育委員会が指導に入りまして、議会、社会教育、民生児童委員、保護司あるいはPTA、青年団などと町の中の教育機能のある団体が全部入りました。どうしたら非行を食い止めることができるか、行政の各

機関が一丸となって対策に当たりました。

次に、現在40の「町民学校」というものが生まれています。地域の日常の中での教育機能を見直し、学習活動を興していこうということです。各学校では校長を選んで、あなたの方はどうか、自分の方はこうだと地域の先輩と後輩とが、お互いに協力しあって老若男女の学習活動を進めています。もちろん幼稚園の子供たちからお年寄りまで、全てが生徒であり、全てが先生となります。

さらに「高校地域PTA」が生まれました。中学校までは町内一円を網羅したPTAがありますが、高校になるとこういった組織がなくなってしまうのです。それは学校が別々になってしまうからです。しかし、町の子供はどこ的高校へ行っても、町の子供に変わりはないのですから、親たちみんなで力を考え合せて、まとめました。

《高校生の社会教育 錬成塾》

高校生の社会教育の一つに「錬成塾」があります。中学校を卒業すると同時に、社会教育団体の一員になってもらい、高校生活の余暇活動を充実させてもらうものです。活動のメインに韓国高校生との相互国際交流があり、今年で4年となりました。近くて遠い国であった韓国の若者たちと感動を共にした体験が、非常に喜ばれております。これからも思春期にある若者たちを伸ばそうという考えにたって、文化センターや、運動公園、町のあらゆる施設でみんなで楽しく勉強し合えるよう社会教育の場でお世話しています。

《かわいい子には旅を 農村後継者海外研修》

農村というのは非常に特色があります。自然があり、生産基盤や生活基盤もそろっています。農村社会を経済的尺度で見ると、過疎とか、田舎とか言っていますが、農村の持っている役割、農村としての生き方というものに対して、もっと力を添えて欲しいことです。「かわいい子には旅を」と農村後継者の学習活動の中に今年で10回になりますが、海外研修を実施しています。研修先は、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ、中国などです。この研修を通じて共通して言えることは、だんだん自分がやらなければいけないという自立の認識が生まれてきたことです。全国的にも有名になりましたが、“たじりの手づ



本物の味が自慢、田尻の手づくりハム

くりハム”も、青年たちが研修から帰ってきてから、いち早くこのままではだめだと取り組んだ活動の賜物です。

宮城県青年の船などにも田尻の青年が、毎年5～10名ほど参加していますが、今どこでも、誰でも国際交流ができます。昔このような発想はととても浮かびませんでしたし、つい最近まではとても考えられなかったことです。国際交流はぜひ若いうちに始めていただきたい。できたなら小学校、中学校のうちに、外国人と親しませたほうが良いと考えています。若いほど違和感がなく、親しめるようです。

これからも留学生を家庭に迎え、あるいは中・高校生の親子が共に海外を体験できる、楽しい国際交流を進めていこうと思っています。

《親から子、孫へ 定住基盤の整備》

農村は親から子へ、子から孫へという世代が共存できる全く安定した定住基盤を持っています。そして、定住社会という条件整備を続けていけば、将来にわたっても世代共存ができる「永遠の里づくり」に結び付くのです。農業を専業化から、兼業化へ向けているのも、工業・商業の進歩のためであって、そのことが本質的定住条件を弱くしているのではなく、むしろ基盤をしっかり守ろうという農民の努力と理解すべきではないでしょうか。

生涯学習体系には、赤ちゃんからお年寄りまで長い生涯にわたって暮らし続けるために、日々が美しくより新しくという、豊かさをもつ「喜怒哀楽型」のものと、時代が変わっても幼児からのふれあい、一人ひとりがたく



おじいさんやおばあさんから伝承文化を受け継ぎます

ましく、あたたかく育つような「老若男女型」の2つがあるように思われます。

この上にたって、農村建設が進められ、環境をつくり、環境はさらに人を育て、産業を育て、文化を創り出す。

農村こそ心の文化を創る場でもあるのです。田尻町が“誇れる生産の町”を目指したのは、物の生産から人々の暮らしの心が育つような運動までふくめて“町づくり”であると考えたからです。

また、合併30周年を記念して町民憲章を定めました。町民の願いを込めて多くの考え方をまとめました。

—町民憲章—

加護坊山の さくら花 とわに うつくしくあれ
大崎耕土に 実る幸 とわに あたらしくあれ
大地に生きぬく 勇気 とわに たくましくあれ
ふるさと田尻の 愛 とわに あたたかくあれ
われら 共に築き 共に誇り
未来へ伝えよう 生産の町

この憲章が、わが町の姿であり、これから未来へ向けての町づくりの指標になって行くのです。

6 経済問題と農業政策

現在「米」を考えてみた場合、米をつくる農民を将来に向けてどう育てていくかが問題であります。

農民には長い間、決まった地域で一定の人間関係で結ばれ、狭い耕作地を持ち、耐えてきた歴史があります。ある特定された地域と、特定された人間関係がないと生きられない仕組みであったことは無視できません。

しかし今、多くは兼業という方法で生き方を変化させて、勤労所得と農業所得で安定兼業農家として生計を立てています。反面、農業をするためには機械も設備の一部と考え、次々に負債が増えている農家もあるのです。投資という名のもとに、採算を考えないどんぶり勘定の経営が続いています。

比較的安定しているといわれる兼業農家にも課題はあります。兼業農家は家族のおのの収入があり、それぞれに支出している構図は、一定の方向を確かめることが難しくなりました。近代的には経済バランスの欠如から来る崩壊が無視できないのです。今このことを時代を担う若者たちに、しっかりと教育し、みんなで学習しながら、一歩でも二歩でも前進した政策が求められているのではないのでしょうか。

農業政策は国の政策として、非常に大切なことと考えています。農業と工業とを対立の構図で論じ続けての政策展開はありません。農業も決して停滞していたわけではありませんが、工業の方が農業以上に生産性を上げ、輸出が盛んになり、その結果として農業が市場開放の圧力を受けることになりました。

これからは、農業と工業・工業と商業とがいつまでも栄え続けるパートナー的存在の構図を展開したいものです。農村に住む人々、特に若者たちが未来の責任者であるという自覚のもとに、町づくりに参画すべきだと考えています。

《村おこしのエネルギー》

過般、若者たちの自由な発想から生まれた「明日の田尻を語る集い」を発足しました。国内、国外研修などを通じて、情報を集め企画し、どう生産し、どう経営を続けていくか人材養成を図ろうというものです。農家で最

も望んでいる後継者は、農家だけでは育たないことを今、私たちは知りました。

工場誘致を積極的に取り組みました。一部上場の工場（雇用人員約600人）、二部上場の工場（約500人）など、大小工場で約3000人が働き、その7割が地元町民です。この工場にも盛衰があります。この対応として企業懇話会を設け、定期的に情報交換、あるいは行政活動との関連を常に取りながら、工場側にも深い理解を求めするなど、町民の暮らしの基盤安定に努めています。

《人を生かす基盤整備事業》

町の農業租生産額は、107億円で、県下の町村では1番目、市を含めた県全体でも3番目の位置にあります。それを支える耕地は、水田344ha、畑511haで、耕地化率60.6%であります。

将来に向けて具体的に進めている基盤づくりは、農村基盤総合整備事業（ミニ総バ）で長沢地区、大貫地区、小塩地区、大沢地区と進めています。長沢地区は完了し、大貫地区は本格的な工事に取り組んでいます。

今までの農村づくりは、道路のみ、圃場のみ、など事業毎に単品として進められてきましたが、集落の暮らしも、生産基盤も総合的に整備するという方向になってきたところです。

長沢地区では、農村公園1号をはじめ、生活センターを自力で建設、若者、婦人の活動が活発で、兼業が進んでいる地域ながら地域の連帯感が強く、長沢町民学校、稔実会（青年組織）などが力を合せて地域をおこし、農村の一つの灯ともなっています。これから整備を進める3地区ともその機能を期待しています。

町の全耕地の25%しか近代化の基盤整備は進んでいませんが、国営調査によって、かんがい排水事業の着工の見通しがあり、関連の事業もスケジュールに乗っています。

今、米の転作強化の時期ではありますが、集落単位で行動したり、農地を流動させたり、集落農業が根づくように人と土地利用を図っています。商品作物と自給作物栽培に取り組んで行く方向を選び、米をつくることの常識を大切にしながら、農業経営の安定を考えたいと思います。

農村の構造そのものが変化をきたしています。米と転作利用、米と安定兼業、米と年金、生きがい農業などいろいろの生活形態があってもよいと思います。都市的合理性をも受け入れながら進めば、農村の安定が保ち続けられるのではないのでしょうか。

7 21世紀の農村社会

21世紀は、次の3つの大きな変化を無視することではできません。1つは、65才以上の高齢者が現在の2倍以上になること。2つは、医学の進歩に伴う健康管理の利便さ、合理性の追及のあまり、ひよわな国民に走り、健康維持に相当の負担をきたす仕組みになること。一割近い保険費用はそのまま21世紀に入ると今の3倍になることを忘れてはならないと思います。

最後は世界の人口です。有史以来50億人を越した人口の食糧は、今世界のバランスから見れば満たされていません。先進国の食糧が余って、開発途上国では不足。そのうえ、途上国の荒廃に先進国が手を貸しているとさえ言われ、批判も起こっています。

しかし、この人口が2040年には倍の100億人となるとの予測が発表されました。その食糧確保は誰が考えるのか、どこの国の人も、自分たちの生きる食べ物くらいは、自分で生産して行くような社会の安定を望まない人はいないはずで

す。日本では農業人口は年々少なくなっています。食糧が大切だという国民意識を高め、都市との農村の生活習慣の中に、それぞれ育てて行く努力を忘れてはなりません。生きていくという基本が心の中から消えないよう、自立の心を育て、自立を生かした社会づくりも、それぞれにバランスよく育てられることが、これからの町づくり、農村づくりの基本ともなりましょう。

現在、日本の農産物は国際価格からみて非常に高いので、コスト低減せよと強く叫ばれています。コスト低減は経済活動の絶対条件であり、農産物の輸入がどんどん進められているとき、どうしても避けては通れない課題なのです。

コストを下げるという大前提には、むやみに下げるのではなく、一定の可能な線までの制限が必要です。生産

者だけの努力ではなく、流通機構も、金融システムも、補償制度も、さらには農地管理の在り方をも根本的に改革しなければなりません。国はその前提に立って、農民負担軽減の政策をすべきであって、補助制度を出したから解決するのではなく、実際の問題の上に対応すべきです。多くの人々は安定供給を望んでいるはずで

す。対策のないままの農村物の自由化は、農民の難民化であり、食糧が経済商品として、不足のときには高く、余ったときには安く、時には安全性を要求されたり、不安な状態は生活意欲の喪失につながります。

暮らしの中に今でさえ、米が高いと感じている消費者は、本当にどれ位いるのでしょうか。1年の米の消費量を一人70kgとしても、小売価格で3万5千円、1日およそ百円の米代なのです。半分に安くなったとしても一日50円。この程度の節約が、生活費全体にどれだけメリットが出るのか考えていただきたいものです。

国内の物価、農産物の価値観を語るとき、何よりも同じ国民として協力し理解しあい、共に生きるという一本の糸がなければ、米価の論争も、自由化の論争も、政治のタネにこそなれ、生産者、消費者の夢にはとても結び付かないことだけは今、考えねばならないと思います。

今農業は、農民を救うために議論するのでは、もう遅すぎるほど本当のことがわからなくなりました。それは、経済繁栄に支えられている日本なので、農民も昔の貧困な農民はいません。NHKテレビのおしんのように忍耐することも通用しません。しかし、「入るを凶って出ざるを制する」という経済生活の大原則にのっとり、農家がそれぞれ自立への道を選択することによって、足腰の強い暮らしを土台に経済の変化、時代の変化をよく見極めながら、農業で生きていく、農村で生きるための視野と情報の選択をしなければならないのではないのでしょうか。

田尻町の事例を引いて、ある水稲5町歩の専業農家の暮らしを紹介したいと思います。家族は2夫婦8人家族、ハウスで花き栽培をやり、養豚もやり、農業租生産額は年間1千万円を越しています。しかし、必要経費を差し引いたら、年間の収益金は出てきません。借金、若しくはそのほかに働いた収入で暮らさなければならぬという現状です。

その内訳は、通常の経費500万円、今年の新しい機械に150万円、諸負担や保険に180万円です。利子負担が100万円多くなっていましたから、総額930万円がなくなっていたのです。

8 そして最後に 農村の魅力

私たちが戦後、ランプ生活から電気を付けたとき、天の岩とが開いたとみんなでバンザイしたことが思い出されます。ランプから開放された一瞬がいかにもうれしかったか経験した人にしかわからない思いであります。

戦中、腹が減ったとき食べたさつま芋のうまさ。貧乏だったので、食べることを自然に知った子供たちが今、親となって、子供たちと時代を読みながら精一杯頑張っています。そして、半分のこどもたちは農村に育って都会のサラリーマン、半分は専業、一人は兼業で別に働いています。田舎がふるさとと思って、田尻に来ては、またそれぞれに暮らしているものです。

農村づくりとは、農村を忘れない人々を創り続ける大役があることをもう一度、思い出してください。どんな人にも誇れるふるさとがあるという国づくりにたってもらいたいと思います。農村は縄文時代の後期から、約2千年にわたって、米づくりを行ってきました。水田を整備し、土をつくり、人間の生命を守り続けてきました。「土の減びは国の減び」といわれるように、水田の減びも国の減びに通じます。

今の割合で減反が続いた場合、わずか100年で、日本から水田がなくなる計算になります。人間の生命にかかわる食糧を供給する産業として、農業を見直すこと、農業、農村の持っている水資源、緑地など環境保全の機能を、改めて認識することです。

農村には人と人のふれあいを大切にすると、人間にとって一番大切な生活文化が残っています。言いかえれば、

最も人間らしい生活ができるということです。生活していく確固たる土台を持っていることを忘れてはなりません。また、農村も経済繁栄を考えなければなりません。21世紀に向かって、農村だから出来るあらゆる可能性を探り出すことにより、農村の持つ豊かさ、良さ、そして存在する意義が正しく評価されるときともなりましょう。文化の流れを見ていくと、狩猟採集の文化を経て、農業文化、そして工業社会へと私たちは進んできました。そして今、脱工業社会ということが言われ、心を大事にする時代となっています。飛躍した考えをすれば、結局最後は“農村社会”と“農村文明”に帰ってしまうのではないかと考えています。

私たち人間は大自然の子であり、自然との共生として生きています。それが今、問い直されているのです。科学技術の進歩によって、人間は多くの恩恵を受けるでしょう。しかし、それは直ちに私たち人間の進歩といえるでしょうか。何が幸福か、何が不幸か、長い目で見るとしか運命はわからないと思います。

ある学者の話によりますと「日本人の行動、思考様式を見てみると、そこには農村や農業の影響を大きく受けていることがわかった」ということです。これからの日本がどう変化して行くかわかりませんが、日本の生活様式が農村、農業の上に成り立っているというのであれば、農村、農業の良い面を守り、伸ばしていくことが大事になろうと思います。そこから生まれてくる文化は、古いものの保存や踏襲ばかりでなく、固有の文化として、より個性的なものが評価されると思いますし、生きる基盤も強固たるものとなるでしょう。

21世紀には、このような農業への期待があり、その芽もどんどん育っています。後継者の新しいエネルギーには、計り知れないものがあり、未知の可能性が潜んでいます。現在は点の存在ではありますが、このような人々が強いつながりを持つとき、日本の農業の未来は真に明るいものとなるはずで

国営藤沢開拓事業とまちづくり

竹原 昭雄*

宮本 英昭*

1 はじめに

農山村地域の町づくりは、第4次全国総合開発計画に示すように「それぞれの地域が個性を生かしつつ、活性化を図るため、都市との交流によって振興」することが、不可欠である。

地域の活性化は、地域自らの創意工夫と独自性をもって、地域間との存在を競うことにより成し遂げられる。

岩手県藤沢町は、「みんなの藤沢、みんなで作ろう」を合言葉に、21世紀を展望した「活力ある町、心安まる町、自立する町」をスローガンとし独自の町づくりを進めている。

その中において国営藤沢開拓建設事業は、産業の振興による豊かな町「農工テクノタウン」建設のため、自然資源を有効に活用して町の基幹産業である農業を再編成し、生産性の高い農業を目指して建設が進められている。

ここに国営藤沢開拓事業とまちづくりについて報告する。

2 藤沢町の概要

藤沢町は岩手県の南端に位置し、宮城県に接した北上山系最南端の西斜面丘陵地帯にある。西端を北上川が貫流しており、東西に延びる県境を底辺としてほぼ三角形をなし、他町村との境界は河川又は山稜によって分かれている。

町の面積は122.6km²でその60%は山林であり、わずか20.3%の耕地は北上川支流沿いに開けて、68余の集落が

* 東北農政局藤沢開拓建設事業所(たけはら・あきお)

* " (みやもと・ひであき)

図-1 位置図



点在している。

気象は宮城県北部と相通じ、年平均気温は10.7℃で岩手県内で最も温暖な地域に属しているが、小盆地を形成しているため年間を通じての寒暖の差が比較的大きく、年平均降水量は1,064mmと少ない。

当地方は古くから東山郷の里として栄えたが、その後大和朝廷により中央圏に組みこまれ、その拠点が北上川流域の柵であったことから中央文化がいち早く導入された。さらによって、平泉藤原氏や葛西氏、伊達氏の支配と変ったが、北上川水上輸送の交通の要所として栄えた。

図-2 人口および世帯数の推移
(町資料)

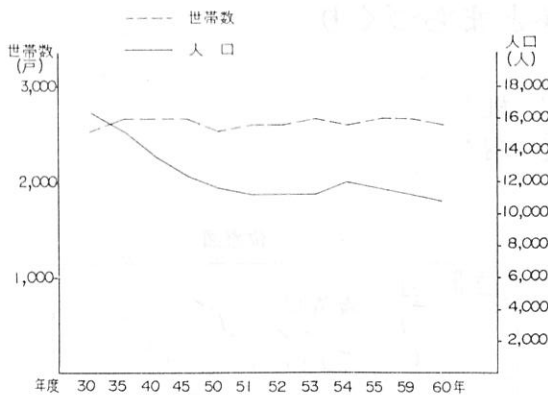
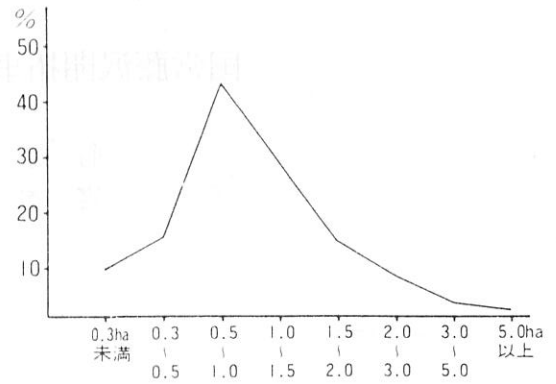


図-4 経営広狭別農家割合



資料：1980年農林業センサス

図-3 農家人口・戸数の推移
(藤沢町資料)

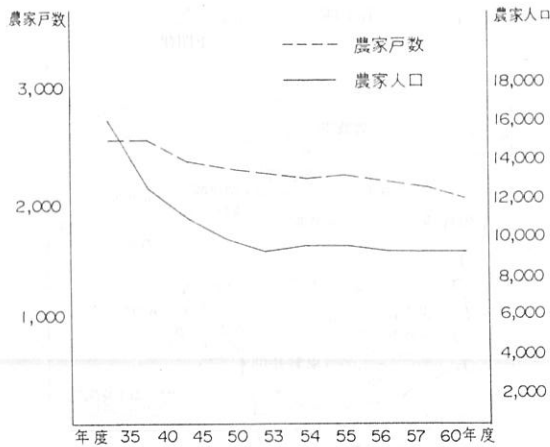


図-5 専兼別農家割合 (1980農林業センサス)

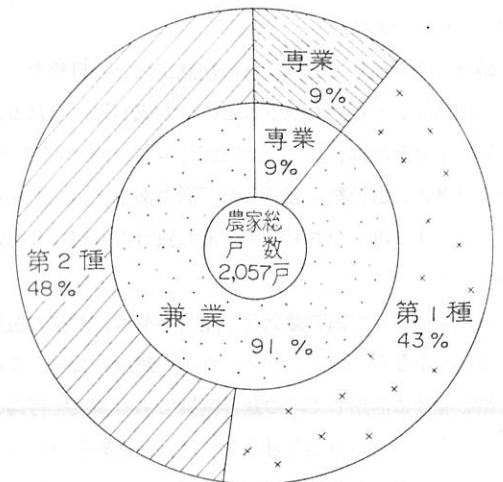


表-1 農家1戸当たり農用地面積、構成割合

構成割合	田(49%)	普通畑(45%)	樹園地(6%)	100%
1戸当農用地面積	0.5ha	0.46ha	0.06ha	1.02ha

資料：1980年農林業センサス

しかし北上川の水運も文明開化による内陸交通の発展とともに衰退していった。

現在の藤沢町は昭和30年4月の町村合併促進法により、藤沢町、黄海村、八沢村、大津保村が合併して今日に至っている。

3 町民総参加のまちづくり

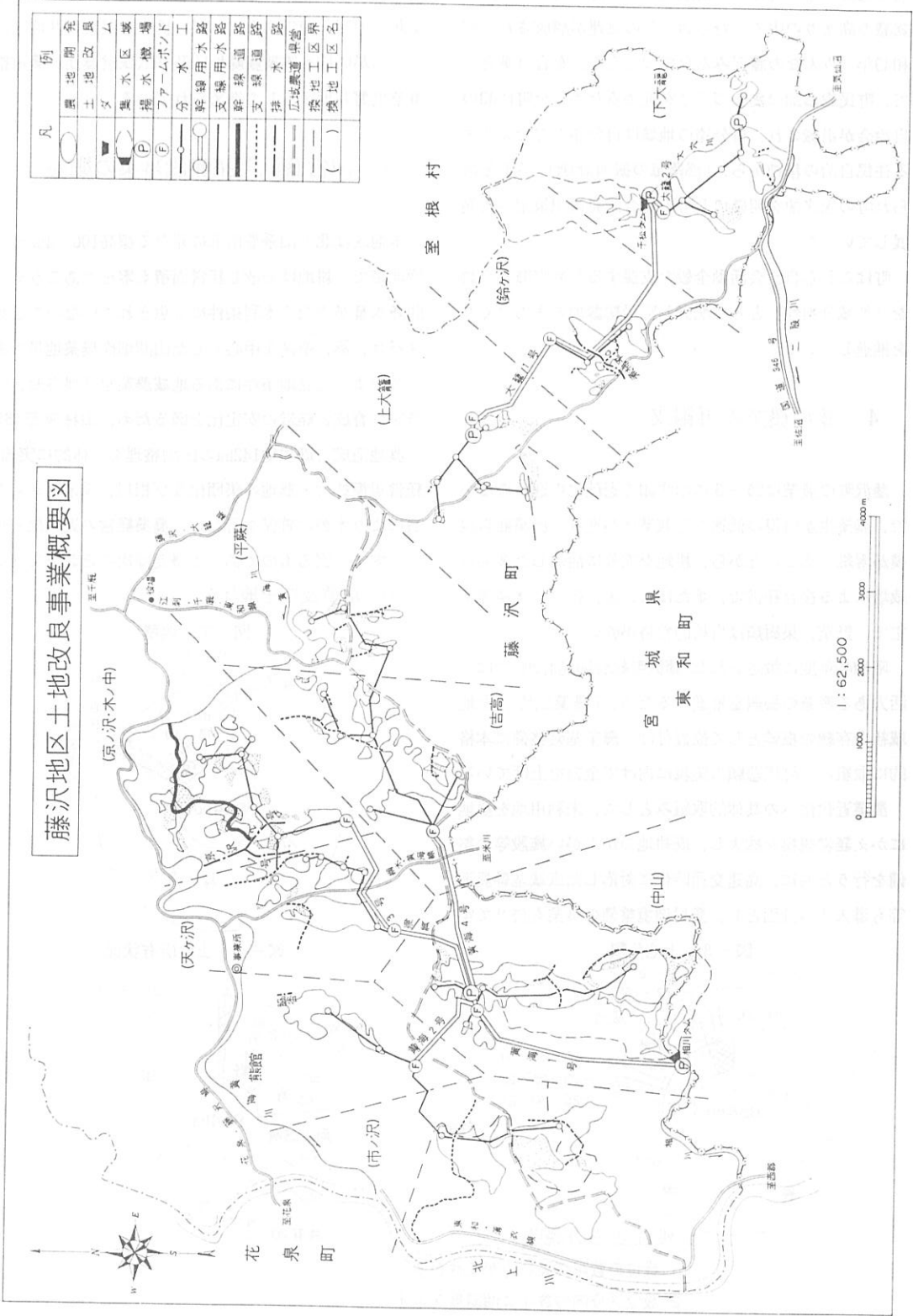
新藤沢町が誕生して間もなく、日本経済の高度成長の

余波は、図-2に示す如く著しい過疎化現象を引き起した。合併した昭和30年の人口16,398人をピークとして、昭和45年には12,561人となり、その減少率は23.4%に達した。

この急激な過疎化の進展は、町の基幹産業である農業の衰退となって表われ、労働力不足、高齢化、農業後継者不足となって農地の荒廃をもたらした。又人口流出は、深い絆で結ばれていた地域の連帯感を希薄にし、地域文化やむらを支える気運を衰退させるに至った。

昭和46年4月過疎地域の指定を受けることとなり、町

図一6



民は過疎からの脱却と自治崩壊の危機感に対する共通の認識の高まりの中で、むらおこしの気運が醸成され、昭和49年「みんなの藤沢みんなで作ろう」を合言葉として、町民総参加のまちづくりを進めるため、全町に43の自治会が組織され、自分達の地域は自分達の力でよくする住民自治の精神から、「部落毎の振興計画」がまとめられ町の未来像を明確にし町の総合開発構想策定へと発展していった。

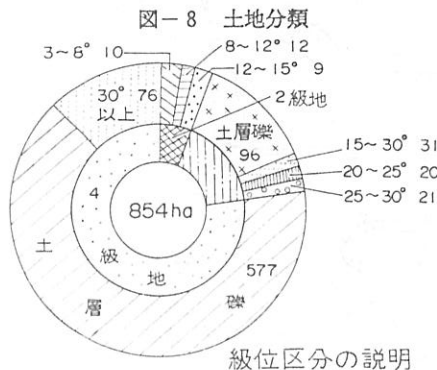
町はこれら自治会活動全般を支援するため町職員全員を「地域分担性」として配置し町民総参加のまちづくりを推進している。

4 藤沢農業の再編成

藤沢町の農業は図-3に示す如く過疎化の進行のなかで、農業生産所得の低迷から兼業化が進み、農業経営規模が零細であることから、耕地を十分に活用した多品目栽培による複合経営で、葉たばこ、米、畜産、まゆ等が主で、野菜、果樹類は自給的性格が強い。

昭和49年度に策定された「藤沢町総合開発計画」では、活力ある産業の振興を推進するため、「農業立町」を地域社会存続の根幹として位置付け、農業基盤整備に本格的に取り組む、町民悲願の実現に向けて全力を上げている。

農業近代化への具体的取組みとして、未利用地を農地にかえ経営規模を拡大し、既耕地のかんがい施設等の整備を行うと共に、高速交通時代に対応した広域基幹農道等も導入する計画とし、農村環境整備の事業も併せて実



1. 級位の数字の高い方が条件が悪い
2. 級位区分内の数字は傾斜度を示す
3. 土層、礫とあるものは、その級位の制限因子

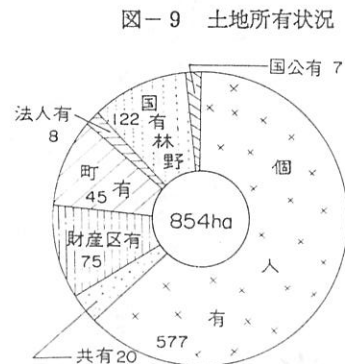
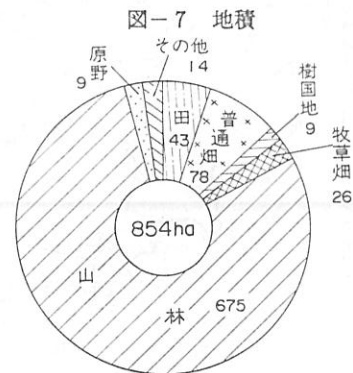
施することとした。現在これ等の事業は国営農地開発事業藤沢地区、国営総合かんがい排水事業東磐井地区、県営かんがい排水事業藤崎地区及び広域営農団地農道整備事業東磐井地区として進められている。

5 国営藤沢開拓建設事業の概要

本地区は北上山系最南部に連なる標高100~460mの丘陵地帯で、耕地は分散し経営面積も零細であるうえ、年間降水量が少なく水利条件にも恵まれていないことからタバコ、桑、畜産を中心とした山間畑作農業地帯である。

このような立地条件にある地域農業を発展させ、中核農家の育成と経営の安定化を図るため、山林原野489haの農地造成と既耕地142haの区画整理を一体的に実施し、経営規模拡大と農地の集団化及び相川、千末両ダムの築造により水源の確保を行ない、農業経営の近代化と生産性の向上を図るものであって概要は次のとおりである。

(1) 地積及び土地状況



(2) 事業別面積

表-2

事業目的	事業名 土地利用区分	農 地 造 成						計	備 考
		水 田	普通田	果樹園	桑 園	牧草園	その他		
開 畑	ha	—	266	15	59	149	206	695	〔 〕は事業目的間の重複で外数 〔 〕は附帯土地改良工事で内数
区 画 整 理	29	66	1	5	24	17	142		
畑 地 かん がい	—	[323] 9	[16] —	[64] 0	—	—	[412] 9		
用 水 改 良	[29] 8	—	—	—	—	—	[29] 8		
計	(37) 37	(75) 341	(1) 16	(5) 64	(24) 173	(17) 223	(159) 854		

(3) 工事計画

表-3

農地造成	土地利用区分	造成面積 (ha)	造成工法	ほ場勾配
	普通畑	341.4 (75.2)	改良山成	0~6
	果樹園	16.0 (0.8)	◇	0~8
	桑 園	64.2 (5.8)	◇	◇
	牧草畑	172.8 (23.5)	◇	0~12

() は附帯土地改良で内数

名 称	相 川 ダ ム		位 置		岩手県東磐井郡藤沢町黄海字下中山地内 宮城県登米郡東和町錦織字八森山地内				
堤 体	形 式	流域面積 (km ²)		堤 高 (m)	堤 長 (m)	堤 体 積 (千m ³)	基礎地盤 地 質	貯 水 量 (千m ³)	
		直 接	間 接					総貯水量	有効貯水量
	傾斜遮水ゾーン型ロックフィルダム	5.6	—	41.0	169.2	470	古生代錦織層粘板岩	1.770	1.600
余水吐	形 式	排水量 (m ³ /S)	備 考	取水施設	形 式	取水量 (m ³ /S)	放流施設	形 式	放 流 量 (m ³ /S)
	側水路型	166			複式傾斜取水設備	0.278		取水施設併用	ジェットフローゲート3.0

名 称	千 松 ダ ム		位 置		岩手県東磐井郡藤沢町大籠字千松地内				
堤 体	形 式	流域面積 (km ²)		堤 高 (m)	堤 長 (m)	堤 体 積 (千m ³)	基礎地盤 地 質	貯 水 量 (千m ³)	
		直 接	間 接					総貯水量	有効貯水量
	中央遮水ゾーン型ロックフィルダム	1.3	—	33.6	138.0	163	古生代粘板岩	490	450
余水吐	形 式	排水量 (m ³ /S)	備 考	取水施設	形 式	取水量 (m ³ /S)	放流施設	形 式	放 流 量 (m ³ /S)
	側水路型	46			多孔式傾斜取水設備	0.080		取水施設併用	ジェットフローゲート0.9

揚水場	名 称	形 式	口 径	台 数
		相川他4ヶ所	片吸込多段渦巻	80~250mm

用水路	区 分	数 量	構 造
	幹線用水路	6路線	バイブライン φ 500~200 ^m
	支線用水路	22路線	バイブライン φ 300~75 ^m

排水路	区 分	数 量	構 造
	排水路	4路線 3.4km	コンクリートブロック及び欄柵

道 路	区 分	数 量	有 効 巾 員
	幹線道路	1路線 3.2km	5.5m
	支線道路(A)	20路線 15.2km	3.0~4.0
	〃 (B)	70.5km	3.0

(4) 総事業費

17,490百万円 (昭和63年度現在)

6 事業の経緯と実施状況

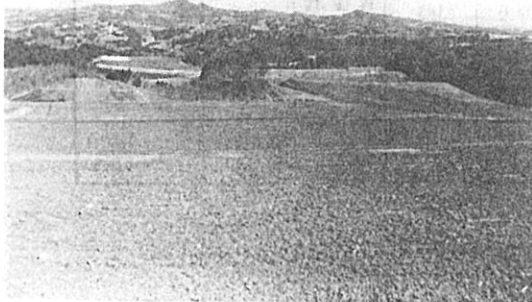
本事業の農用地開発基本計画樹立申請は昭和53年2月になされたが、その後の事業経緯の概要は次のとおりである。

昭和53年度~昭和55年度 直轄調査
 昭和56年度 全体実施設計
 昭和57年度8月 農用地開発基本計画決定
 昭和57年度9月 土地改良事業施工申請
 昭和57年度10月 国営事業所開設
 昭和58年度4月 特別会計地区に振替
 昭和58年度6月 土地改良事業計画決定
 昭和58年度8月 農地造成工事着工

表-4 農地造成等実施状況

単位: ha

区 分	計画全量	年度58	59	60	61	62	小 計	63以降
農地造成	489.1	5.4	33.3	50.6	60.9	85.1	235.3	253.8
区画整理	125.3	0.2	4.0	9.0	10.8	10.3	34.3	91.0
計	614.4	5.6	37.3	59.6	71.7	95.4	269.6	344.8
進歩率(%)		0.9	7.0	16.7	28.4	43.9		



造成された天ヶ沢団地

7 地域営農計画の推進体制

藤沢農業確立の基本は、「産業としての農業の確立」にあり、これ迄の自給自足の農業から国営農地開発事業で造成された農地など、大型生産団地と生産組織による企業的、高生産性農業経営を確立することが不可欠である。

この具体的とりくみとして、藤沢農業営農推進構想を策定し、「社団法人藤沢町農業開発公社」及び「国営営農推進協議会」を設立し、その先導的役割を担っている。又生産技術、営農技術の改良普及を目的として、国営農地造成地に設けられた「藤沢町営農試験場」、農業後継者にふさわしい営農技術と知識を修得する「藤沢町農業後継者営農実践農場」を設立して、農業の担い手としての人材養成を行っている。この藤沢町独自の取組について紹介する。

(1) 藤沢町農業開発公社

農業経営に生産コストの低減、高生産性を追求するとき、個別経営方式では投資の非効率性が最大の問題となる。個別経営を包括して集団化によるスケールメリットを可能にし、流通販売対策等産地間競争に打ち勝つ産地づくり、又農地の所有管理運営、さらに付加価値を高める農畜産物加工施設の設置運営などの機能を充実強化するため、「社団法人藤沢町農業開発公社」を設立した。構成員は藤沢町、藤沢農業共同組合及び農家等からなっており図-10に示す如く5事業部門からなっている。

(2) 国営営農推進協議会

本協議会は国営事業推進機能と国営農地開発事業により造成された農用地の、管理運営機能を合せて持つ国営受益者の最高意志決定機関で、社団法人藤沢町農業開発公社との有機的連動により、将来に備えた国営農用地の管理運営営農システムの確立を目指して、藤沢町、藤沢町農業共同組合、国営農地開発事業の各換地区代表及び藤沢町農業開発公社で構成されている。

- 1)事業計画部 国営農地開発事業の推進と団地の営農の確立
 - 2)財政計画部 国営事業費の償還等
 - 3)資産管理部 造成された土地及び施設の維持管理
- 以上の3部門により運営し、そのうち財政計画部と資産管理部は土地改良区的機能をもつものとした。

(3) 藤沢町営農試験場

本営農試験場は、地域に立脚した近代農業の展開を推進するため、営農、生産技術、販売戦略などについて、総合的な試験研究を行い、時代の要請に対応し得る農業の確立を図るため設置された。

営農試験場の業務は

- 1) 効率ある複合経営を確立する方法に関すること。
- 2) 農産物の主産地形成と市場開拓に関すること

図-10 藤沢農業営農推進構想図

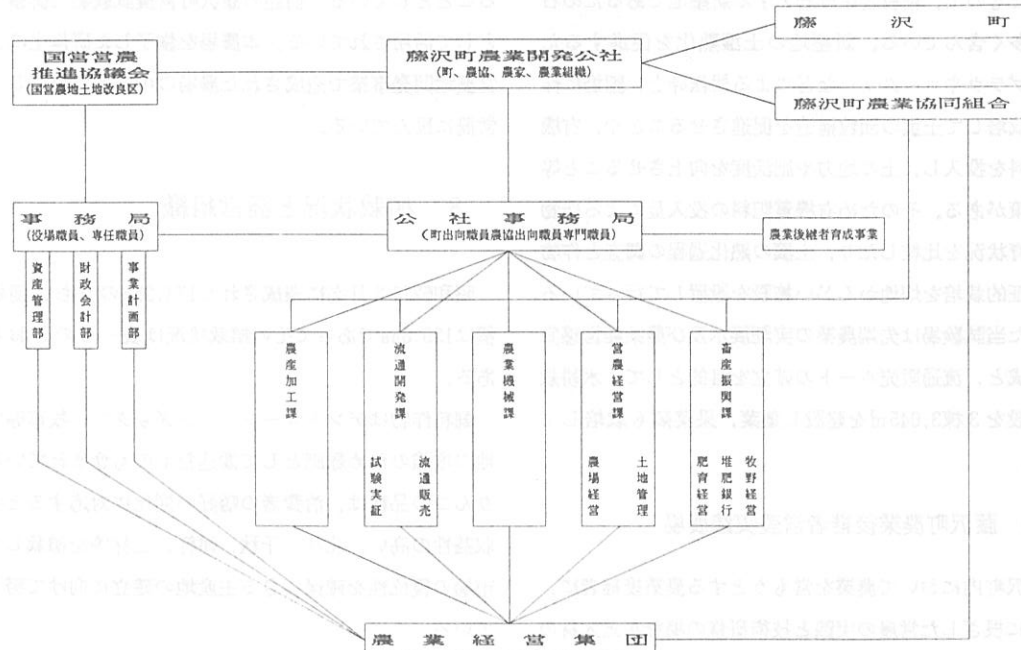


表-5 作目別作付面積

単位：ha										
水稲	麦類	豆類	グリーン アスパラ	たばこ	りんご	桑	飼料 作物	野菜 類	その他	計
3.8	6.9	5.4	13.4	4.1	37.5	3.7	47.4	1.6	6.2	129.8

表-6 効果指標

区 分	純 益 額	所 得 額	総 合 耐 用 年 数	妥 当 投 資 額	デ ッ ド ・ コ ス ト	事 業 費	投 資 効 率	所 得 償 還 率	備 考
	千円	千円	年	千円	千円	百万円		%	
全 体	818,372	1,576,624	47	13,263	1.0				
農 地 開 発	683,041	1,337,390	47			9,389			
附 帯 土 地 改 良	135,331	239,234	46			3,811			

(千円)

区 分	全 体		農 地 開 発		附 帯 土 地 改 良		備 考
	純 益 額	所 得 額	純 益 額	所 得 額	純 益 額	所 得 額	
作 物 生 産 効 果	869,023	1,627,275	786,729	1,488,335	82,294	138,940	
営 農 労 力 節 減 効 果	24,489	24,489	—	—	24,489	24,489	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	△ 75,140	△ 75,140	△ 54,470	△ 54,470	△ 20,670	△ 20,670	
更 新 効 果	—	—	—	—	—	—	
計	818,372	1,576,624	732,259	1,433,865	86,113	142,759	
デ ッ ド ・ コ ス ト	—	—	—	—	—	—	

- 3) 営農技術の普及推進に関する事
- 4) 新墾地の土壌熟化及び作物の試験に関する事である。

試験圃場は昭和58年度に国営農地開発事業により造成されたもので、粘板岩を母岩とする新墾地であるため石礫を多く含んでいる。新墾地の土壌熟化を促進するため、プラウやロータリーなどによる耕耘碎土、圃場に作物を栽培して土壌の団粒構造を促進させることや、有機質肥料を投入し、土の地力や肥沃度を向上させること等の方策がある。そのため有機質肥料の投入量による作物の生育状況を比較したり、土壌の熟化過程の調査と作物の実証的栽培を畑地かんがい施設を設置して行っている。

また当試験圃場は先端農業の実証展示及び農業経営感覚の養成と、流通販売ルートの確立を目的として、水耕栽培施設を3棟3,045㎡を建設し葉菜、果菜類も栽培している。

(4) 藤沢町農業後継者営農実践農場

藤沢町内において農業を営もうとする農業後継者に、地域に根ざした営農の実践と技術研修の場を与え人材の

養成を目的として設置された。実践農場とは町内の農業団体が経営する施設や、優れた農業経営を実践している中核農業者の経営する施設を実践農場として指定し、研修期間は3年以内とし研修生に対しては補助金を交付することとしている。前述の藤沢町営農試験圃場も研修の場として活用されている。本農場を修了した研修生は、国営農地開発事業で造成された農場の中核的立場として、営農に励んでいる。

8 植栽状況と経営組織

昭和62年3月迄に造成された174.2haのうち、圃場面積は129.8haであってその植栽状況は表-5のとおりである。

飼料作物はデントコーン、エンダックス、牧草等で、地力増強のため緑肥として鋤込むものも含まれている。りんごの品種は、消費者の嗜好の変化に対応すると共に収益性の高い、北斗、千秋、津軽、王林等を植栽して、市場の優位性を確保できる主産地の確立に向けて努力している。

経営組織は、個別経営の枠内だけで複合生産のメリットを迫及するのではなく、一定の組織経営により生産コストの低減、高生産性を図るため、地域営農集団を組織することで進めている。現在の経営組織の実態は、10農業生産法人を組織しその経営面積は88.4haで、全体に占める組織化率は68%に達している。組織率の高い作目は、りんご、グリーンアスパラ、飼料作物などである。

9 事業の効用

昭和57年度の事業計画決定時点の効果は、表-6のとおりである。事業着工後6年を経過し農業をめぐる内外の厳しい環境の中で、受益者の意向の変化に対応した営農計画の見直が必要な時期となっており、産地間競争に打ち勝つ収益性の高い作目の検討を進めている。

国営事業の実施により地域に及ぼす波及効果は、事業着工後の経過年数が少ないこともあり、統計的には明瞭でない。人口動向では事業実施前の昭和55年と事業実施

中の昭和60年を比較してみると、減少率が小さいものの以然として減少傾向にあること、又60才未満の中核農家就業人口は、5年間で36%と大幅な減少率を示していることでも窺える。しかし事業実施に伴う土木工事の受注により、雇用の場が確保されていること建設及び農業用資材等の関連産業の受注が増加していること等、地域経済の活性化に寄与してその波及効果が大きいものと思われる。

10 おわりに

「藤沢のまちづくり」は、「地域自立への挑戦」でありこれをとりまく情勢は更に厳しさを増している。この中において困難を切り拓き、なすべき課題をしっかりと見定めて、責任ある使命感をもって実践している、藤沢町民の勇気ある試みを紹介した。

国営藤沢開拓建設事業は、藤沢町民の悲願である「豊かなまちづくり」の実現に向けて建設が進められている。

事業名	種別	面積 (ha)	建設費 (百万円)	受益者数	受益者名
(1) 19年度開拓建設	1	187.372	302.7	5	藤沢町 藤沢町
(2) 20年度開拓建設	2	229,810.127	325,971.2	1	藤沢町 藤沢町
全開拓事業	3	417,182.5	628,673.9	6	藤沢町 藤沢町
全開拓事業	4	771,187	1,017.8	7	(株) 藤沢町
全開拓事業	5	104,000.000	112,016	8	(株) 藤沢町
"	6	104,000.000	112,016	9	(株) 藤沢町
"	7	104,000.000	112,016	10	(株) 藤沢町
(3) 55年度開拓建設	8	100,000.0	100,000	11	藤沢町 藤沢町
"	9	100,000.0	100,000	12	藤沢町 藤沢町
(4) 56年度開拓建設	10	100,000.0	100,000	13	藤沢町 藤沢町
"	11	100,000.0	100,000	14	藤沢町 藤沢町
(5) 57年度開拓建設	12	100,000.0	100,000	15	藤沢町 藤沢町
"	13	100,000.0	100,000	16	藤沢町 藤沢町
"	14	100,000.0	100,000	17	藤沢町 藤沢町
"	15	100,000.0	100,000	18	藤沢町 藤沢町
"	16	100,000.0	100,000	19	藤沢町 藤沢町
"	17	100,000.0	100,000	20	藤沢町 藤沢町
"	18	100,000.0	100,000	21	藤沢町 藤沢町
"	19	100,000.0	100,000	22	藤沢町 藤沢町
"	20	100,000.0	100,000	23	藤沢町 藤沢町
"	21	100,000.0	100,000	24	藤沢町 藤沢町
"	22	100,000.0	100,000	25	藤沢町 藤沢町
"	23	100,000.0	100,000	26	藤沢町 藤沢町
"	24	100,000.0	100,000	27	藤沢町 藤沢町
"	25	100,000.0	100,000	28	藤沢町 藤沢町
"	26	100,000.0	100,000	29	藤沢町 藤沢町
"	27	100,000.0	100,000	30	藤沢町 藤沢町
"	28	100,000.0	100,000	31	藤沢町 藤沢町
"	29	100,000.0	100,000	32	藤沢町 藤沢町
"	30	100,000.0	100,000	33	藤沢町 藤沢町
"	31	100,000.0	100,000	34	藤沢町 藤沢町
"	32	100,000.0	100,000	35	藤沢町 藤沢町
"	33	100,000.0	100,000	36	藤沢町 藤沢町
"	34	100,000.0	100,000	37	藤沢町 藤沢町
"	35	100,000.0	100,000	38	藤沢町 藤沢町
"	36	100,000.0	100,000	39	藤沢町 藤沢町
"	37	100,000.0	100,000	40	藤沢町 藤沢町
"	38	100,000.0	100,000	41	藤沢町 藤沢町
"	39	100,000.0	100,000	42	藤沢町 藤沢町
"	40	100,000.0	100,000	43	藤沢町 藤沢町
"	41	100,000.0	100,000	44	藤沢町 藤沢町
"	42	100,000.0	100,000	45	藤沢町 藤沢町
"	43	100,000.0	100,000	46	藤沢町 藤沢町
"	44	100,000.0	100,000	47	藤沢町 藤沢町
"	45	100,000.0	100,000	48	藤沢町 藤沢町
"	46	100,000.0	100,000	49	藤沢町 藤沢町
"	47	100,000.0	100,000	50	藤沢町 藤沢町
"	48	100,000.0	100,000	51	藤沢町 藤沢町
"	49	100,000.0	100,000	52	藤沢町 藤沢町
"	50	100,000.0	100,000	53	藤沢町 藤沢町
"	51	100,000.0	100,000	54	藤沢町 藤沢町
"	52	100,000.0	100,000	55	藤沢町 藤沢町
"	53	100,000.0	100,000	56	藤沢町 藤沢町
"	54	100,000.0	100,000	57	藤沢町 藤沢町
"	55	100,000.0	100,000	58	藤沢町 藤沢町
"	56	100,000.0	100,000	59	藤沢町 藤沢町
"	57	100,000.0	100,000	60	藤沢町 藤沢町
"	58	100,000.0	100,000	61	藤沢町 藤沢町
"	59	100,000.0	100,000	62	藤沢町 藤沢町
"	60	100,000.0	100,000	63	藤沢町 藤沢町
"	61	100,000.0	100,000	64	藤沢町 藤沢町
"	62	100,000.0	100,000	65	藤沢町 藤沢町
"	63	100,000.0	100,000	66	藤沢町 藤沢町
"	64	100,000.0	100,000	67	藤沢町 藤沢町
"	65	100,000.0	100,000	68	藤沢町 藤沢町
"	66	100,000.0	100,000	69	藤沢町 藤沢町
"	67	100,000.0	100,000	70	藤沢町 藤沢町
"	68	100,000.0	100,000	71	藤沢町 藤沢町
"	69	100,000.0	100,000	72	藤沢町 藤沢町
"	70	100,000.0	100,000	73	藤沢町 藤沢町
"	71	100,000.0	100,000	74	藤沢町 藤沢町
"	72	100,000.0	100,000	75	藤沢町 藤沢町
"	73	100,000.0	100,000	76	藤沢町 藤沢町
"	74	100,000.0	100,000	77	藤沢町 藤沢町
"	75	100,000.0	100,000	78	藤沢町 藤沢町
"	76	100,000.0	100,000	79	藤沢町 藤沢町
"	77	100,000.0	100,000	80	藤沢町 藤沢町
"	78	100,000.0	100,000	81	藤沢町 藤沢町
"	79	100,000.0	100,000	82	藤沢町 藤沢町
"	80	100,000.0	100,000	83	藤沢町 藤沢町
"	81	100,000.0	100,000	84	藤沢町 藤沢町
"	82	100,000.0	100,000	85	藤沢町 藤沢町
"	83	100,000.0	100,000	86	藤沢町 藤沢町
"	84	100,000.0	100,000	87	藤沢町 藤沢町
"	85	100,000.0	100,000	88	藤沢町 藤沢町
"	86	100,000.0	100,000	89	藤沢町 藤沢町
"	87	100,000.0	100,000	90	藤沢町 藤沢町
"	88	100,000.0	100,000	91	藤沢町 藤沢町
"	89	100,000.0	100,000	92	藤沢町 藤沢町
"	90	100,000.0	100,000	93	藤沢町 藤沢町
"	91	100,000.0	100,000	94	藤沢町 藤沢町
"	92	100,000.0	100,000	95	藤沢町 藤沢町
"	93	100,000.0	100,000	96	藤沢町 藤沢町
"	94	100,000.0	100,000	97	藤沢町 藤沢町
"	95	100,000.0	100,000	98	藤沢町 藤沢町
"	96	100,000.0	100,000	99	藤沢町 藤沢町
"	97	100,000.0	100,000	100	藤沢町 藤沢町

(注) (1) (2) (3) 国営藤沢開拓建設事業 (4) 国営藤沢開拓建設事業 (5) 国営藤沢開拓建設事業

新しい時代のふるさと農業へ

—宮城の土地改良—

佐藤光雄*

はじめに

宮城県では、昭和61年8月、人間性豊かな新しいふるさとづくりを目指した「第3次宮城県長期総合計画」を策定いたしました。

「新しいふるさとづくり」という言葉を地域理論に使ったのは、おそらく、わが宮城県の山本壮一郎知事が全国でも初めてであり、昭和47年に策定した「宮城県長期総合計画」のサブタイトルとして使われて以来のことであろうと思います。

新しいふるさとづくりの基本理念は、美しい自然や、

ふるさとに伝わる良き伝統、文化を大事にしながら、物心共に豊かな生活ができる地域社会——定住の場——をみんなが手を携えて、人間が人間らしい生活を追求し得る21世紀に向けての新しい地域づくり、県土づくりを進めていこうというものです。

この計画の中で、来るべき21世紀に向けての本県の農業の発展方向が示され、創意と工夫に富み、高度な技術・情報システムを活用した多彩で生産性の高い農業としての発展を図り、新たなニーズを創出する新時代の農業への転換を図ることとし、このための基礎条件である農業基盤の整備を総合的・計画的に推進することとしております。

1 宮城の農業のあらまし

(1) 主要農業指標

項目	単位	本 県	全 国	本 県 全 国 %	備 考
総 土 地 面 積	km ²	7,292	377,781	1.9	国土地理院(61.10)
総 人 口	人	2,176,295	121,048,923	1.8	国勢調査(60)
農 家 戸 数	戸	107,250	4,178,410	2.6	農業調査
(専業農家)	戸	8,760	631,200	1.4	
(専業農家率)	%	8.2	15.1	—	
農 家 人 口	人	546,310	19,480,580	2.8	農業調査
農 業 従 事 者	人	302,300	11,348,400	2.7	"
基幹的農業従事者数	人	70,540	3,489,600	2.0	"
耕 地 面 積	ha	151,900	5,340,000	2.8	耕地面積調査(62.8)
(耕地面積率)	%	20.8	14.1	—	
(水田面積)	ha	120,900	2,910,000	4.2	
(畑面積)	ha	31,000	2,430,000	1.3	
農 家 所 得	千円	5,224	5,514	94.7	農家経済調査(61)
(農業所得)	千円	1,319	1,012	130.3	
(農外所得)	千円	3,905	4,503	86.7	
農 業 粗 生 産 額	百万円	325,312	11,310,066	2.9	生産農業所得統計(61)
(米構成比)	%	57.3	33.0	—	
(野菜 ")	%	8.3	16.6	—	
(果実 ")	%	0.9	6.9	—	
(工芸農作物 ")	%	1.1	4.3	—	
(養蚕 ")	%	0.5	0.7	—	
(畜産 ")	%	29.2	29.1	—	
耕 地 利 用 率	%	99.3	104.3	—	

* 宮城県農政部農地計画課課長(さとう みつお)

(2) 農業構造の動き

イ 農家数

——専業・兼業の2極分化がさらに進行——

農家戸数と専兼業別農家構成

(単位：戸)

区 分	50年	55年	60年	61年	62年	構 成 比 (%)				
						50年	55年	60年	61年	62年
農 家 総 数	117,263	114,022	109,198	108,230	107,250	100	100	100	100	100
専 業 農 家	6,342	7,680	8,423	8,790	8,760	5.4	6.7	7.7	8.1	8.2
兼 業 農 家	110,921	106,342	100,775	99,440	98,480	94.6	93.3	92.3	91.9	91.8
第1種兼業	38,325	30,782	23,625	22,040	20,220	32.7	27.0	21.6	20.4	18.9
第2種兼業	75,596	75,560	77,150	77,400	78,260	61.9	66.3	70.7	71.5	72.9
参考：農家率(%)	22.3	19.1	17.0	16.7	16.3					

——経営規模3ha以上の農家8.5%——

経営耕地規模別農家数

(単位：戸)

区 分	50年	55年	60年	61年	62年	構 成 比 (%)				
						50年	55年	60年	61年	62年
0.5ha 未 満	33,009	32,143	30,915	28,190	27,670	28.1	28.2	28.3	26.0	25.8
0.5 ~ 1.0ha	28,866	27,858	26,451	26,360	25,690	24.6	24.4	24.2	24.4	23.4
1.0 ~ 1.5ha	20,244	19,169	17,717	18,880	18,520	17.3	16.8	16.2	17.4	17.3
1.5 ~ 2.0ha	13,850	13,211	12,219	12,080	12,050	11.8	11.6	11.2	11.2	11.2
2.0 ~ 2.5ha	9,336	8,954	5,541	8,380	8,510	8.0	7.9	7.8	7.7	7.9
2.5 ~ 3.0ha	5,794	5,754	5,493	5,650	5,720	4.9	5.0	5.2	5.2	5.3
3.0ha 以 上	6,164	6,983	7,862	8,690	9,080	5.3	6.1	7.2	8.0	8.5

ロ 農業労働力

——基幹的農業従事者が減少——

年齢別基幹的農業従事者

(単位：人)

区 分	50年	55年	60年	61年	62年	構 成 比 (%)				
						50年	55年	60年	61年	62年
16 ~ 29 歳	11,899	8,821	4,106	3,580	2,940	12.0	10.2	5.2	4.5	4.2
30 ~ 39 歳	18,849	13,647	12,982	13,870	14,040	19.3	15.8	16.5	17.3	19.9
40 ~ 49 歳	33,662	24,574	15,870	15,620	13,240	34.5	28.4	20.2	19.4	18.8
50 ~ 59 歳	21,375	26,428	26,665	29,120	25,260	21.9	30.5	33.9	36.3	35.8
60 歳 以 上	11,692	13,067	19,042	18,130	15,070	12.0	15.1	24.2	22.6	21.4
計	97,477	86,537	78,665	80,320	70,550	100	100	100	100	100

ハ 農業生産組織

——土地利用型作物を主体に着実に組織化——

昭和61~62年度に設立された生産組織

(単位：戸)

区 分	水 稻	麦・豆類	果 樹 類	野 菜 類	飼 料 作 物	畜 産	合 計
組 織 数	58	75	3	1	32	1	170
	(34.1)	(44.1)	(1.8)	(0.6)	(18.5)	(0.6)	(100)
参 加 農 家 数	444	1,345	20	17	307	3	2,136
	(20.8)	(63.0)	(0.9)	(0.8)	(14.4)	(0.1)	(100)
1 組 織 当 り 参 加 農 家 数	7.7	18.0	6.7	17.0	9.6	3.0	12.6

() 内は構成比%

ニ 土地利用

——耕地面積の減少テンポ緩やか——

耕地面積の推移

(単位：ha, %)

区 分	45 年	50 年	55 年	60 年	61 年	62 年
耕 地 面 積	169,600	163,000	156,100	152,800	152,300	151,900
田	133,000	127,300	124,300	121,600	121,200	120,900
畑	36,600	35,700	31,800	31,200	31,100	31,000
水 田 化 率	78.4	78.1	79.6	79.6	79.6	79.6

——100に満たない耕地利用率——

農作物作付延べ面積の推移

(単位：ha, %)

区 分	50 年	55 年	60 年	61 年	62 年
稻	119,630	109,300	108,500	107,500	
支・豆類	8,040	8,930	8,560	8,680	
野菜	12,900	11,800	11,200	11,100	
果樹	3,960	3,240	2,740	2,660	
作 付 延 べ 面 積	164,980	154,600	151,900	151,200	
耕 地 利 用 率	101.2	99.0	98.8	99.3	

2 新時代の宮城の農業

(1) ふるさと農業の展開

21世紀へ向けての本県農業は、消費者ニーズに対応した食料の安定供給を基本的な役割と踏まえ、恵まれた条件、(生産・流通・販売環境)を最大限に生かし、「作る農業」から「売る農業」へ、さらに「新たなニーズを創出する農業」へと転換を図り「創意と工夫に富み、高度な技術・情報を活用した産業」としての発展や、農村の良さを生かした「定住環境や交流の場の整備」を行い「個性と活力に満ちたふるさと農業」を展開する。

(2) 集落ぐるみの農業生産と活力あるむら

集落組織の機能を生かしつつ、中核農家を中心として兼業農家をも含め、地域農業資源を有効に活用した集落ぐるみでの、多彩で効率的な農業生産システムを展開すると共に、農村集落の快適な生活環境や都市住民とのふれあい交流の場としての農村空間を、風土や文化に根ざした活力に富む快適な農村基盤を展開する。

(3) 多彩な農業生産

良質米生産県としての地位の維持・向上を目指し、高

位安定生産を図りながら、園芸、畑作、畜産をも含め、多様化する消費者ニーズや産地間競争の動向を踏まえた多彩で個性のある産地づくりを進め、均衡のとれた生産構造への誘導を図ると共に、土地の高度利用、生産の低コスト化、さらには付加価値を高める農産加工の振興を図り、「作る農業」から「売る農業」を展開する。

(4) すぐれた農業担い手の活動

高齢化、兼業化、混住化の進行、また技術革新、情報化、国際化の進展などに対応できる先見性と高度な技術・経営管理能力を持ち、地域のリーダーとしての役割を果たす中核農家の活動により、地域農業の活性化を展開する。

(5) 豊かな農業を支える生産基盤

大区画は場や汎用ほ場の整備により、高能率な機械化体系や水田の高度利用を展開するほか、農業用水を確保し水利システムの確立により農業用水利用を高度化するほか、各種防災施設の完備により自然災害に強い生産基盤での豊かなふるさと農業を展開する。

(6) 高度な技術・情報システムの利用

バイオテクノロジーや革新的栽培技術などの高度な技

術の駆使により、ハイテク型農業を展開する。

3 新しい時代のふるさと 農業への宮城の土地改良

(1) 農業基盤の現況と課題

イ 耕地の現況

本県の耕地面積は、昭和43年の17万2,100haをピークに年々減少を続けており、昭和62年現在15万1,900haとなっている。近年、減少のテンポは緩やかになってきているが、昭和55年以降の年平均かい廃面積は約900haにも及んでいる。かい廃の内訳は「宅地等」及び「植林・その他」で約70%を占めている。

このため、都市的利用との調整を図りながら無秩序なかい廃を抑制すると共に、営農指導の徹底により優良農用地を確保し、併せて農用地の計画的な新規造成を推進することが課題となっている。

また本県の耕地率は21%で、全国の14%、東北の15%を大きく上回り、わが国における総合食料生産地域としての立地条件を備えている。

ロ 水田の整備状況

本県の水田は、全耕地の80%（12万900ha）を占めるが、北上川や鳴瀬川、阿武隈川等の河川沿いの低平地に立地しているところから湿田が多い。地形的に見ても傾斜300分の1未満の平坦地が65%を占めている。

このような立地条件から、区画整理事業は古く明治の後半から昭和の初期までに10a区画を中心に全水田の76%が整理されており、このため合理的で効率的な近代的機械化農業に対応する30a以上への再整理が遅れる要因ともなった。

昭和62年度末の水田整備率は32%で、全国平均、東北平均を大きく下回っており、今後とも本県農業が米を基幹作物として多彩な複合経営を目指すためには、汎用化とコスト低減をはかる水田の整備を積極的に推進することが緊急の課題となっている。

ハ 畑地の整備状況

本県の畑地面積は、3万1,000haでその60%が普通畑

で占め、樹園地は16%と少ない。畑地の整備率は昭和62年度末で13%と大幅に遅れている。

今後の消費者ニーズに対応した野菜・花き・畜産物等多彩で個性豊かな産地づくりのため、その基盤となる畑地の整備が課題となっている。

ニ 農業用水の現況

昭和59年度における本県の農業用水需給量は、需要量27億5千万 m^3 に対し供給可能量は22億6千万 m^3 に過ぎず約5億 m^3 が不足している。

このため多目的ダムや農業専用ダムの建設が進められているが、ダム適地の減少や建設費の高騰、工事の長期化等により、現状では必ずしも安定的確保に至っておらず、地域によっては深刻な水不足が度々おきている。

このようなことから、长期的水需給計画に基づき計画的・効率的な事業の推進を図り、安定的な水源の確保が課題となってくる。

ホ 基幹用排水施設の整備状況

本県の農業用水は、約1,800箇所の河川取水施設と、6,800箇所あまりの溜池、そして3,500箇所に及ぶ地下水施設により取水しているが、これらの施設は規模が小さく老朽化しているものが多い。このため全水田の約40%が用水不足になっている。昭和62年末における基幹用排水施設の整備率は34%程度に止まり、用水不足に一層の深刻さを加えている。

また排水は、耕地が河川沿いの低平地に広く分布しているところから、湛水が起きやすい状況にある。昭和62年度末の基幹排水施設の整備率は44%程度である。

このようなことから、未整備施設の改修や統廃合を行うと共に、合理的な水利用体系の整備や排水強化による水田汎用化を行い、今後の高生産性農業の実現のために、基幹用排水施設の整備が不可欠であり緊急の課題となっている。

ヘ 農道網の整備状況

本県の農道の整備は、各種農道整備事業やほ場整備事業等の面工事との一体的な整備を進めているが、昭和62年度末の整備率は約44%となっている。

今後の営農の機械化、流通圏の拡大等の農業上の機能はもちろん、地域社会の発展、農村生活環境の改善等、多面的効果を生み出すため、なお一層の農道網整備が課題となっている。

ト 農村環境の現況

農村は、食料の安定的供給の場であると共に、美しい自然景観や、豊かな緑の空間を提供し、人々にやすらぎと憩を与える場として社会の安定に寄与している。

しかし、近年の農村における兼業化、混住化、高齢化の進行は、地域連帯感の希薄化や諸資源の共同管理機能の低下をもたらし、長い歴史に培われた農村環境が、利便性や効率性の観点から破壊される危険性がある。

このため、美しい農村の景観保全・整備に配慮しつつ快適な生活環境を整備を農業生産基盤と調和のとれた形の整備が課題となっている。

チ 農地・農業用施設の防災

本県は、山間部が急峻であるうえ農地の大半が大河川沿いの広大な低平地に分布しているため、台風や地震により農地・農業用施設・農産物に多大な被害がうけ易い状況にある。

また都市的土地利用の拡大や混住化等に伴い、農業用水の水質汚濁が進み、さらに流域開発による冠水被害も増加している。

農地は雨水の一時貯留の場として洪水調節機能や、地下水涵養の場としても重要な役割を果たしており、地域農業の保全のため各種の防災事業の推進が課題となっている。

(2) 昭和63年度 農業基盤整備事業実施状況

昭和63年度 農業基盤整備事業調査(事業費 単位:千円)

事業名	62年度(決算)		63年度当初割当額	
	地区	事業費	地区	事業費
県営 かんばい	21	4,651,000	23	4,692,114
県営 水田農業確立排水対策	14	794,272	13	897,000
県営 ほ場整備	40	12,505,000	43	12,500,000
県営 高度利用集積ほ場整備	1	170,000	1	40,000
県営 土地総	4	214,000	6	233,000
県営 農地開発	2	190,000	1	130,000
県営 開拓地整備	42	724,000	40	730,000
県営 広域農道	3	1,180,000	4	866,000
県営 一般農道	20	389,200	21	273,000
県営 農免農道	23	1,468,900	25	1,576,000
県営 ため池等整備	52	1,262,950	52	1,107,050
県営 湛水防除	14	2,685,984	16	3,114,380
県営 水質障害	8	686,000	9	759,100
県営 海岸保全	16	948,064	14	722,600
県営 農地保全	1	50,000	1	50,000
県営 防災ダム			1	30,000
県営 地すべり	1	29,000	1	18,000
県 営 計	262	27,948,370	271	27,738,244
団体営 かんばい	32	582,000	30	481,000
団体営 安全施設整備	3	12,000	3	13,000
土地改良施設管理設備修理	4	161,000	3	132,000
国営造成施設操作体制整備強化促進	1	30,000	1	22,000
土地総 (団一般・土地総型)	3	121,300	2	82,000
土地総 (団一般・区画整理型)	32	1,852,000	35	1,896,900
土地総 (団一般・特別型)	15	300,707	9	192,193
土地総 (水田農業確立小規模排水)	15	855,000	17	916,000
団体営 調査設計	21	80,000	18	80,000
農村総合整備モデル	34	2,879,400	35	2,597,000
農村基盤総合整備	16	558,000	17	780,000
農業集落排水	4	669,366	7	1,320,000
農業集落整備			2	100,000
農村総合整備推進	6	7,890	6	10,000
団体営 農地開発	3	109,000	1	50,000
団体営 農道整備	103	1,695,200	93	1,648,700
団体営 ため池等整備	35	134,900	32	134,900
団 体 営 計	327	10,047,763	311	10,455,693
合 計	589	37,996,133	582	38,193,937

(3) 農業基盤整備の基本方向

本県が今後ともわが国における総合食料生産地域としての発展を図り、かつ米を基幹作物として多彩な複合経営を安定的に展開していくためには、その基礎となる農業基盤の整備は必要不可欠である。

これまでも農業基盤整備については、ほ場整備事業をはじめかんがい排水事業、農道整備事業等を進めてきたが整備率はなお低位にある。さらに農業用水についても今後、需要増大が見込まれることから、新規水源の開発とあわせて水利用の合理化、効率化を一層図っていかねばならない。

このため、今後、次の事項を基本方向として農業基盤の整備を推進する。

イ 食料の安定的供給と生産性の高い農業を展開

していくための基礎となる優良農用地の確保に努めると共に、農用地の高度利用を図る。

- 農振法や農地法の適切な運用や都市的利用との計画的調整等を通じた農地の無秩序なかき入れの抑制。
- 低利用にある旧薪炭林、原野等を積極的に活用した農用地造成の推進。
- 里山、裏山を活用した小規模農用地開発の推進。

ロ 高能率、高生産農業を実現するため、ほ場整備、

かんがい排水施設整備、農道整備等の基盤整備を進める。また増大する水需要に対応するため、新規水源の開発と有効利用に努めると共に、農地防災事業を積極的に推進し、自然災害等に対する農地の保全を図る。

- 稲作コストの低減を可能とする大区画（50a～1ha）ほ場整備を積極的に導入。
 - 水田の高度利用に伴う農業生産の再編及び土地利用の集積を図る水田汎用化の推進。
 - 畑の機械化営農を可能とし、労働生産性の向上と土地利用集積を進めるため、農道や区画の整備に重点をおいた畑地整備の推進。
 - 畑作物の安定生産と選択的作物の拡大を図ると共に、干天による畑作物への影響を回避し安定生産を図るため、畑地かんがいを積極的に推進。
 - 多目的ダムに特定農業用水を確保するほか、国・県営かんがい排水事業等によるダムや溜池の新設、嵩上げを行い新規水源の確保に努める。
 - 用水施設の枕廃合や、還元水の再利用等水利用体系の整備により、農業用水の合理化の促進。
 - 水田汎用化等、高生産性は場の基幹となる用排水施設の整備を計画的に推進。
 - 幹線農道のネットワークを計画的、体系的に整備。
 - 台風、地震、津波等自然災害に備えるため、農地防災事業、農地保全事業、公害対策事業、海岸保全事業等を推進し、農業生産の維持向上を図る。
- ハ 土地・水などの各種農業資源や、自然、風土に恵まれた農村景観を生かし、生産と生活、農業と他産業との調和のとれた、住み良く、働きやすい農村環境の創造を図る。
- 地域住民の発意と参加を基調とした農村環境の整備に努める。
 - 地域住民の総意に基づいた総合的で美しい定住環境の形成を図る。

農業基盤の主な整備計画

区 分	適地面積	施行済面積	要整備面積	整備計画 (61～75)
農地の造成改良 (ha)	7,892	1,392	6,500	6,500
ほ 場 整 備 (ha)	151,300	40,637	110,663	46,753
田 (ha)	113,300	36,695	76,605	40,343
畑 (ha)	38,000	3,942	34,058	6,404
農 道 整 備 (km)	16,729	5,451	11,278	5,340
用 水 改 良 (ha)	130,305	62,107	68,198	51,364
排 水 改 良 (ha)	131,782	52,771	79,011	42,755

(注)：用水改良・排水改良の適地面積には更新分も含む

4 農村景観へのアプローチ

(1) 宮城の農村景観

本県は、みちのく東北の太平洋南岸に位置し、政治・経済・文化において東北の中心的役割を果たしている。

宮城の農村もまた東北農業の一翼を担ってきたのである。新田開発に力を入れ河川改修を行うなど、今日の宮城県農業の基礎を築いたのは「独眼竜政宗」で昨年話題となった仙台藩祖伊達政宗であった。

宮城の農村の景観は、広大な農地と点在する集落が織りなす独特の空間から成っている。農村には豊かな自然に囲まれた人間的な暮らしが残っている。

農村は生産の場であると同時に生活の場でもあり、また都市の人々の故郷でもある。農村のもつ自然の美しさ、いわゆる自然と調和のとれた農村独自の景観や空間は、人々と自然との「ふれあい」の場として保全・設備されることが大切である。

われわれは、農村のもつ豊かな景観を生かしながら、農業生産基盤の整備を積極的に推進し、21世紀農業を担う魅力ある農村を創造しなければならない。

(2) 写真集～みやぎの創景～

県内各地には、それぞれ誇れる優れた農村景観が数多く見られ、これら農村景観の保全・整備に対する認識を深めてもらうことを主旨に、県内各市町村から募集した「わがまち、わがむらがる農村景観」の写真を、それぞれ昭和61年度、昭和62年度の「宮城のふるさと農業まつり」に展示、その中から一部編集し「宮城の農村景観～みやぎの創景～」写真集を発刊、第1集、第2集共県内外の皆様から大変な好評を得た。

(3) 農村景観整備計画策定事業（試案）

イ 目的

豊かな人間性が求められる時代にあつて、農業・農村は単なる食料供給としての場だけでなく、自然とのふれあいの場、定住の場としての役割を強く求められてきている。このような中にあつて、農村は急激な都市化や混住化により、のどかでやすらぎのある農村景観が失われ

つつある。

このため地域住民はもとより、地域外の人々にとっても快適で美しい農村景観を保全・整備し、緑地や花壇、親水施設等の整備による村づくり、地域活性化の一助とするため、農村景観保全整備の基本構想を策定しようとするものである。

ロ 策定期間

3ヶ年（予定）

ハ 策定作業の概要

（初年度）

① 現況調査

既存資料の収集、写真の収集、賦存量の把握

② 景観のリストアップ

景観マップの作成

③ 景観の分類、パターン化

リストアップされた資料、写真等により分類パターン化の類型（例）

○ 水辺の景観を中心としたもの

○ 樹木、緑の景観を中心としたもの

○ 田園風景、空間的広がりを中心としたもの

○ 歴史、郷土性景観を中心としたもの

パターン毎のモデル的景観の選定（数地区）

④ 意識調査

地域住民の意識

学識経験者を含めた「農村景観懇談会」の設置

⑤ 基本構想の策定

景観保全整備構想の策定

パターン毎の整備計画指針の策定

事業実施時のチェックリストの作成

（2～3年）

⑥ モデル地区実施計画の策定

モデル的景観地区の保全整備実施計画

(4) 農村景観シミュレーションシステム

イ システム開発の経緯

近年、情報機器の目ざましい発達と普及により、比較的安価なパーソナルコンピュータが手軽に導入され、簡

単なシミュレーション等もできるようになった。

本県では、このパソコンを利用した農村景観シミュレーションシステムを昭和61年度に開発し、土地基盤整備と自然景観との調和を視覚的にとらえながら様々な角度から検討し、優れた景観の保全と創造を図る支援システムとして利用している。

ロ シミュレーションの内容

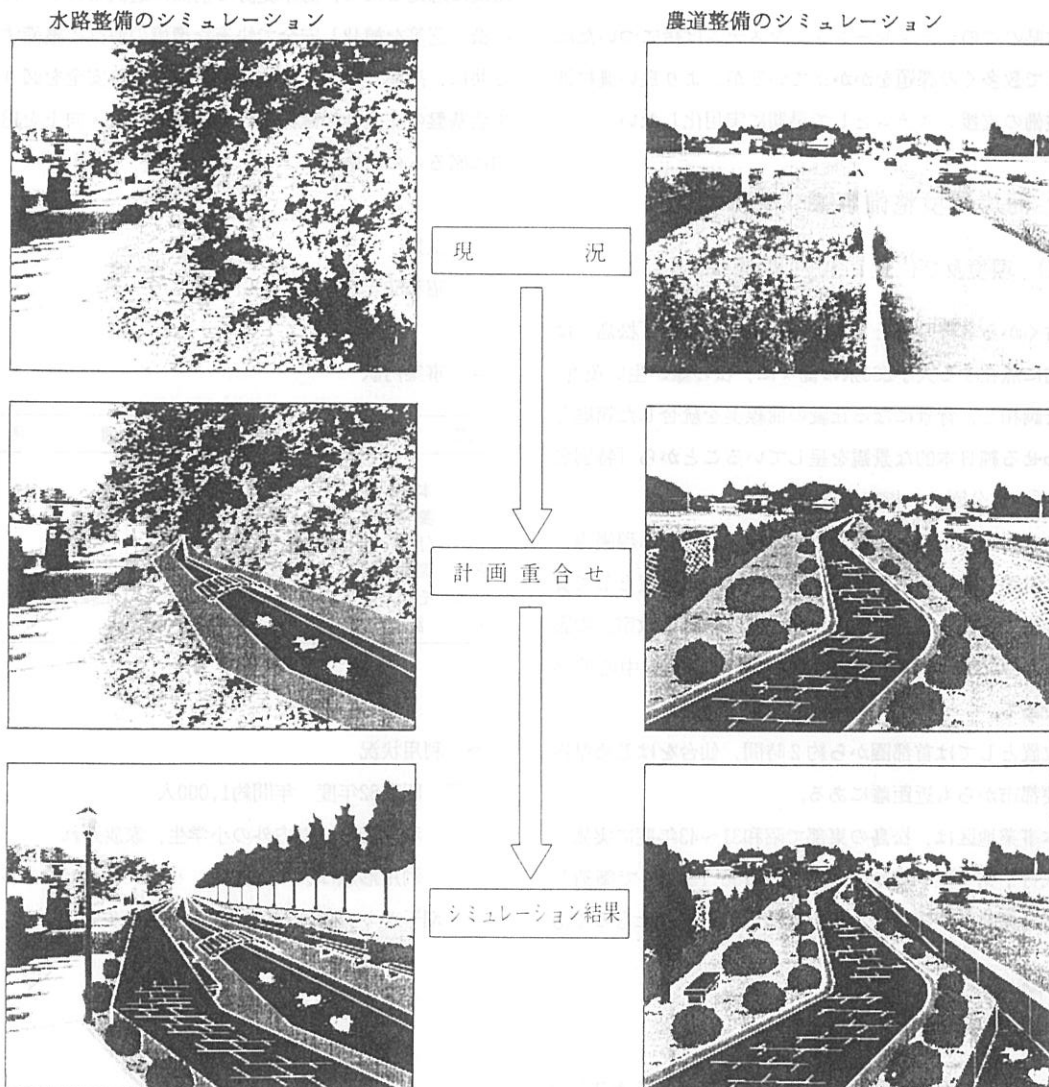
このパソコンシステムは、最初に事業実施予定地区の全景写真をイメージデータとして入力し、ディスプレイに背景表示する。

次に、施行しようとする水路とか農道、あるいは区画、構造物等の配置や形状を入れ替えて合成することにより、施行後の周景の変化をシミュレーションすることが可能となる。

この手法による効果として、次の点が上げられる。

- ① 視覚的にとらえられ、具体的である。
- ② 周景と調和した優れた景観の保全・創造が可能。
- ③ 地元の人々に分かりにくい計画図面に替え、より具体的に計画内容を提示でき、事業への関心と理解が深められる。
- ④ 計画機能の向上が図られる。

農村景シミュレーション・システム実行例



ハ 利活用と今後の課題

このシステムを本県が実りの秋に毎年実施している、「宮城のふるさと農業まつり」に昭和61年度以来展示し一般公開してきたが、参観者の関心も年々高まってきている。

しかし、現在のところ写真さえあれば誰でも簡単に利用できるまでに至っていないのが実情で、背景写真の入力に必要なスキャナ装置が高価なため、専門業者に委託し対応しなければならず、また配置する水路や道路をディスプレイ上に直接書き入れることも困難である。

今後情報機器は機能向上が図られ、また設計図を絵にして書き入れることも部品化により対応が可能と思われる。

本県のこのシミュレーションシステムは緒についたばかりで数多くの課題をかかえているが、より良い農村景観整備の支援システムとして早期に実用化したい。

5 海岸環境整備事業「手樽地区」

(1) 環境及び位置

古くから名勝の地として知られる日本三景「松島」は湾内に点在する大小260余の島々に、松の緑が生い茂り、海と調和し、背景になる丘陵の曲線美を統合した箱庭を思わせる純日本的な景観を呈していることから「特別名勝」「県立公園」の指定をうけている。

また、国宝重要文化財などに指定されている瑞巖寺、五大堂等、歴史的文化的に価値の高い文化遺産として貴重な観光資源となっている。昨年は「独眼竜政宗」の影響もあり550万人の観光客が訪れた東北観光の中心的存在である。

位置としては首都圏から約2時間、仙台をはじめ県内主要都市からも近距離にある。

本事業地区は、松島の東部で昭和31～43年度に実施した代行干拓事業手樽地区（造成面積96.15ha）で築造した海岸堤防（干拓堤防）とその周辺を整備したものである。

(2) 事業の背景と目的

手樽地区の海岸堤防は、すぐれた景観環境にありなが

ら、干拓当時のままの未利用地となっていた。

また近年、生活様式の都市化、時間や距離の短縮、週休2日制の定着に伴い、身近で安全な自然に親しめる家族レクリエーションの場の設置が求められるようになった。

地元松島町としても時代の要請に応え、恵まれた自然景観を生かすと共に、親水性があり終日遊べる施設を町内に数箇所設置する計画を樹て、本地区をその中核施設とするため海岸環境整備の要望が高まっていた。

(3) 地区の概要

海とのふれあいとゆっくりくつろげる場を求める地域住民に応えるため、海岸堤防の前面に造浜を行い、背面に松、芝等を植栽し安全で快適な環境の海浜に整備すると共に、高潮、波浪、津波に対する堤防の安全を図り、生活基盤の安全性の確保と自然環境の保全・向上を総合的に図るものである。

イ 工期

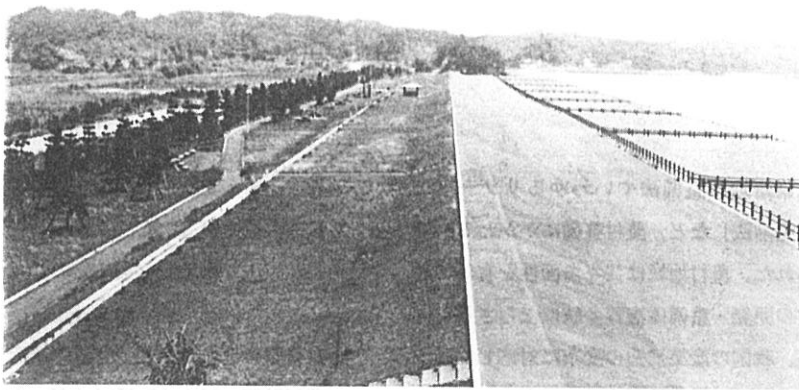
昭和56年度から昭和61年度まで

ロ 事業内訳

工 種	数 量	金 額	備 考
1. 本工事		千円	
養浜工	53,000㎡	370,710	
付帯工	植栽他	220,790	
2. 測量試験	一式	149,922	
3. その他	一式	12,350	
計		27,938	工雑、事務費
		411,000	

ハ 利用状況

- 昭和62年度 年間約1,000人
- 利用者は、町内外の小学生、家族連れ
- 利用形態は、イモ煮会、パーティ、ピクニック
潮干がり、釣りなど、休日利用が多い



おわりに

あと12年で世界は新しい世紀、21世紀を迎える。当然のことだが、われわれは21世紀を念頭に置きながら、県政、農政にかかわる仕事をすすめていかなければならない。

本県の第3次長期総合計画は今後の高齢化、技術革新、国際化、情報化の新しい時代にふさわしい県土の建設を目指している。

しかし、農業をとりまく環境はまさに厳しい、われわれは必ずしもこの計画にもられた諸施策のみにとらわれることなく、柔考挑題の姿勢で対応し21世紀の宮城の農業、農業基盤の確立に努力しなければならない。

事務局通信

昭和62年度は集落地域整備法やいわゆるリゾート法「総合保養地域整備法」など、農村整備にかかわる共管法の成立が見られた。農村地域は益々多面性を有してきて、農業・農村の開発・整備は複雑多岐にならざるを得なくなっている。我国の産業構造の変革に対応した国土の創造に取り組んでゆく必要性が高まってきているのである。

変化する実態に即応すべく、大学や研究機関の機構改革が実施されており農業土木学会も将来ビジョンの検討を進めている。大きな変革の時代にさしかかっていると見える。

事務局をあずかる農業土木試験場も昭和63年10月1日を期して、農業工学研究所に改組し、新たに農村整備部（5研究室）が発足することになっている。

当部会主催の現地研修集会も10回目を迎え、益々発展してきているが、ここで謙虚にあり方を反省して見る必要があるように思われる。

なお、昭和62年度は第9回現地研修集会を愛媛県松山市で開催し、愛媛県をはじめ中四国農政局、県土連やその他現地見学等に関して多くの市町村に御協力を頂き、大変盛大なものとなったことを御報告申し上げる。

また、鹿児島大学での農業土木学会大会に際して開催した総会および討論集会では、多数の学会員の参加が見られ大変有意義であった。

昭和63年度農村計画研究部会総会資料

1 昭和62年度活動報告（案）

①第9回現地研修集会の開催（農村計画学会協賛）

テーマ：「魅力ある農村空間の創造」

日時：昭和62年7月23日 研修集会

24日 現地見学会

場所：愛媛県松山市

参加人員：研修集会：800人

現地見学会：366人

懇親会：360人

②研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol. 16, No.1 (No. 34)

昭和62年7月20日発行

③総会および討論集会の開催

日時：昭和62年8月21日 14:30～16:30

総会（14:30～15:00）

(1) 昭和61年度活動報告および決算報告

(2) 昭和62年度事業計画、予算

(3) 役員体制

討論集会（15:00～16:30）

テーマ：「集落地域整備法をめぐって」

場所：鹿児島大学 農学部

参加人員：32人

④常任幹事会 4回

5/26, 8/17, 12/18, 3/9

2 昭和62年度収支決算（案）

（収入）

前年度繰越金	677,488
農土学会交付金	100,000
雑収入	7,220
	784,708

（支出）

会議費	31,380
通信費	23,970
事務費	158,660
研修集会費	21,350
次年度繰越金	549,348
	784,708

3 昭和63年度事業計画(案)

①第10回現地研修集会

テーマ:「ゆとりとやすらぎのある
農村計画を求めて」
——農村景観の整備と創出——

日時:昭和63年7月20日~21日

場所:仙台市 電力ホール

②研修集会テキスト兼部会誌

農村計画 Vol.17, No.1 (No.35) 63年7月

③討論集会

テーマ:「土地分級研究の系譜」

日時:昭和63年7月28日

場所:弘前市 弘前大学農学部

4 役員体制

(1) 役員一覧(昭和63年4月1日現在)

部会長	北村貞太郎	京都大学農学部教授
副部会長	安富 六郎	茨城大学農学部教授
監事	中川昭一郎	農業土木学会専務理事
事務局長	今井 敏行	農業土木試験場農地整備部 室長
事務局	筒井 義富	農業土木試験場農地整備部 主任研究官
事務局	加藤 克明	農業土木試験場農地整備部 主任研究官
事務局	松尾 芳雄	農業土木試験場農地整備部 研究員

① 常任幹事 順不同

穴瀬 真	東京農工大学農学部教授
有田 博之	農業研究センター農業計画部室長
石光 研二	農村開発企画委員会常務理事
梅田 安治	北海道大学農学部教授
岡本 雅美	岩手大学農学部教授
萩野 芳彦	大阪府立大学農学部助教授
佐藤 洋平	筑波大学社会学部助教授
千賀裕太郎	宇都宮大学農学部助教授
高橋 強	京都大学農学部教授

竹内 悟	農林水産省構造改善局事業計画課 課長補佐
寺尾 雅人	日本農業土木総合研究所主任研究員
富田 正彦	東京大学農学部助教授
藤沢 和	明治大学農学部助教授
松浦 良和	農林水産省構造改善局整備課課長補佐
松村 洋夫	農村開発企画委員会主任研究員
小林 和行	国土庁地方振興局農村整備課課長補佐

② 幹事(大学関係) 順不同

松田 豊	帯広畜産大学畜産学部教授
谷口 建	専修大学北海道短大助教授
長谷部次郎	弘前大学農学部教授
堤 聡	北里大学獣医畜産学部教授
富樫 千之	宮城県立農業短大講師
黒田 昭	山形大学農学部助手
佐久間泰一	筑波大学農林工学系講師
高須 俊行	東京農業大学農学部教授
長島 守正	日本大学農獣医学部助教授
矢橋 晨吾	千葉大学園芸学部助教授
木村 和弘	信州大学農学部助手
星川 和俊	信州大学教養部講師
海田 能宏	京都大学東南アジア研究センター教授
長崎 明	新潟大学農学部教授
広瀬 慎一	富山県立技術短大助教授
湯川 清光	石川県立農業短大教授
五十嵐 恒	岐阜大学農学部教授
金木 亮一	滋賀県立短大助教授
畑 武志	神戸大学農学部助教授
野村 安治	鳥取大学農学部教授
福桜 盛一	島根大学農学部助教授
長堀 金造	岡山大学農学部教授
藤田 則之	山口大学農学部教授
森下 一男	香川大学農学部助教授
佐藤 晃一	愛媛大学農学部教授
田熊 勝利	九州大学農学部助教授
加来 研	佐賀大学農学部教授
細山田健三	宮崎大学農学部教授
河原田禮次郎	鹿児島大学農学部教授

翁長 謙良 琉球大学農学部教授

内田 幸一 太陽コンサルタンツ㈱

青野 俊一 若鈴コンサルタンツ㈱

樋浦 道夫 (株)地域社会計画センター

③ 幹事（コンサル関係）順不同

杵枝 国男 新農村開発センター

松本三樹夫 内外エンジニアリング㈱

吉田 昌弘 ㈱葵エンジニアリング

上原 彰夫 ㈱チェリーコンサルタント

広瀬 威士 北居設計㈱

(2) 部会長の交代

63年7月に北村貞太郎教授より高須俊行教授に交代

(3) 常任幹事など新体制は新部会長のもつて決定

編集後記

農業土木試験場の農業工学研究所への改組に際し、農村整備部の新設が中心となったため、資料づくりなど、大変な作業となりました。当然のことですが、日常的な分野としての活動の成果が、機構改革の正否にかかわることがよくわかり、部会活動の成果も第三者に理解できるように取りまとめを行う必要性を痛感しました。

研修集会および討論集会についても今後の進め方に対する御意見を頂きたいと思っております。

本年度は宮城県に大変な御努力を頂いております。研修集会が盛り多いものであることを心からお祈り致します。

祝

第10回 農村計画研究部会現地研修集会

農業基盤整備事業の実施により

豊かで安全な住みよい

村づくりを推進する

農業基盤整備事業の調査測量設計、実施設計
施工管理、確定測量、換地設計、換地事務の
委託は土地連へ

宮城県土地改良事業団体連合会

会 長 伊 藤 宗一郎

仙台市上杉二丁目2番8号

電話 022(263)5811(代表)

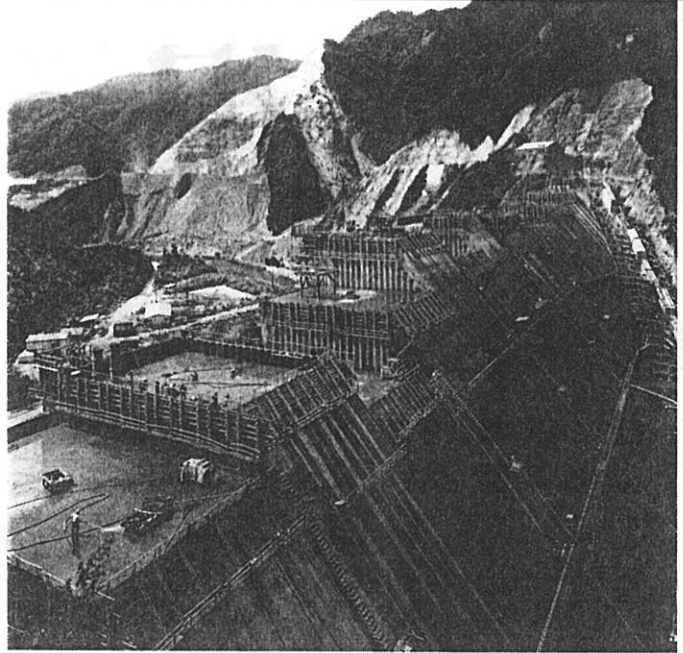
FAX 022(268)6390

技術は
社会へ還る

OHBAYASHI

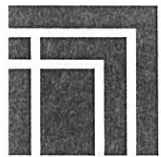
東京本社
〒101 東京都千代田区神田司町2-3
☎ 03-292-1111
東北支店
〒980 仙台市上杉1-6-11
☎ 022-267-8511

大林組



地球は文化の生命体

よりよい明日の創造を目指して、さらに、新世紀へ。



鹿島建設

代表取締役社長 鹿島 昭一
取締役東北支店長 大原 克己

本社：東京都港区元赤坂1丁目2番7号
電話 東京03(404)3311 (大代表)

支店：仙台市二日町1番27号
電話 仙台022(261)7111 (代表)

明日をささえる



西松建設

株式会社

代表取締役社長 柴田 平

東北支店支店長 井上 利一

本社 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号

電話 03(502)0211 (大代表)

東北支店 仙台市大町二丁目8番33号

電話 022(261)8161 (代表)

農林水産統計用語事典

農林統計協会編 B6判・480頁・定価 2,800円

活路を見出すためには実態の客観的かつ的確な把握が先決である。その方法を説得するには統計情報の利活用が有効であるが、それには統計情報を正しく理解し、正しく使うことが必要である。

本書は、農林水産統計情報の正しい利活用を図るための手引書であり、事典である。本邦唯一のものであり、関係者の座右に置いて手軽に利用するのに格好の書である。農林漁業関係者も含め広く一般の必携の書である。

主な内容

I 農業

1. 農業一般
農業・農家／農家人口／
農家就業動向／農業雇用
労働／農業集落、農業生
産組織／耕地／経営土地
／農業基盤(水・土)
2. 農業生産資材
農業機械／肥料・農薬／
飼料
3. 農産物の生産
水陸稲／麦類／いも類／
豆類／野菜・果樹／工芸
農作物／花き
4. 農作物の被害

5. 青果物の流通
6. 畜産
生産／流通
7. 養蚕
8. 農業経済
農家経済／農畜産物・蘭
の生産費／生産農業所得

II 林業

1. 林業一般・生産
2. 木材の生産・流通
3. 林家経済

III 水産業

1. 水産業一般
2. 漁業生産
海面漁業／海面養殖業／

内水面漁業・養殖業

3. 水産物の流通
4. 漁業経済
- IV 分類指標・指数
1. 分類指標
2. 指数
- V 統計調査
1. 統計法規
2. 統計調査の区分
- VI 農林水産関連用語
1. 農林関連用語
2. 水産関連用語
3. 食料需給関連用語
4. 貿易関連用語
5. 情報化関連用語



財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14
大鳥ビル TEL 03-492-2987

・好きです、大地。たいせつに築きます、未来を…



株式会社

奥村組



取締役社長 奥村俊夫

取締役仙台支店長 北野保

仙台支店：仙台市堤通雨宮町2-25

TEL (022) 274-1231 (代)



新日本土木株式会社

取締役社長 馬場博一

取締役支店長 梅津昭三

本社 郵便番号105
東京都港区虎ノ門三丁目四番八号 (03)433-6211

仙台支店 郵便番号980
仙台市一番町三丁目六番一号 (022)227-1461

明るく豊かな  未来を築く

東鉄工業株式会社

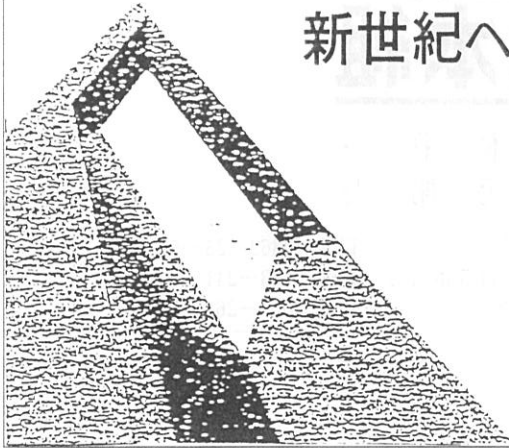
取締役社長 北澤秀勝

本社 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目7番地
電話 (03)268-4211 (代表)

取締役仙台支店長 渡邊登

仙台支店 仙台市国分町三丁目4番21号
電話 (022)222-8641 (代表)

新世紀へ、新分野へ、新技術で。



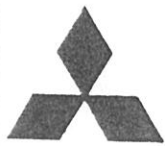
 戸田建設

本社/〒104 東京都中央区京橋1-7-1 ☎(03)562-6111

仙台支店

〒980 仙台市一番町3-7-23 ☎(022)222-1251

支店長 倉 知 福 正



未来へ躍進

三菱建設株式会社

代表取締役社長 天 辰 登吉郎

常務取締役 金 勝 登

取締役仙台支店長 菊 地 清 造

本 社 〒103 東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号 ☎(03)270-0931

仙台支店 〒980 宮城県仙台市国分町一丁目8番14号 ☎(022)222-3877

月刊 農業 観測と情報 1988年6月 創刊

AGRICULTURAL OUTLOOK—MONTHLY— 編集協力 農林水産大臣官房調査課

★めまぐるしく変わる農業・経済の内外情勢の変化にヴィヴィッドに対応した新しいDATA.BOOK.

●農産物の需給や価格等に関する幅広い情報を迅速に伝える。

●食料・農業情報を豊富なグラフや図表でわかり易く解説。

主な内容

●個別農産物について、季節に応じた生産、輸入、消費、価格の見通しをタイムリーに行う。

●世界の主要農産物の需給事情について、国際価格の動向などを四半期ごとに概観し、需給を見通す。

昭和63年6月10日創刊/毎月10日発行/B5判48頁/定価600円/〒50円/年間購読料7,800円(送料込み)



財団 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 大鳥ビル
TEL.03(492)2987 FAX.03(492)2942

技術と信用



株式会社
大本組

代表取締役社長 大本 栄一

仙台支店長 大元 邦夫

本店 岡山市内山下一丁目1番13号 TEL 0862-25-5131
本社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番11号 TEL 03-241-2211
仙台支店 仙台市国分町二丁目8番14号 TEL 022-262-5355



熊谷道路株式会社

代表取締役社長 牧田 新一郎

仙台支店長 及川 寛

本社 / 東京都新宿区筑土八幡町3-1 電話 03(260)3120(代)
仙台支店 / 仙台市中央二丁目10-1(勝山ビル) 電話 022(223)9515(代)

豊かな暮らしを創る西武建設。



西武建設株式会社

取締役社長 浜本 悦二郎

東北支店長 安部 孝一

本社 〒170 東京都豊島区南池袋1-16-15 ☎ 03(989)2432
東北支店 〒980 宮城県仙台市本町1-12-12(山万ビル6F) ☎ 022(262)7041

総合建設業



仙建工業株式会社

代表取締役社長 宮原 和雄

本社 〒980 仙台市一番町二丁目2番13号(仙建ビル10F)
TEL 022(225)8511(代) FAX 022(222)4677
支店 盛岡、福島

農業土木事業協会東北支部

支 部 長 伊 藤 正 美

副支部長 土 門 隆 三

副支部長 稲 葉 忠 雄

事務所 ☎981-31 仙台市七北田字念仏27
産電工業泉事業所ビル5F

電 話 022(375)7177

会 員 総 数 113社

設 計 部 門 25

コ ン サ ル タ ン ツ 部 門 9

ボ ー リ ン グ ・ グ ラ ウ ト 部 門 16

畑 地 か ん が い 部 門 6

電 機 通 信 部 門 11

鉄 構 部 門 21

セ メ ン ト 製 品 部 門 17

ポ ン プ 部 門 8

農業開発・地域開発の総合建設コンサルタント



株式会社 三祐コンサルタント

取締役社長 久野彦一 取締役副社長 渡辺滋勝
東京支社長

取締役副社長 長柄要 仙台支店長 稲葉忠雄

本社 〒460 名古屋市中区錦2丁目15番22号(協銀ビル) TEL(052)201-8761(代)
東京支社 〒107 東京都港区赤坂2丁目3番4号(ランディック赤坂ビル) TEL(03) 586-7341(代)
仙台支店 〒980 仙台市上杉1丁目6番10号(仙台北辰ビル) TEL(022)263-1857(代)
九州支店 〒860 熊本市紺屋今町1番23号(興亜火災熊本ビル) TEL(096)354-5226
札幌支店 〒060 札幌市中央区北三条西3丁目(札幌大同生命ビル) TEL(011)222-3121
海外事業本部 〒107 東京都港区赤坂2丁目3番4号(ランディック赤坂ビル) TEL(03) 584-2101(代)

建設コンサルタント

地質調査

地表踏査、試錐調査、地下水調査 土木一式工事(一般土木工事、グラウト工事)
物理探査(弾性波探査、電気探査) さく井工事
土質調査、土質試験、原位置調査 測量設計及び監理施工



株式会社 長谷地質調査事務所

代表取締役 会長 長谷弘太郎 (理学博士 技術士)

代表取締役 社長 阿部正宏 (理学博士 技術士)

本社 仙台市本町三丁目5番8号 電話 (022)222-6457(代)

営業所 青森市栄町一丁目5番2号 電話 (0177)42-6571
41-4110

総合電気設備工事業

データロガーソフトウェア

環境プラント機器総合設備工事業

荏原製作所、荏原インフィルコ社の

通信計装制御システム盤の製造業

代理営業並びに商品販売業務



産電工業株式会社

代表取締役 嶺 岸 二 郎

本 社 / 仙台市堤通雨宮町 2 番 3 0 号 ☎ 022 (271) 8211 (代表)
泉事業所 / 仙台市七北田字念仏 ☎ 022 (372) 3675 (代表)
青森営業所 / 青森市本町二丁目 9 - 1 3 ☎ 0177 (76) 6561
山形営業所 / 山形市上山家字下宿 7 6 5 の 1 ☎ 0236 (42) 1786

橋 梁 ・ 水 門 ・ 除 塵 機

<創業50年>



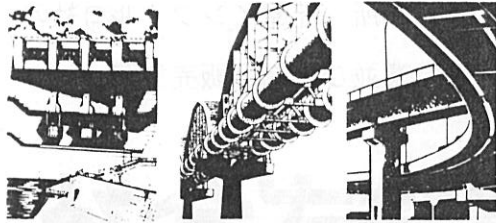
北日本機械株式会社

代表取締役 宮 田 光 寿

仙台営業所長 中 邨 敬

本社及び工場 郵便番号 028-41
岩手県岩手郡玉山村大字波民字狐沢70番地の1
電 話 0196 (83) 1111 FAX 0196 (83) 1117

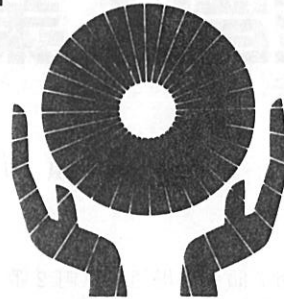
仙 台 営 業 所 郵便番号 980
仙台市本町二丁目10番33号(第二日本オフィスビル)
電 話 022 (222) 0310 FAX 022 (222) 0944



カキモト

K 株式会社 栗本鐵工所
 〈鉄構事業部〉

本社 大阪市西区北堀江1丁目12番19号 ☎06)538-7691
 東京支社 東京都港区新橋4丁目1番9号 ☎03)436-8141
 北海道支社 ☎011)281-3327 中国支店 ☎082)227-5605
 仙台支店 ☎022)225-7801 九州支店 ☎092)451-6621
 名古屋支店 ☎052)201-4441



われらの英知
 みんなの国土
 その最高のハーモニーをめざして—

水

時をこえて
 水の有効利用をめざす

 **西田鉄工株式会社**

代表取締役 西田 誠
 仙台営業所長 本間 光行

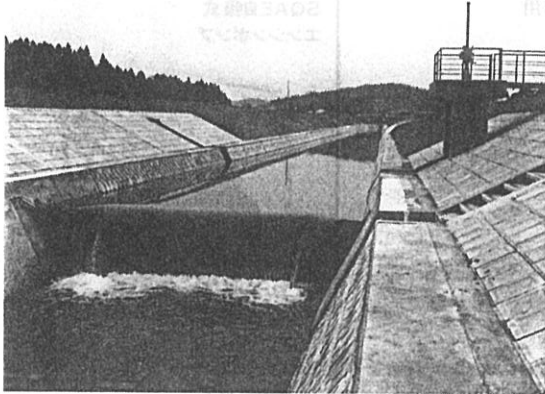
本社・工場 〒869-04 熊本県宇土市松山町4541
 TEL 0964(23)1111(代)
 仙台営業所 〒980 宮城県仙台市本町一丁目15番8号
 TEL 022(222)8341

支社・営業所 東京・札幌・仙台・新潟・大阪・広島・四国・福岡・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄
 営業種目 水門・可動堰・ダムゲート等・設計、試作、施工

水と空気のテクノロジー

ゴム引布製起伏堰

BALLOON DAM



ゲートの専門メーカー 豊国工業は、従来の堰のイメージを大きく変えるゴム引布製起伏堰でも優れた実績をあげています。

その名も“バルーンダム”コンクリートや、鉄に変わる、ゴムや空気による土木技術の成果といってもよいでしょう。

河川を制する新たな時代が、全国各地ですでに始まっているのです。

豊国工業株式会社

本社・工場 東広島市西条町御園宇6400-3
Tel 0824-23-2071

仙台営業所 仙台市堤通兩宮町3番35号
Tel 022-273-1361

主要営業種目

- ・ダム及び河川ゲート・下水道機器各種
- ・水処理機器各種・小水力発電プラント
- ・橋梁・防塵設備・廃棄物処理設備

農業揚水、排水に貢献するアワムラポンプ



株式会社

あわむら 栗村製機所

本社

大阪市北区梅田一丁目3番1-500号
(大阪駅前第1ビル5階)

電話 06(341)1751(代表)

仙台出張所

〒980 仙台市国分町3丁目11番9号
(アルファ・オフィスビル502)

電話 022(263)7655

FAX 022(264)4877

支店及営業所

東京 03(436)0771

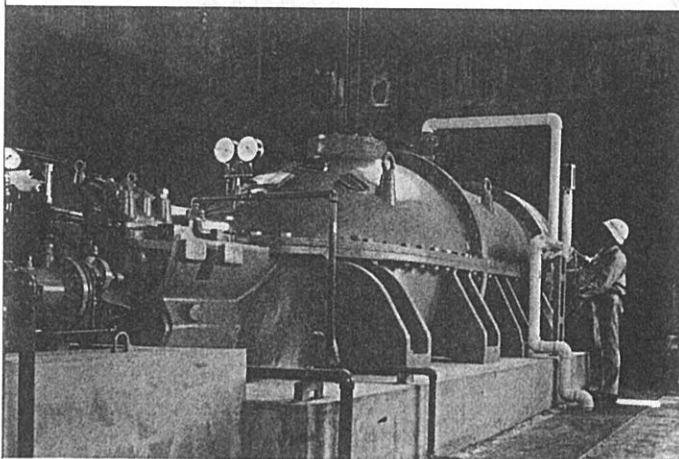
福岡 092(441)9251

広島 082(263)9801

名古屋 052(231)5821

札幌 011(281)2568

米子 0859(29)0811



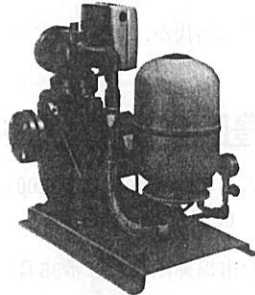
かんがい・散水に、強い味方です。

農作業の合理化・省力化に…

エバラ農事用ポンプ

広い畑も、らくに散水。

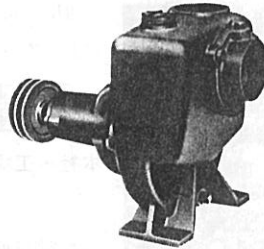
自動給水装置
農事用フレッシャー500



新型BTタンクと自吸式ポンプがユニットになった、自動運転形の給水装置です。
口径40mm 1.5~2.2KW メカニカルシール形

多い水量、高い自吸性能。

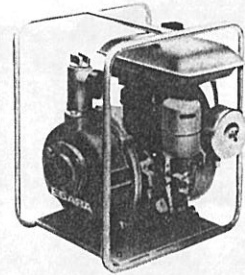
SQPB型農事用
自吸ポンプ



ベルト掛・左回転形自吸ポンプ。耕地条件の思わしくない水田でも秀れた自吸性能を発揮。
口径40~100mm 0.75~7.5KW グランドバッキング形

手軽で丈夫、始動も簡単。

SQAE自吸式
エンジンポンプ



可搬式・エンジン一体形ポンプ。ハンディタイプで取り扱いが簡単、丈夫で故障知らずです。
口径25~80mm 1.4~3.5PS 特殊メカニカルシール形



EBARA

株式会社

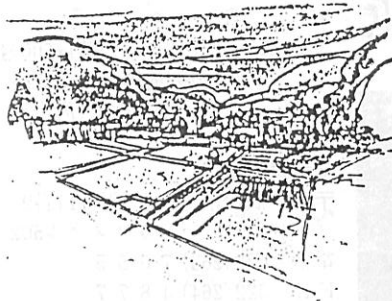
荏原製作所

本社：〒144 大田区羽田旭町11-1 電話 (03)743-6111
東北支店：〒980 仙台市一番町1-3-1 電話 (022)262-3311



トリシマポンプ

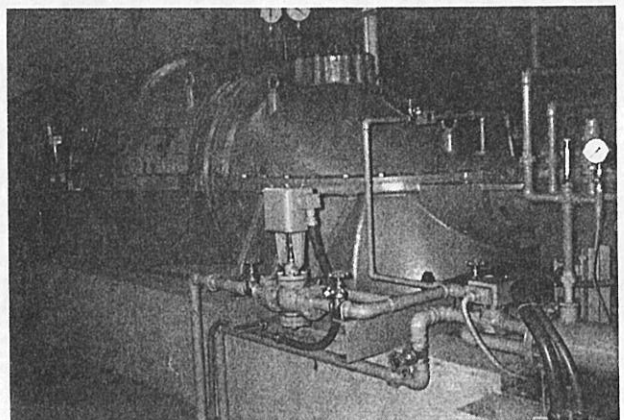
防災、かんがい事業で大きな働き



石越南部第二排水機場(宮城県殿)

口径1350ミリ横軸斜流ポンプ

2台他計3台



株式会社 西島製作所

仙台営業所 仙台市中央2丁目2番1号
仙台三菱ビル

☎ 022(223)3971(代)

本社・工場 大阪府高槻市宮田町1丁目1番8号

☎ 0726(95)0551(大代表)

かけがえのない水—今日も
電業社ポンプ。は送りつづけます
農業用水・上下水道に活躍する……



株式会社 電業社機械製作所

本社 東京都大田区蒲田五丁目28番4号

東北支店 仙台市国分町一丁目6番18号

クボタ

FW-Mパイプ

ポンプ

バルブ

技術で応えるたしかな未来

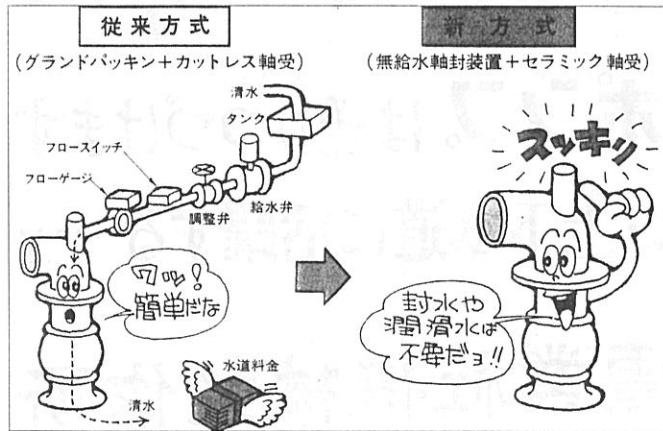
久保田鉄工株式会社

東北支店

仙台市本町二丁目15番11号

電話 (022) 267-9000

ポンプ軸封に革命。水の要らない軸封装置



特長

1. グリースポンプが要らずシンプル。
2. 保守が容易。
3. $-0.5\text{kgf/cm}^2 \sim 1.5\text{kgf/cm}^2$ までの広範囲に適用可能。



株式会社 日立製作所 東北支店

〒980 仙台市一番町二丁目4番1号(興和ビル)

☎ 022-223-0121 (代表)

三菱のポンプ。

農業用かんがい、排水を支える三菱のポンプ設備、今日もあらゆるところで皆様のお役にたっています。

— 総合技術で未来をひらく —



三菱重工業株式会社

東北支社長 古内重義

東北支社 仙台市中央2-2-1 (仙台三菱ビル) 〒980

☎ 仙台(022)264-1811

高砂製作所 高砂市荒井町新浜2-1-1 〒676

☎ 高砂(07944)2-2121

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2農林水産省農業土木試験場農地整備部地域計画研究室内におく。

1988年7月15日 印刷

1988年7月20日 発行

編 集・農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県つくば市観音台2の1の2

農林水産省農業土木試験場

農地整備部 地域計画研究室内

TEL 02975-6-7548

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

発 行 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-492-2987(代)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 17 -1 No. 35

1988. 7

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Land Improvement, Laboratory of Rural Planning

1-2, Kannondai, 2-Chome, Tsukuba-Shi

Ibaraki, 305 JAPAN